

# 浦添市景観まちづくり計画

平成20年3月

浦添市美らまち推進課

## ごあいさつ

「てだこの都市・浦添」には、琉球王統発祥の地としての歴史資産と、それを支えた自然環境や活気にみちあふれたまち並みが広がっています。また、かつてそこには、山青く水清い美しい自然環境の中に人々の素朴な暮らしがありました。

しかしながら、先の沖縄戦は壊滅的な打撃を与え、多くの人命とともに緑豊かな集落や歴史文化遺産を瓦礫の風景に変えてしまいました。

今日、急速に都市化が進行し、近代的都市機能が強化され、市民生活の利便性が向上する一方で、都市開発等により身近な自然や歴史的景観は徐々に失われてきており、私たちには、残された数少ない自然景観や歴史景観を守り育てるとともに、量から質へのまちづくりに取り組むことが求められています。

こうしたなか、本市は、景観形成や住環境改善の実践的な施策を積み重ね、景観整備や壁面緑化の誘導、市民の意識向上を目的に昭和63年に「都市景観形成基本計画」を策定し、平成11年には市民参加を促進しかつ支援する「まちづくりプラン賞」を制定、市民が主体となった景観まちづくりに取り組んでまいりました。

そして、地域の個性など活きた美しいまち並形成を図る施策を積極的に展開していくため、平成18年に景観行政団体になり、景観法に基づく「浦添市景観まちづくり計画」を策定いたしました。

私たちが住む浦添市が美しく、親しみやすい愛着のある都市であってほしいことは、誰もが望むことであります。

今後は、この「浦添市景観まちづくり計画」に基づき、市民のみなさまと協働して魅力ある都市景観の形成に努めてまいりたいと思いますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

おわりに、この計画策定にあたり多大なご尽力をいただきました浦添市景観まちづくり審議会をはじめ、貴重なご意見ご提言をいただきました市民のみなさまに対しまして心からお礼申し上げます。

平成二十年三月

浦添市長 儀 間 光 男

# 目 次

## 第1章 景観まちづくり計画の考え方(構成編)

1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の体系	5

## 第2章 浦添の景観特性と課題(現況編)

1. 景観の捉え方	7
2. 浦添の景観の変遷	8
3. 浦添の景観資源	12
4. 浦添の景観特性と課題の整理	24

## 第3章 景観まちづくりの方針及び基準(計画編)

1. 理念・目標	29
2. 景観計画の区域(法第8条第2項第1号)	31
3. 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号)	32
(1) 協働の景観まちづくりの方針	32
(2) 骨格別景観まちづくりの方針	36
(3) 類型別景観まちづくりの方針	43
4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第3号)	54
(1) 行為ごとの景観形成基準	54
(2) 行為の届出の流れ	58
5. 浦添市景観まちづくり重点地区(浦添市景観まちづくり条例第10条)	59
(1) 重点地区の考え方(浦添市景観まちづくり条例第10条)	59
(2) 仲間重点地区の区域(浦添市景観まちづくり条例第10条)	60
(3) 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号)	61
(4) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第3号)	68
6. 景観重要建造物・樹木の指定の方針(法第8条第2項第4号)	71

## 第4章 推進に向けて(推進編)

1. 推進に向けての考え方	73
2. 多面的な取り組みの推進	73
(1) 法に基づく取り組み	73
(2) 自主的取り組み	74

# 第1章 景観まちづくり計画の考え方(構成編)

## 1. 計画の背景と目的

### (1) 計画が必要とされる背景

国民の意識が、物質的豊かさから精神的豊かさを重視する方向へ変化し、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、地域の主体性・自主性を最大限尊重しつつ、地域固有の歴史や伝統に立脚したまちづくりへの関心や機運が年々高まっています。

国は、平成16年6月に景観法を公布し、地域の景観問題への取り組みを後押しする環境を拡充しています。内閣府沖縄総合事務局においては、「“美ら島沖縄”風景づくりのためのガイドライン」を策定し、沖縄らしい風景の実現にむけた取り組みの基本理念として活用されているところです。

一方、本市においても景観まちづくりに対する関心が高まっています。私たちの住む浦添市が美しく、親しみやすい愛着のある都市であってほしいことは、誰もが望むことであります。本市まちづくりの羅針盤となる第3次浦添市総合計画において、「てだこの都市・浦添」の将来像を実現するために、浦添らしさを活かしたまちづくりの方向性を示しています。かつて浦添市は、美しい自然環境の中に人々の素朴な暮らしがありました。しかしながら去る沖縄戦において本市は激戦地となり、多くの人命とともに緑豊かな集落や歴史文化遺産、自然等の資源を失いました。また、昭和30年代頃からスプロール的に都市化が進行し、それに伴い、自然緑地の減少、住環境の悪化、良好な街並みの減少、市民相互の連帯意識の低下等、様々な都市問題が顕在化してきました。

そのような中で、景観形成や住環境改善の方策として建築協定締結、地区計画、都市景観賞の制定(昭和59年)、彫刻のある街づくりなどの実践的な施策を積み重ねてきました。昭和63年度に都市景観形成基本計画の策定、平成11年度には市民参加を促し、かつ支援する表彰・助成制度の「まちづくりプラン賞」を制定し、市民が主体となった景観まちづくりの取り組みを実践してきています。

ゆとりとうるおいが一層求められるようになった昨今、私たちは残された貴重な自然環境を守り育てると同時に、量から質へとまちづくりの思想の転換を図ることが、今日私たちに与えられた責務と考えます。このような認識のもと、今後とも景観まちづくりを積極的に進めるために景観行政団体となり、景観法に基づく景観計画を協働により策定することにしました。

### (2) 計画の目的

本景観計画は、このような背景を踏まえ行政と市民・企業・NPOなどが一緒になって、浦添の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、及び創造する協働の景観まちづくりを推進し、誇りと愛着の持てる「てだこの都市・浦添」の実現に寄与し、良好な景観の次代への継承に資することを目的に策定します。

#### ○都市景観賞



#### ○まちづくりプラン賞



#### 「21はらAGUR隊」





## 2. 計画の位置づけ

### (1) 計画の構成

本計画は以下の4章で構成しています。

第1章は、計画策定の背景と目的、位置づけ、計画の体系などを示した「構成編」です。

第2章は、景観の捉え方や本市の景観の変遷、景観資源、特性と課題などを示した「現況編」です。

第3章は、本市の良好な景観の形成に関する理念・目標、景観計画の区域、方針及び景観形成基準などを示した「計画編」です。

第4章は、協働の景観まちづくりの推進に向けた手法、プログラムなどを示した「推進編」です。

### (2) 計画の位置づけ

#### 法的位置づけ

本計画は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観計画(法定計画)として作成されています。景観法に規定する項目のうち、景観計画の区域、景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針、及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のほか、必要な事項について定めています。

特に、第3章の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に記載する基準等については、景観法第8条第2項第3号に該当する部分であり、行為の主体者は景観法の規定に則した手続き等が義務付けられます。

また、景観法の規定に基づき本市が景観行政団体として別に定める景観まちづくり条例に記載する部分については、本計画中にその旨明記しています。

#### 基本的な構成

浦添市景観まちづくり計画の基本的な構成は、大きく2つに分かれており景観法に基づく法定事項とこれまでの本市の実践的な景観行政の取組について、「推進に向けて」の中で自主的事項として定めています。

#### 計画の基本的な構成

##### 景観法第8条に基づく事項(法定事項)

景観計画の区域(法第8条第2項第1号)

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号)

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第3号)

景観重要建造物・樹木の指定の方針(法第8条第2項第4号)

上記4項目の必須事項を定めています。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項、景観重要公共施設の占用の許可の基準については、今後、市民及び関係者等との論議を深め、できるものから順次策定していきます。

##### 市独自の景観行政の取組事項(自主事項)

景観まちづくり重点地区 市条例第10条に定める地区で、重要かつ先導的なモデルとなる地区を定める

表彰・助成制度 「都市景観賞」、「まちづくりプラン賞」、「景観形成助成(まちづくり交付金事業)」など

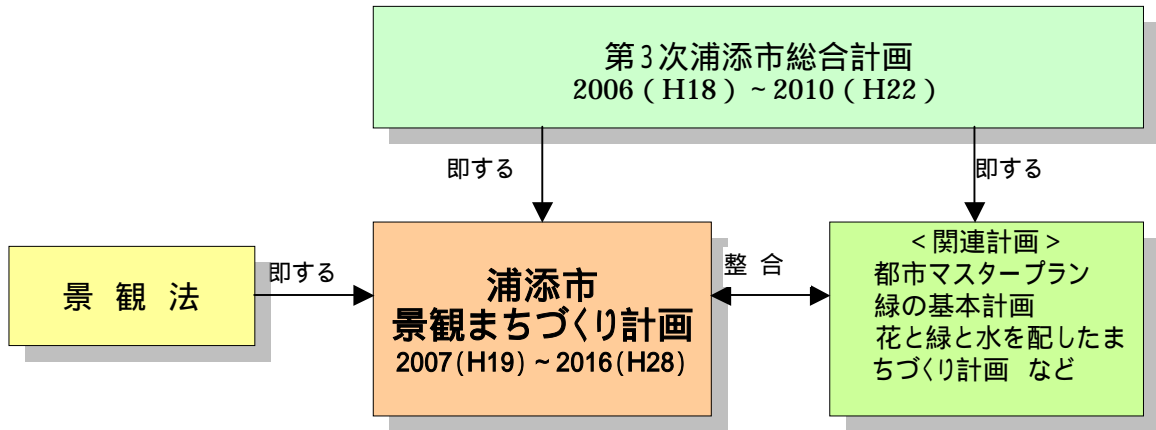
審議会等 「浦添市景観まちづくり審議会」、「景観まちづくりアドバイザー」、「庁内連絡会議」など

市直轄の公共構造物の指針 土木、建築など

### 庁内における位置づけ

本計画は、第3次浦添市総合計画基本構想に即し、同構想に謳われた「てだこの都市・浦添」の都市像実現を、良好な景観の形成を通して行うための協働による景観まちづくりの施策を総合的に明らかにするものです。

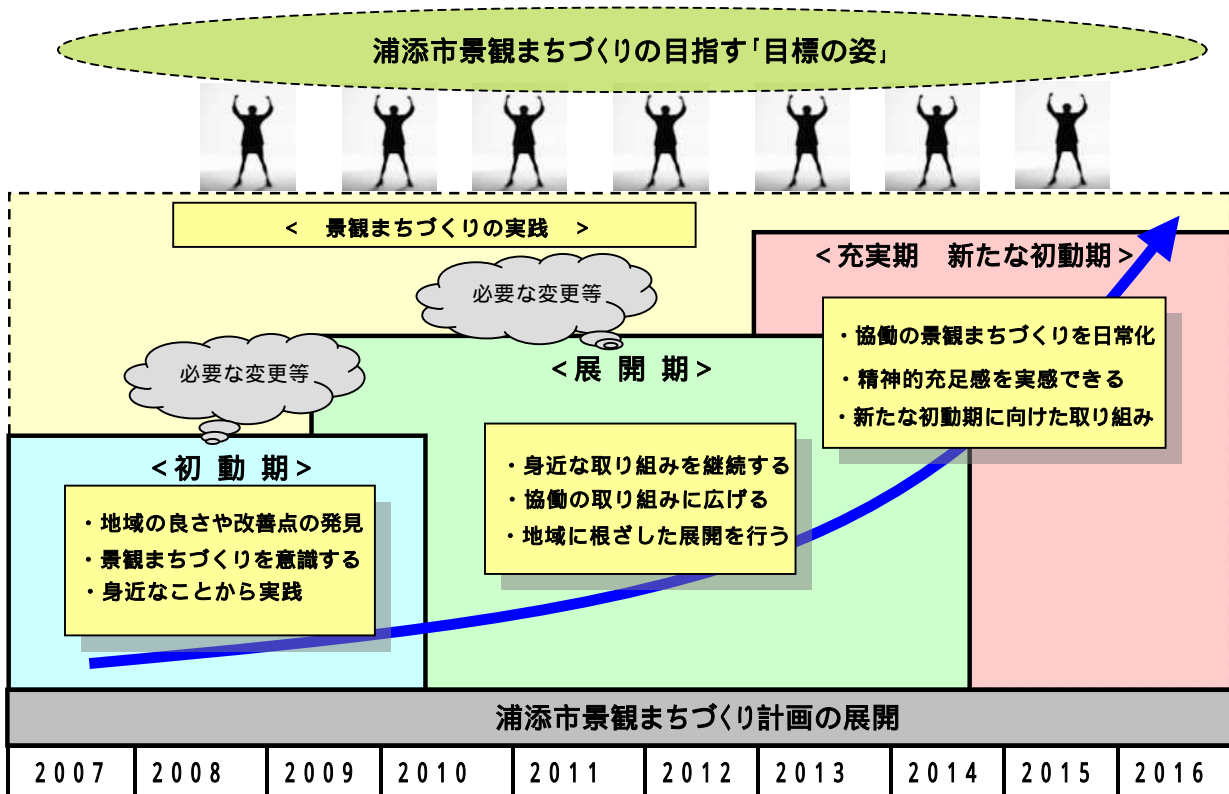
また、本計画は、浦添市都市計画マスタープランや浦添市緑の基本計画、その他の行政計画と整合するものです。



### 計画期間と見直し

本計画の計画期間を2007年(平成19年)から2016年(平成28年)までとし、10年を目途に段階的に浦添の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、創造する協働の景観まちづくりを推進し、良好な景観の次代への継承に資することを目的に策定します。

しかし、社会経済情勢の変化等に迅速に対応する必要から、浦添市総合計画をはじめ、都市計画マスタープランなどの上位・関連計画と絶えず整合を図り、景観まちづくり重点地区の追加や都市計画法に基づく景観地区への移行などの際には、途中で必要な変更等を行うこととし、実情に即した計画内容の検討を行うものとします。



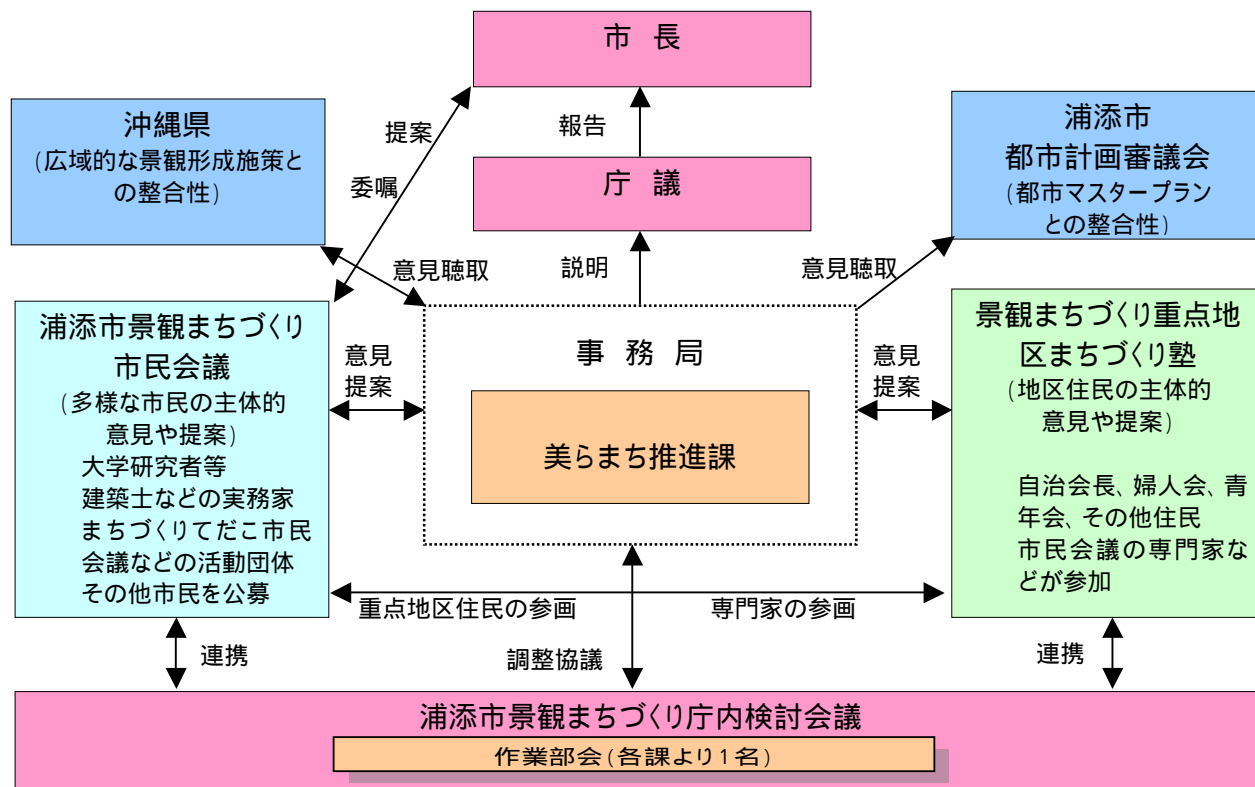
### (3) 策定の経緯

本計画の策定にあたっては、広く市民等の意見を反映させるため、以下の検討組織の設置や意見交換会を実施し、協働による景観まちづくりの検討を重ねてきました。

取組	概要
知事の承認を得て景観行政団体となる(平成18年10月4日)	平成18年8月29日 沖縄県知事同意 平成18年8月31日 景観行政団体となる告示
浦添市景観まちづくり市民会議(平成18年8月～平成19年5月)	本市の景観まちづくりに関心のある一般市民と専門家で構成され、景観計画の案づくりをワークショップ及び検討会方式で行う。
仲間地区まちづくり塾(平成18年10月～平成19年5月)	仲間地区住民と協働で、行為の制限に関する具体のルールづくりを行う。
関係団体意見交換会(平成19年4月～5月)	景観計画に密接に関わる沖縄県建築士会浦添・西原支部と意見交換会を行う。
素案の公告縦覧(平成19年4月～5月)	景観計画素案を市役所庁舎内及びインターネット上で公開し、広く一般市民、県民等の意見を聴取する。
都市計画審議会(平成19年5月)	浦添市都市計画審議会に諮り、意見聴取を行う。
計画の告示と条例の施行(平成19年7月1日)	「浦添市景観まちづくり計画」の告示と「浦添市景観まちづくり条例」を施行する。
計画と条例に基づく行為の届出(平成20年1月4日)	「浦添市景観まちづくり計画」と「浦添市景観まちづくり条例」に基づく行為の届出が始まる。
変更計画の公告縦覧(平成19年11月～12月)	仲間重点地区を組み込んだ変更計画案を市役所庁舎内及びインターネット上で公開し、広く一般市民、県民等の意見を聴取する。
浦添市景観まちづくり審議会(平成19年12月26日)	仲間重点地区を組み込んだ変更計画案についての諮問、意見聴取を行う。
浦添市議会(平成20年3月)	浦添市議会に仲間重点地区を指定を盛り込んだ浦添市景観まちづくり条例の追加・変更(案)を上程。
計画の告示と条例の施行(平成20年7月予定)	浦添市全域を対象に仲間重点地区を組み込んだ「浦添市景観まちづくり計画」の告示と「浦添市景観まちづくり条例」の施行を行い、重点地区の行為の制限を始める。

### (4) 策定の体制

本計画の策定体制は以下のとおりです。



### 3. 計画の体系

【理念・目標】

【景観計画区域】(第8条2項1号)

【良好な景観まちづくりの方針】(第8条2項2号)

【景観まちづくりの基準等】

【実現のプロセス】

第3次浦添市総合計画  
(将来像:てだこの都市・浦添)

< 関連計画 >  
浦添市都市マスタープラン  
浦添市緑の基本計画 など

浦添市景観計画の理念  
てだこ市民による  
ウラオソイ風景づくり

目標

てだこ市民が率先して取り組む協働の景観まちづくり  
てだこまちの緑と水辺と微地形を活かした景観まちづくり  
てだこ市民の心を結ぶ歴史文化の薫る景観まちづくり  
てだこまちの活力と国際性を活かした景観まちづくり

本市景観の特性と課題

【特性】  
断層によってつくられた微地形と眺望点  
琉球王統発祥の地  
新旧のくらしの多様な表情 など

【課題】  
協働の景観まちづくりの推進  
水・緑の骨格の保全・再生  
歴史文化のよりの保全・再生  
幹線の景観形成  
日常のくらしの景観づくり  
重点地区の景観づくり など

【区域】

景観計画区域  
= 浦添市全域  
(地先公有水面を含む)

重点地区  
市条例第十条

【基本方針】

協働の景観まちづくりの方針

1. 市民・地域住民の取り組みの方針
2. 事業者の取り組みの方針
3. 行政の取り組みの方針

実現の手だて

【基本的な景観の構成】

骨格別景観まちづくりの方針

1. 緑の両翼
2. 水・緑の大循環
3. 歴史文化のよりのところ
4. 都市を貫く軸線

類型別景観まちづくりの方針

1. 伝統集落地区
2. 住宅市街地地区
3. 区画整理・開発団地地区
4. 商業・業務地区
5. 工業・流通地区
6. 跡地利用・新規開発地区
7. 市街化調整区域地区

重点地区景観まちづくりの方針

1. 仲間重点地区
2. 今後の重点地区

その他の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針(第8条2項4号)
2. 景観重要樹木の指定の方針(第8条2項4号)

法に基づく取り組み

景観法の活用  
行為の制限、景観重要建造物・樹木・公共施設、景観協議会・景観協定・景観整備機構

都市計画法の活用  
景観地区、風致地区、地区計画  
緑地保全地区、特定用途制限など

その他既存法の活用  
建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法  
河川法、海岸法、港湾法、道路法  
文化財保護法、農地法、環境基本法など

自主的取り組み

景観まちづくり活動への支援等  
< 全市的な取り組み >  
表彰・助成(まちづくりプラン賞など)  
< 重点地区・景観協定地区等での取り組み >  
景観形成への助成(金銭的、物的)  
景観まちづくり活動への支援(技術、人)  
協働の景観まちづくり事業(リーディング事業、モデル事業、公共事業の指針、ガイドラインづくり等)

庁内関連部局との整合・連携  
「第3次浦添市総合計画」  
「浦添市都市マスタープラン」  
「浦添市緑の基本計画」  
その他、土地利用、環境、観光、文化財等の計画

県・国との連携強化  
「沖縄振興計画」  
「沖縄県都市マスタープラン」  
「沖縄県広域緑地計画」  
「美ら島沖縄風景づくりガイドプラン」  
「港湾計画」 など

審議会

景観まちづくり市民会議

アドバイザー制度等

庁内連絡会議

【目標の姿】及び【目標基準】

【目標の姿】及び【目標基準】

【行為の届出】

大規模行為については届出

【行為の制限】

(第8条2項3号)

建築物・工作物の位置、形態、意匠、素材、敷地の緑化・垣・柵・塀など

開発行為など

【地区まちづくりの精神】、【地区まちづくりの将来像】及び【目標基準】

行為の届出

建築物等の形態意匠、柵、塀など

開発行為など

< 初動期 >

地域の良さや改善点を発見する

景観まちづくりを意識する

身近なことから実践する

など

< 展開期 >

身近な取り組みを継続する

協働の取り組みに広げる

地域に根ざした景観まちづくりを展開する

など

< 充実期 >

協働の景観まちづくりを日常化する

精神的充足感を実感できる

新たな初動期に向けた取り組みにつなげる

など

## 第2章 浦添の景観特性と課題(現況編)

### 1. 景観の捉え方

景観とは、都市や地域を構成する自然、建築物・工作物などの物的環境についての空間あるいは見え方、感じ方と捉えられます。

この見え方、感じ方は、「対象」と「観る者」の相互作用であり、単に視覚的な事象に止まらず、観る者のその時の気分や環境としての気候、匂い、音、肌ざわり(例えば歩道や広場の舗装材等)などと密接に関連しています。このように、景観の形成は、人間の知覚全体で把握する空間あるいは場の整備を対象としています。

また、景観は、区切られ独立した空間あるいは場、及び時間を対象としつつも、そこに都市及び地域全体の形態・活動・時間(歴史)の脈絡の中に位置づけられています。すなわち、景観は、都市や地域の規模、そこで繰り広げられる諸活動や市民生活のスタイル、長年にわたって培われた歴史、文化の蓄積を反映しているといえます。こうしたことから、景観の形成は、その都市・地域の固有な表現としての性格をもちます。

このように、景観のもつ性格が多様で総合的であることから、今後、良好な景観の形成に際しては、以下の諸点に留意しながら進めていきます。

#### (1) 多元的な対応

現代社会は多様な価値観をもつ市民で成り立っています。ある人が「好き」と評価しても、別の人は「きらい」と評価する場合があります。景観形成施策においては、こうした評価の違いが必然的なものになります。こうした中であって、景観形成施策を進めていくためには、協働の景観まちづくりの観点から評価の違いを相互に十分議論し、洗練された理解を深め工夫に努める必要があります。

#### (2) 原点と展開理論の明快化

一方、浦添市の景観は「ここから始まる」といった、原点となる景観は存在しています。これだけは大切にしていく必要があるといった景観を明確に評価していくべきです。こうした景観は、本計画においては、「骨格別景観まちづくりの方針」に掲げられている景観要素といえます。

#### (3) 夢の重視

景観形成の理論は、しばしば過去と現状の将来への保全に偏りがちです。もちろん良好な景観資源の保全は当然のこととして重視していかなければなりません。しかしながら、こうした良好な資源も、過去においては極めて周辺と異質で、当時としては初めて見るような新しい要素であったかもしれません。現在進める景観まちづくりは、将来に向けた新しい良好な資源の創造という観点も重視しながら取り組む必要があります。



## 2. 浦添の景観の変遷

本市のかつての豊かな風景について、以下の記述資料があります。「浦添市はかつて、山青く水清い、平和郷であった。そこでは、毎年闘牛が行われ、綱引き、棒術、獅子舞い等の民俗行事も盛んで豊かな自然環境は私たち先祖の生活を営々とはぐくみ、育ててきた。」（「写真にみる浦添のあゆみ」）



城間の闘牛大会（昭和30年代）

### (1) 琉球王都を生んだ浦添

浦添の歴史は古く、沖縄歴史上、最初に王統が確立した地域として知られています。12世紀には歴史の表舞台に登場し、伊祖城跡から東方の浦添城跡にいたる丘陵地帯を中心地に、1187年から1406年までの220年間にわたり舜天、英祖、察度の三王統により、政治、経済、文化の中心地として富み栄えていました。その後、王都が首里に移ってから浦添グスクの麓に間切り番所が置かれ地域の中心的な地となり、浦添出身の尚寧が第二尚氏第七代国王に即位するなど、首里王府とのつながりは続きます。



近世後半の牧港津口付近（1854年）

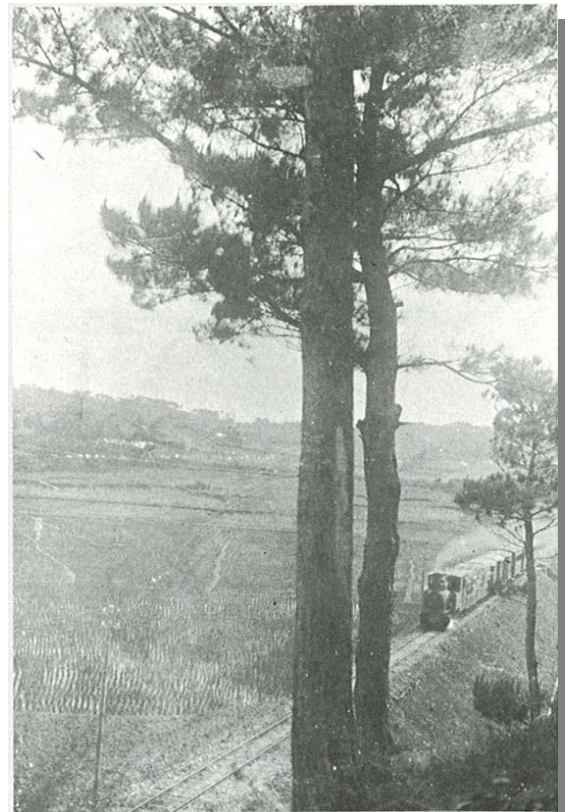
### (2) 昭和初期～戦前

#### <農村の風景>

本市のかつての豊かな田園風景について、以下の記述資料があります。「王都が首里に移った後は、平和で静かな純農村社会へ移行し、戦前までサトウキビづくり、イモや野菜づくりの盛んな地域として知られていた。美しい自然環境の中に人々の暮らしがあり、今日では想像できないような、古きよき時代の浦添がそこにはあった。」（「写真にみる浦添のあゆみ」）

#### <集落の風景>

本市の戦前の集落の風景について、以下の記述資料があります。「戸を開け放して、蚊張の中でクバ扇を使いながら寝返りをうつと、満天の星空が見え、馬車挽（バシムチャー）のナークニーが聞こえて来たりした。緑豊かな屋敷林に囲まれた村のたたずまい、その緑の村（字）を結ぶ道は並松（ナマチ）と呼ばれる美しい松並木の太木が連なっ

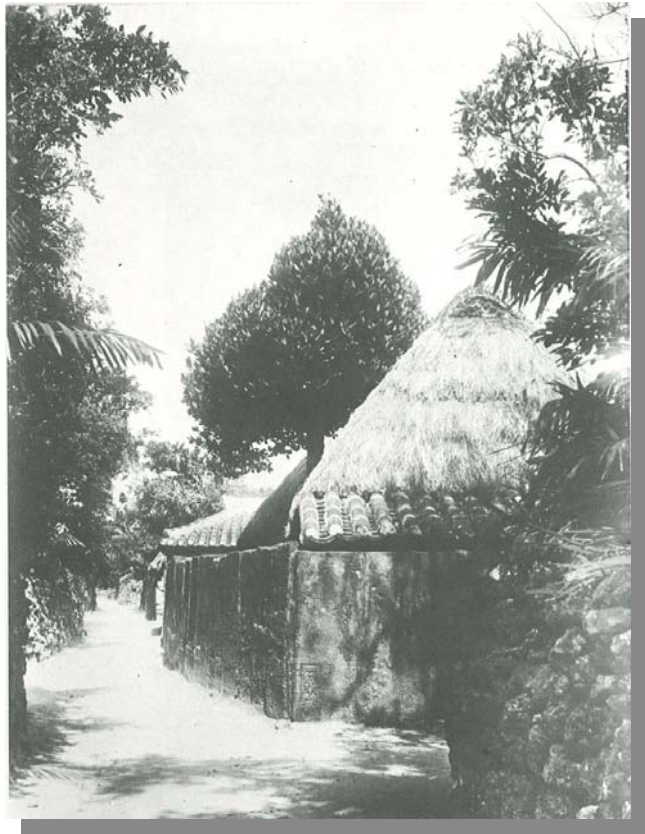


軽便鉄道が牧港付近の田園地帯を走る（昭和10年代）

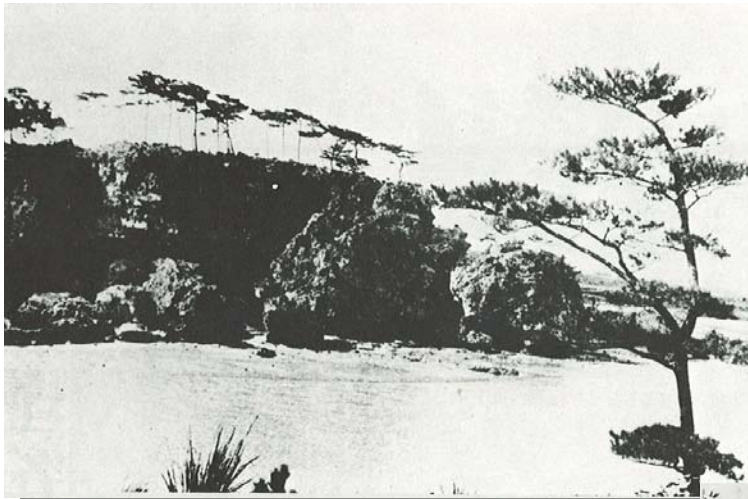
ていた。浦添街道(県道 153 号線)や仲間一当山の街路樹は大正初期までに消滅したが、県道(現国道 58 号)の並松は戦前まで残っていた。村は村屋(ムヤー)を中心におき、東西南北の道で区画され、要所には防火用の溜池があり、各屋敷はほとんど石垣で囲われ、その中に屋敷林があり、建物の大部分は茅葺で少数の瓦葺・竹茅葺があり、屋敷内にはミカン・バナナ・パイナップル等が豊かな実りをみせていた。・・・(「写真にみる浦添のあゆみ」)

<入江の風景>

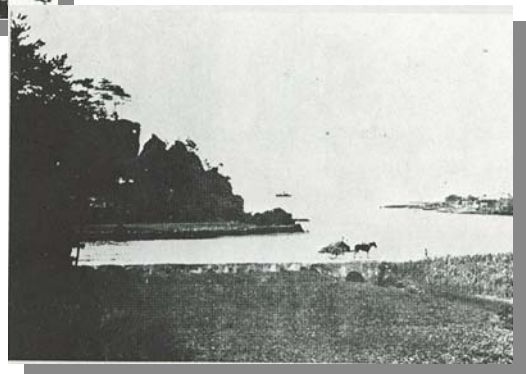
牧港入江は、本市の東部から北に流れる牧港川の河口部にあり、12~13 世紀頃は海外貿易港として栄えていました。また、地名の牧港は「為朝伝説」に由来するところでもあり、周辺には「テラブ洞」等の資源もあります。入江付近は、4~20m程の琉球石灰岩の丘が立ち並び、その風景は中頭郡でも名所の一つに数えられ、入江付近の写真は絵はがきとして販売される程であり、戦前まで美しい入江の風景でした。(戦後は、米軍道1号建設や埋立、建物の建設等により、昔の面影は薄れている)



屋敷林・石垣、茅葺、赤瓦葺等が見える小湾集落 (昭和 15 年)



写真は絵はがきとして販売 (昭和 9 年)



国頭街道の要所でもあった牧港橋を往来する荷馬車と入江風景 (昭和 2 年)



### (3)戦後～本土復帰～現在

#### <住宅地の変容>

激戦地のひとつであった浦添では、緑豊かな集落や歴史文化遺産、自然等の資源は破壊されました。人々は收容所のテント生活から、2×4(ツーバイフォー)の骨組み住宅資材、屋根はテントまたは茅葺きの戦災復興住宅が規格住宅として配布されました。昭和25年には木造瓦葺きで12.5坪が標準となる建物が復興金融基金によって融資されるようになりました。

このように、戦後の住宅は、テント→規格屋→復興金融基金住宅と進み、昭和40年代からコンクリート建築全盛の時代へと移行した。また、かつての石垣からコンクリートブロック塀、木造瓦葺きからRC造が主流となり、集落景観の変容もみられます。



戦後、いち早く復興した屋富祖通りには映画館、銀行、商店が建ち並び、基地労働者の下宿人も昭和31年頃から増えた。(昭和36年)



浦添グスクの麓に広がる住宅地区(昭和43年頃)



浦添グスクの麓に広がる住宅市街地。背後の緑の丘陵地にかつて浦添グスクが在った。(平成19年)

#### <公共事業等>

昭和30年代頃から那覇市からの人口流入の影響でスプロール的に都市化が進行し、それに伴い様々な都市問題が顕在化しました。公共事業が本格的に行われるようになったのは、昭和34年の勢理客城門原の埋立工事からで、次第に、市道を中心に一般道路の舗装や側溝等の改良事業が促進され、国道・県道においても舗装や拡幅拡



張等の改修が行われました。昭和40年代には、小湾の公有水面埋立着工、小湾川の護岸工事、緑丘団地や茶山団地等の宅地開発等に取り組み、さらに昭和45年の市昇格を機会に、浦添ニュータウンや当山ハイツ等の宅地開発や、大平インターチェンジの開通など、社会資本の整備が行われました。

特に本土復帰後の昭和47年以降は、本土法の適用を受け、昭和47年の那覇広域都市計画区域決定、伊祖区画整理事業の着手、港川公有水面埋立竣工、伊祖メガネトンネル開通、県営・市営住宅、市民会館など、都市基盤の整備を推進してきました。



浦添市をほぼ南北に縦断する国道330号線の施工中（昭和47年）



浦添市をほぼ南北に縦断する国道330号線の現在の状況（平成19年）



昭和30年代頃の屋富祖通り



昭和53年の浦添市の航空写真

### 3. 浦添の景観資源

#### (1) 骨格的資源

骨格的資源について、自然、歴史・文化、都市軸、市街地、眺望の5つの視点からまとめました。

##### ① 自然

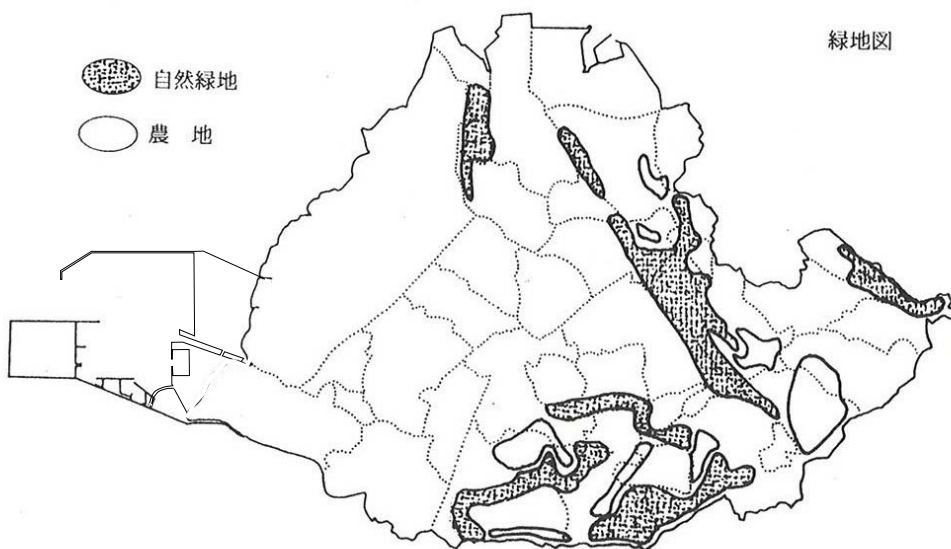
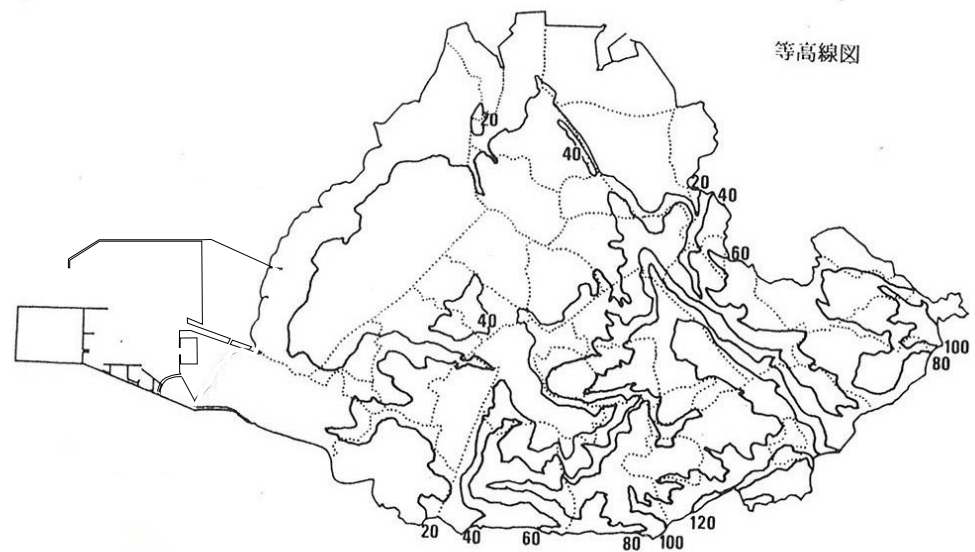
自然系は、地形、自然緑地、生産緑地、海岸線で構成されます。

地形は、本市南東部を最高点として概ね北西方向(海岸方向)へ傾斜しています。また断層や河川浸食により地形は極めて変化に富んでいます。

自然緑地は、市街地を取り囲むように、浦添断層崖、丘陵・斜面地に分布しています。

生産緑地は、市東部の市街化調整区域を中心として国道 330 号より東側の一部に残っています。

海岸線は、軍用地が大半を占め、その他は埋立地として港湾、漁業関連施設等として利用されています。また、沿岸はイノー、リーフが発達し、沖縄独特の海岸景観を生み出しています。

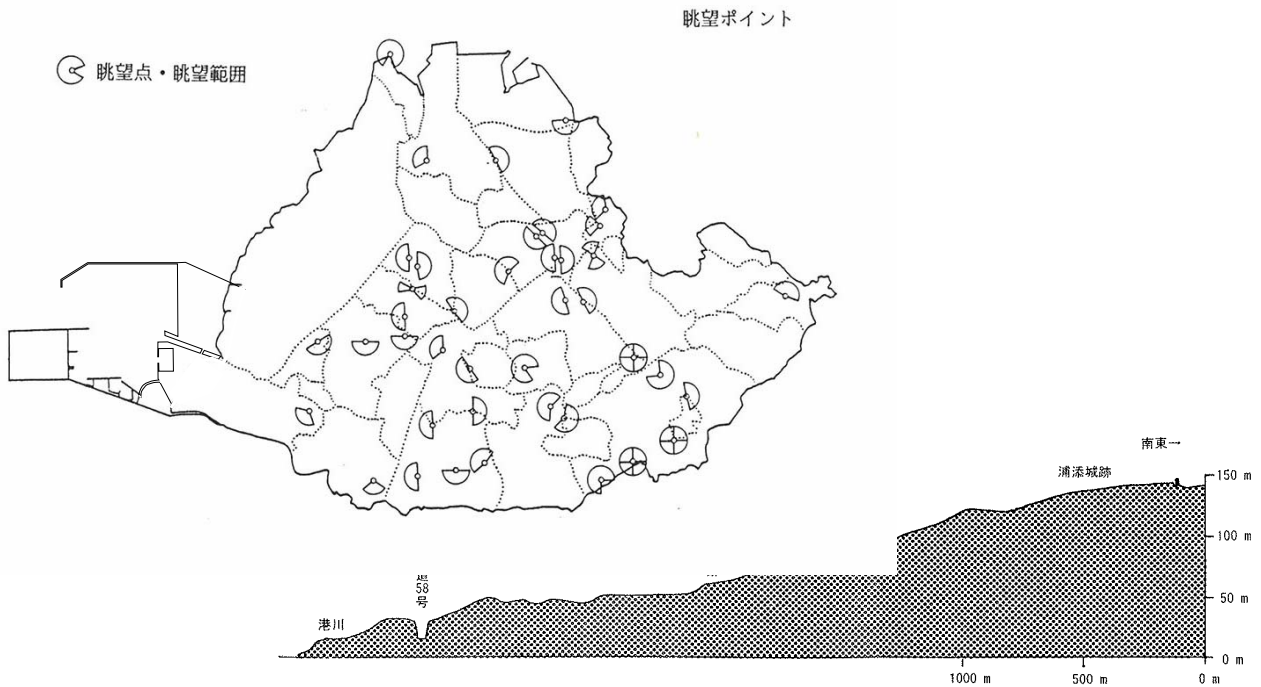




## ②眺望

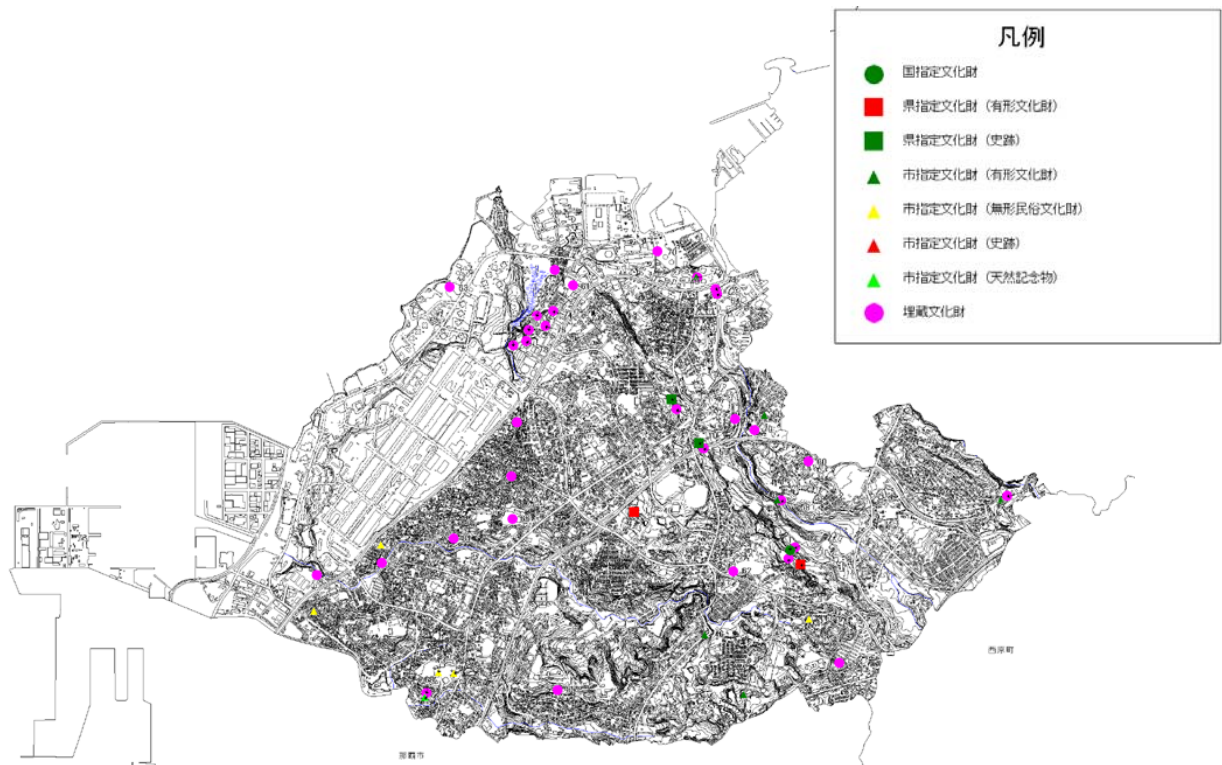
牧港から仲間にかけて延びる浦添断層崖上に多数の眺望点が点在します。その他の眺望点は、国道 330 号を境にして、東側は台地や丘陵地の頂上部並びに斜面地、西側は市街地内の微高地や小丘陵上と性格を異にしています。

全体の地形が、海に向かって傾斜しているため、市内の各所から海への眺望が開けています。



## ③歴史・文化

伊祖城跡から浦添城跡に至る空間に歴史・文化資源は、数多く点在しています。また、浦添大公園、浦添グスクの整備をはじめ、安波茶石橋、国立劇場おきなわ等の歴史・文化的な都市機能の充実も図られています。



#### ④都市軸

都市軸系は、道路と河川で構成されます。

道路は、広域幹線となる国道 58 号、国道 330 号とそれを補う県道 38 号線、153 号線、241 号線により幹線ネットワークが形成されています。沿道はほとんど宅地化され、国道 58 号、県道 38 号線沿線は、商業・業務機能が集積し、沿道景観を特徴づけています。

河川は、市の北側を牧港川、中央を小湾川、南側を安謝川がそれぞれ北流、西流しています。短い流域にあって、田園地域、市街地を流れ、変化に富んだ河川景観となっていますが、親水性には乏しい状況です。



#### ⑤市街地

市街地系は、住宅地、商業地、工業地、港湾地域、軍用地で構成されます。

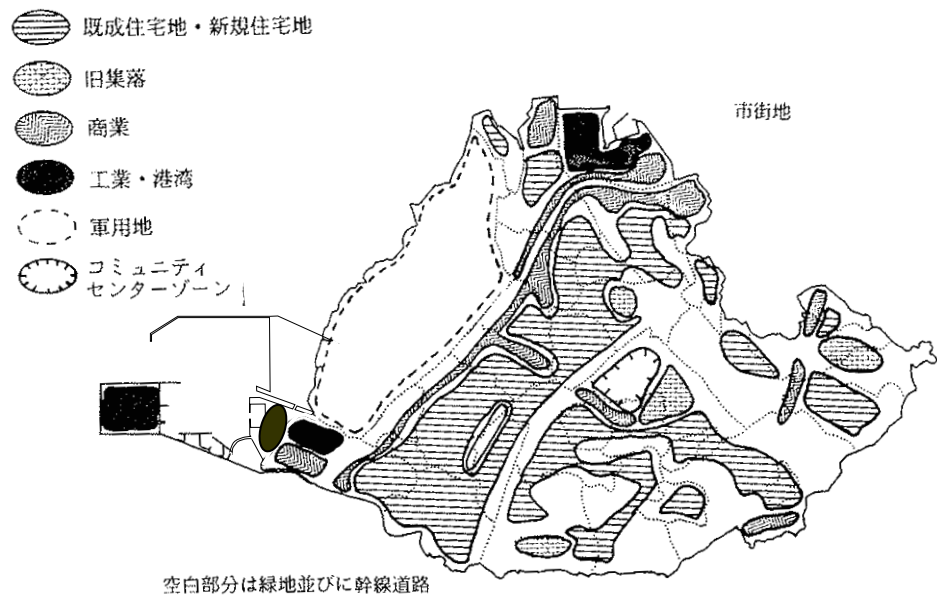
住宅地は南斜面に位置し、旧来の地割を残す集落、戦後すぐに形成された既成住宅地、区画整理等によって新たに形成された住宅地、大規模開発による住宅団地に大別されます。

商業地は、国道 58 号沿道の広域型と県道 38 号線、県道 5 号線及びパイプライン沿道の地域中心型に大別されます。

工業地は、発電所が大きな面積を占め、発電所施設はシティゲートの役割にもなり、遠方からのランドマークとなっています。

港湾地域は、水際線と一体となる景観であり、海岸部の大半を軍用地が占めている本市にとっては貴重な水辺空間となっています。

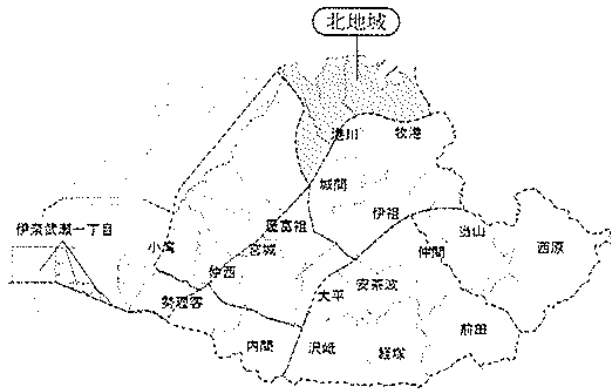
軍用地は、海岸部のかなりの面積を占め、跡地利用計画等、今後の展開が期待されると同時に景観におけるウォータフロントとしてのポテンシャルの高い地域でもあります。







# 1. 北地域

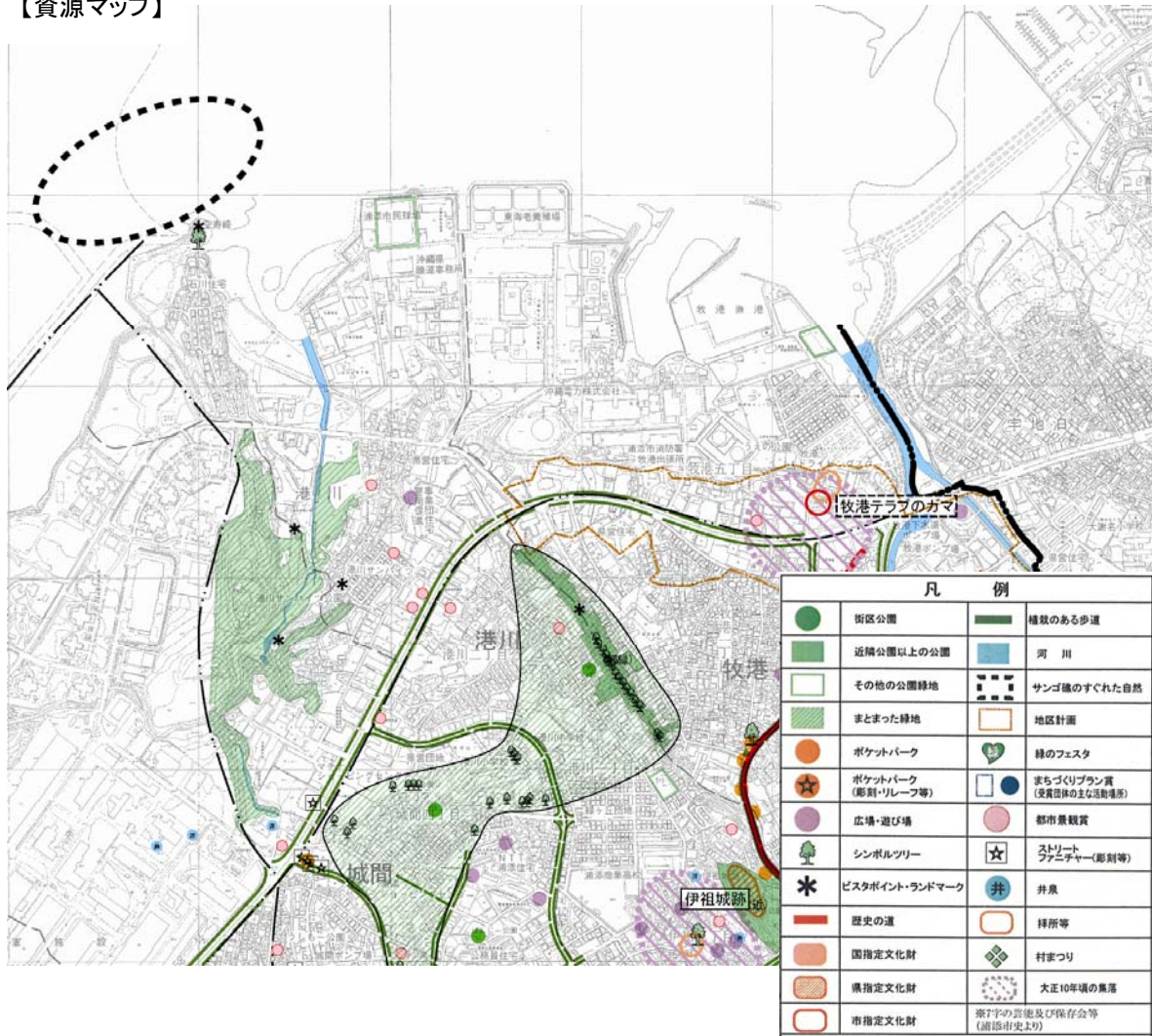


## 地域資源

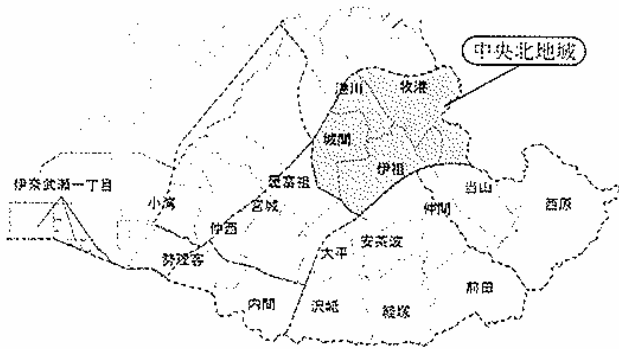
水・緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牧港川、宇地泊川（比屋良川）、シリン川</li> <li>・ カーミージー、里浜</li> <li>・ 河川沿い・河口部の緑地</li> </ul>
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牧港テラブのガマ</li> <li>・ 各地の御嶽、樋川、拝所</li> </ul>
場・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牧港自治会事務所</li> <li>・ 上野自治会館</li> </ul>
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道58号、西海岸道路</li> <li>・ 浦添市消防署牧港出張所、沖縄総合事務局陸運事務所、沖縄県自動車税事務所、浦添宜野湾漁港</li> <li>・ 牧港中央病院</li> </ul>

地域を構成する大字  
港川、牧港、城間

## 【資源マップ】



## 2. 中央北地域

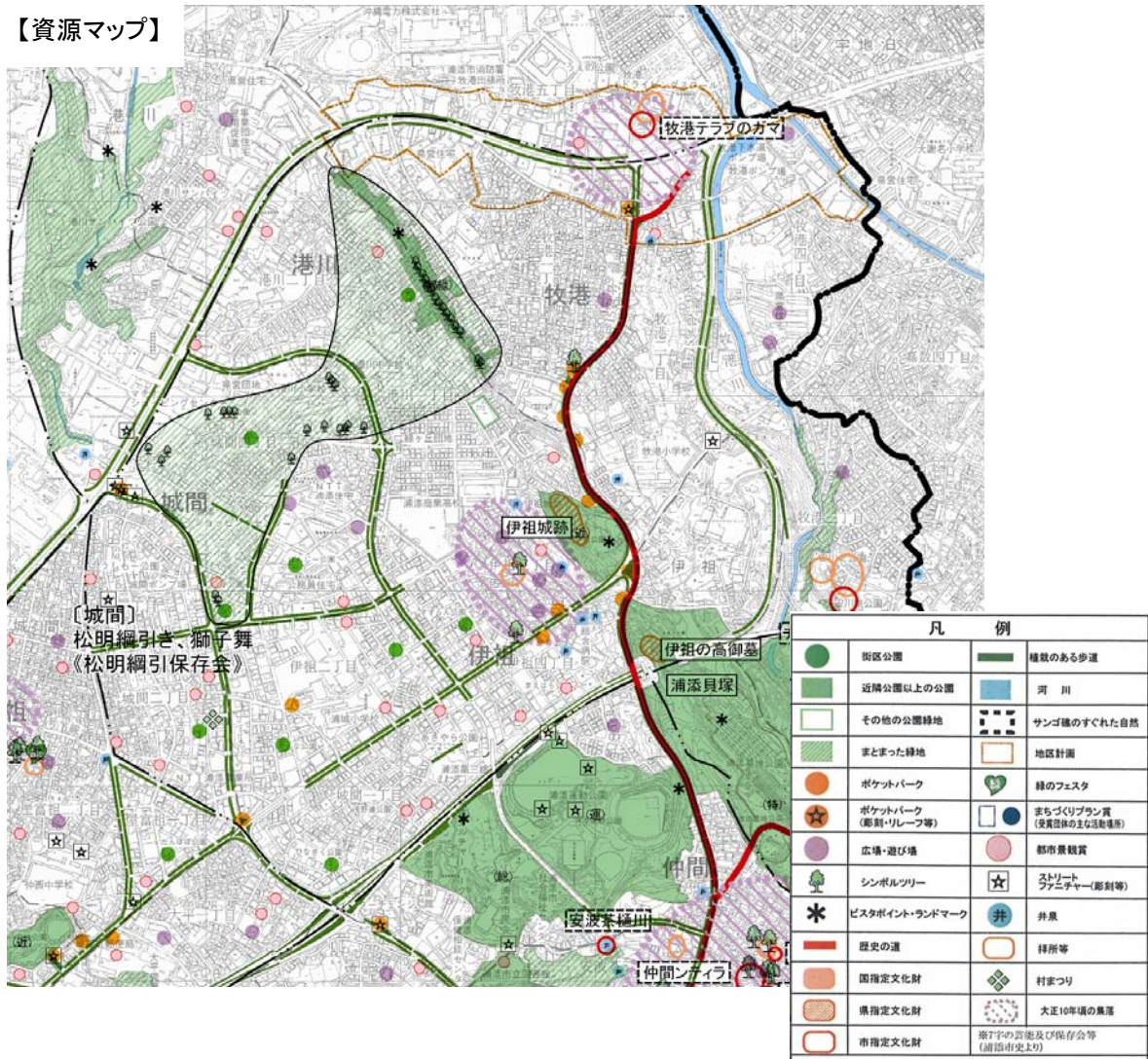


地域を構成する大字  
伊祖、牧港、港川、城間、仲間、当山

### 地域資源

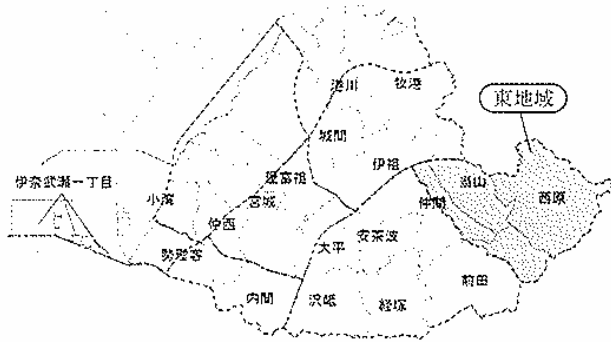
水・緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牧港川</li> <li>・ 牧港緑地、伊祖公園、浦添大公園、まちなと公園、浦城公園、かんかな公園、すみれ公園、ひなぎく公園、すずらん公園</li> </ul>
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊祖城跡、伊祖の高御墓、浦添貝塚、チシフチャー洞穴遺跡</li> <li>・ 各地の御嶽、樋川、拝所</li> </ul>
場・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牧港公民館、浅野浦公民館、伊祖公民館、マチナトタウン自治会、安川団地自治会、浦添市街地住宅集会所</li> <li>・ 港川小学校、牧港小学校、浦城小学校、港川中学校</li> </ul>
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道58号、国道330号、パイライン、学園通り、サンパーク通り</li> <li>・ 浦添商業高校、税関牧港出張所、牧港交番、牧港郵便局、伊祖郵便局、城間郵便局、浦添市民テニスコート</li> <li>・ 浦添総合病院、浦添海邦病院、嶺井第3病院</li> </ul>

### 【資源マップ】





### 3. 東地域

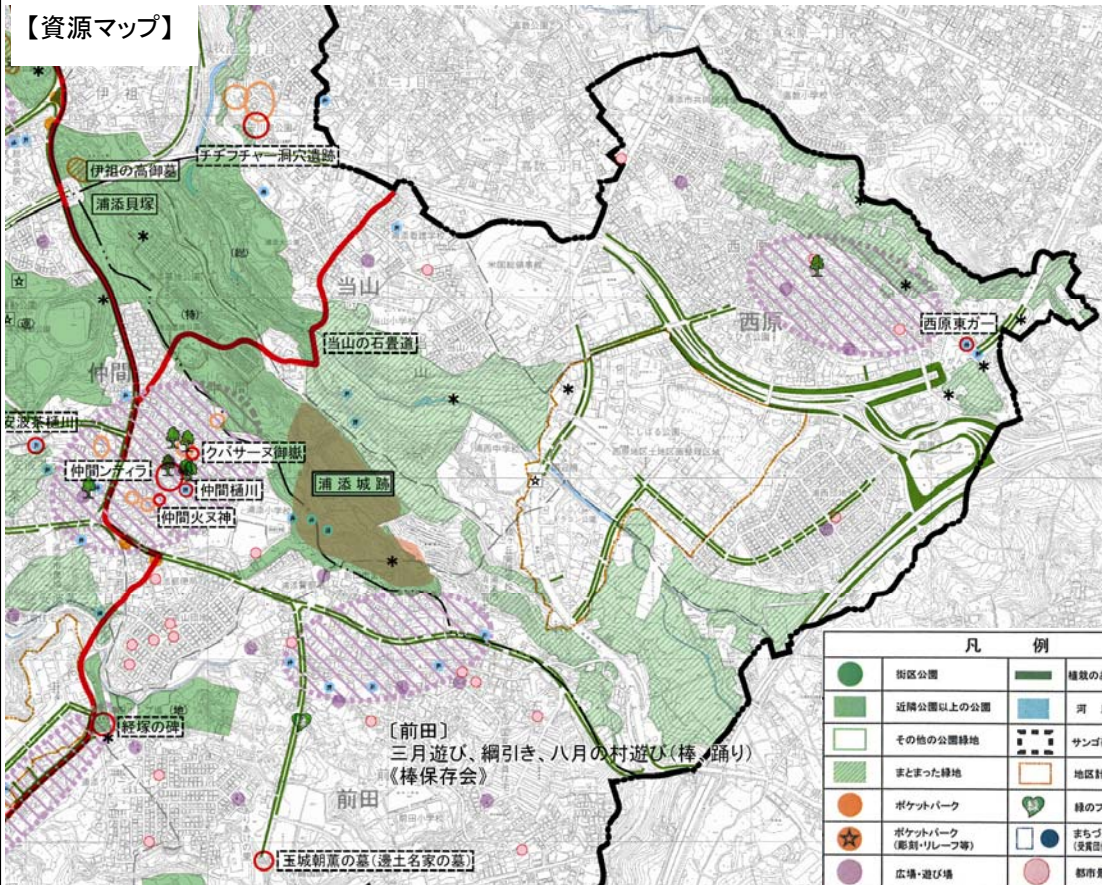


地域を構成する大字  
西原、当山、前田、仲間、伊祖

#### 地域資源

水・緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牧港川、宇地泊川(比屋良川)、河川沿い斜面緑地</li> <li>・ 浦添大公園、浦添墓地公園</li> </ul>
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浦添グスク、浦添貝塚、当山の石畳道、西原東ガー</li> <li>・ 各地の御嶽、樋川、拝所</li> </ul>
場・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西原公民館、かりゆしセンター、当山公民館、浦西団地集会所、広栄公民館</li> <li>・ 当山小学校、浦西中学校</li> </ul>
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道330号、県道38号線、県道241号線</li> <li>・ 浦添看護学校、鏡が丘養護学校、西原児童センター、県医療福祉センター、浦添消防本部、西原郵便局、米国総領事館</li> <li>・ 嶺井第2病院</li> </ul>

#### 【資源マップ】



凡 例			
●	街区公園	—	種数のある歩道
■	近隣公園以上の公園	—	河 川
□	その他の公園緑地	■	サンゴ礁のすぐれた自然
■	まとまった緑地	□	地区計画
○	ポケットパーク	★	緑のフェスタ
○	ポケットパーク (彫刻・リレー等)	●	まちづくりプラン策 (民間団体の主な活動場)
○	広場・遊び場	●	都市景観賞
●	シンボルツリー	★	ストリート・アーティスト (彫刻等)
*	ビスタポイント・ランドマーク	井	井泉
—	歴史の道	○	拝所等
■	国指定文化財	◆	村まつり
■	県指定文化財	●	大正10年頃の集落
○	市指定文化財	●	※7字の芸術及び保存会等 (諸語市史より)



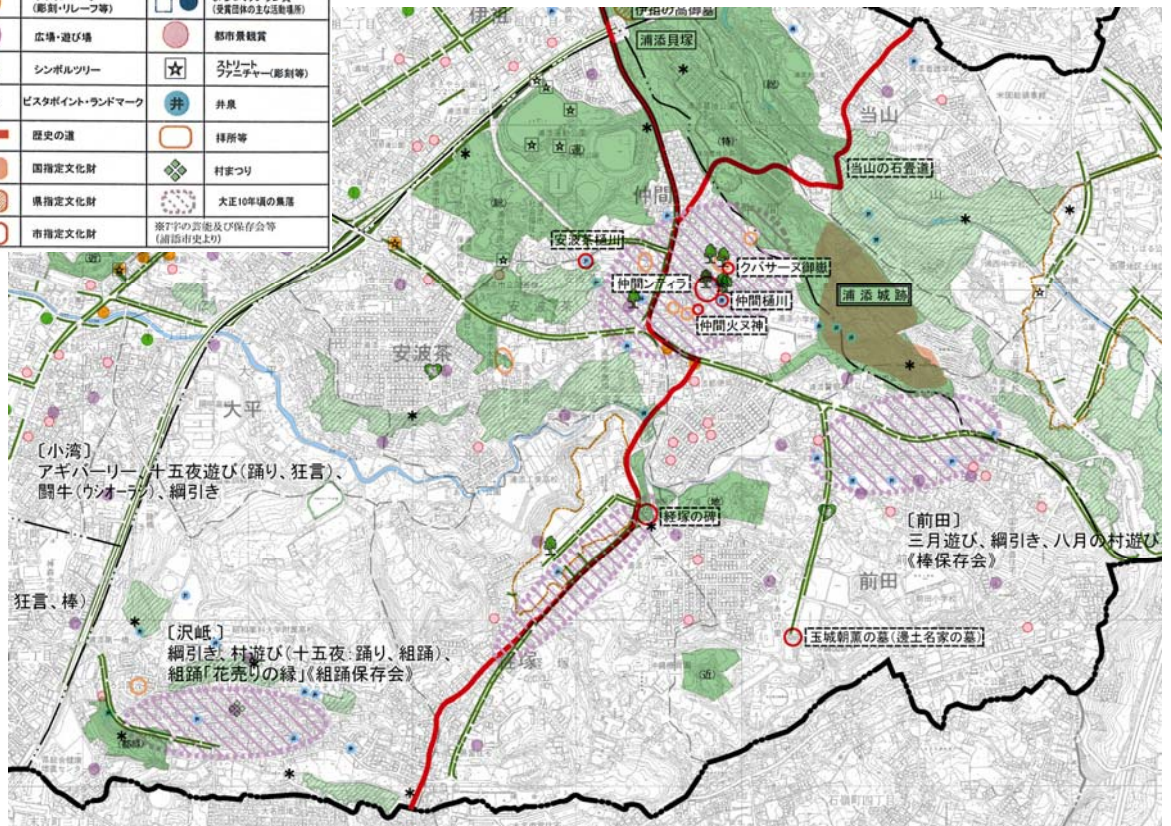
#### 4. 中央南地域



地域を構成する大字  
安波茶、仲間、前田、経塚、大平、沢岷  
伊祖

#### 【資源マップ】

凡 例			
	街区公園		種数のある歩道
	近隣公園以上の公園		河 川
	その他の公園緑地		サンゴ礁のすぐれた自然
	まとまった緑地		地区計画
	ポケットパーク		緑のフェスタ
	ポケットパーク (彫刻・レリーフ等)		まちづくりプラン賞 (受賞団体の主な活動場所)
	広場・遊び場		都市景観賞
	シンボルツリー		ストリート テクニチャー(彫刻等)
	ビスタポイント・ランドマーク		井泉
	歴史の道		拝所等
	国指定文化財		村まつり
	県指定文化財		大正10年頃の集落
	市指定文化財		※7字の芸術及び保存会等 (前田市史より)

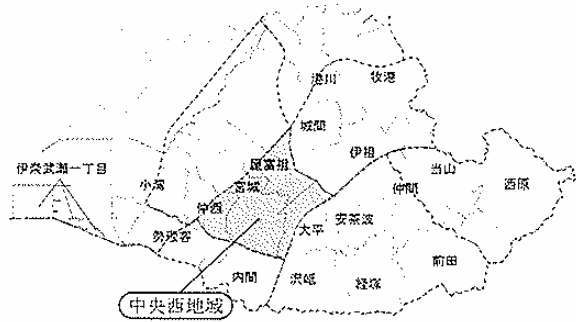


#### 地域資源

水・緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>小湾川、沢岷川</li> <li>浦添運動公園、浦添カルチャーパーク、クニンドーの森公園、前田公園、経塚公園</li> </ul>
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>浦添グスク、浦添貝塚、クバサーヌ御嶽、仲間樋川、仲間ンテラ、仲間火又神、安波茶樋川、経塚の碑、玉城朝薫の墓</li> <li>各地の御嶽、樋川、拝所</li> </ul>
場・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>浦添市中央公民館、仲間自治会館、安波茶自治会館、前田自治会館、経塚公民館、沢岷公民館、ニュータウン自治会公民館、茶山集会所、前田住宅集会所、前田市営住宅集会所、安波茶市営住宅集会所、浦添グリーンハイツ集会所</li> <li>浦添小学校、前田小学校、沢岷小学校、浦添中学校</li> <li>前田三月遊び、綱引き、八月村遊び(棒、踊り)、沢岷綱引き、村遊び(十五夜、踊り、組踊「花売りの縁」)</li> </ul>
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道330号、県道38号線、県道153号線、沢岷石嶺線</li> <li>浦添市役所・水道局、市消防本部、てだこホール、市立図書館、浦添美術館、ハーモニーセンター、浦添グスク・よどれ館、市民体育館・陸上競技場、多目的屋外・屋内運動場、ゲートボール場、特別養護老人ホームありあけの里、市老人福祉センター、市保健相談センター、沖縄療育園、沖縄国際センター、浦添警察署、仲間交番、浦添郵便局、前田郵便局、沢岷郵便局</li> <li>昭和薬科大学付属中学校、浦添工業高校、陽明高校、鏡が丘養護学校浦添分校、浦添職業能力開発学校、嶺井第一病院、平安病院、ジスタス浦添</li> </ul>



## 5. 中央西地域



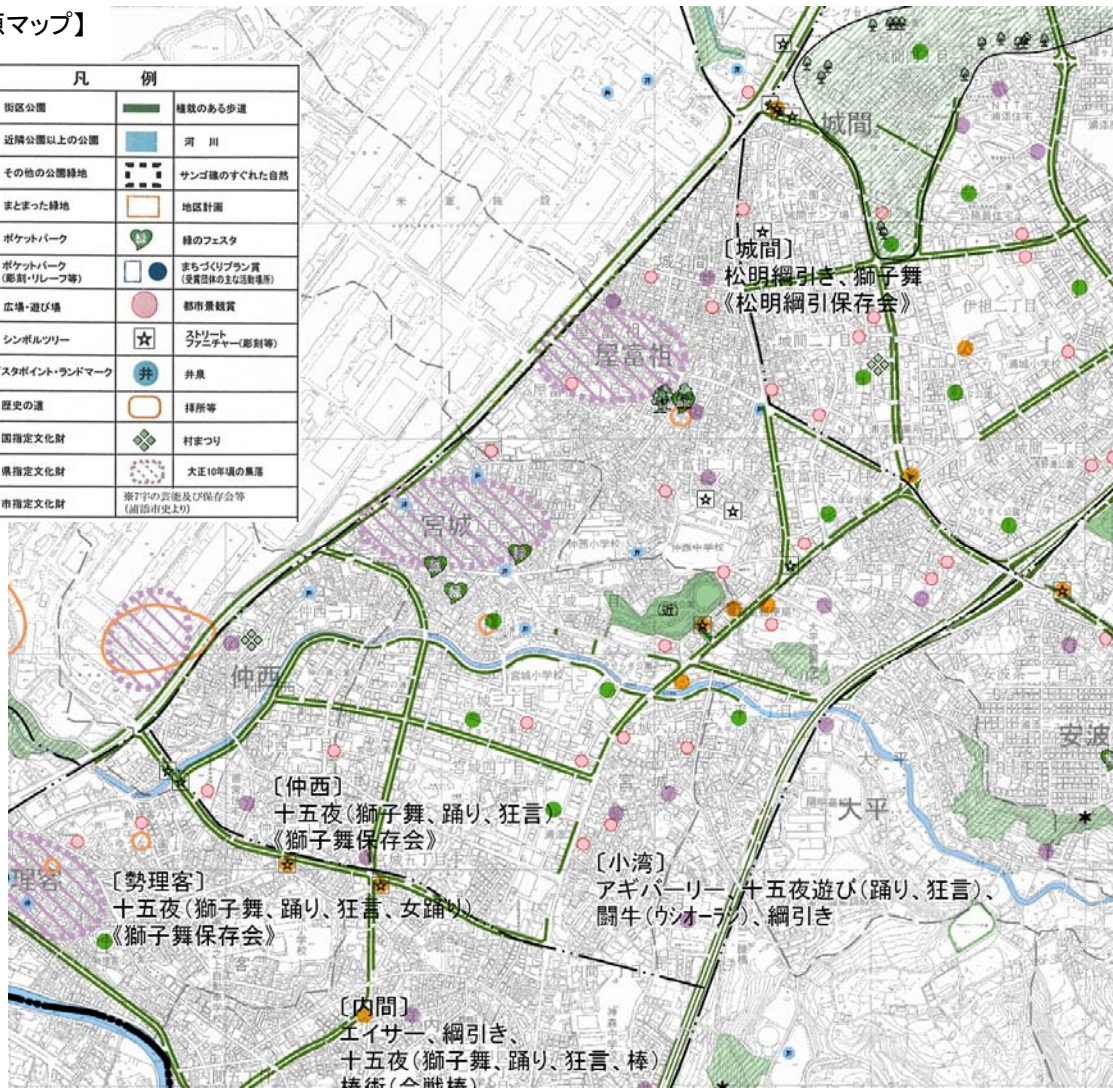
地域を構成する大字  
屋富祖、城間、宮城、仲西、大平、沢岨、  
内間、勢理客

### 地域資源

水・緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>小湾川</li> <li>屋富祖大ガジュマル、宮城公園、せせらぎ公園、大平小公園、チョンダ公園</li> </ul>
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地の御嶽、樋川、拝所</li> </ul>
場・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲西公民館、宮城公民館、城間公民館、大平公民館、屋富祖公民館、小湾自治会館、神森団地集会所</li> <li>仲西小学校、宮城小学校、仲西中学校</li> <li>城間松明綱引き、獅子舞、仲西十五夜(獅子舞、踊り、狂言)、小湾アギバーリー、十五夜遊び(踊り、狂言)、闘牛、綱引き</li> </ul>
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道58号、国道330号、県道38号線(屋富祖大通り)、沢岨石嶺線、パイプライン、</li> <li>大平養護学校、沖縄高等理容学院、琉球調理師専門学校、沖縄心身障害者職業センター、てだこ学園大学院、宮城ヶ原児童センター、沖縄コロニーセンター、サンアビリティ浦添、北那覇税務署、城間交番、屋富祖郵便局、大平郵便局、同仁病院</li> </ul>

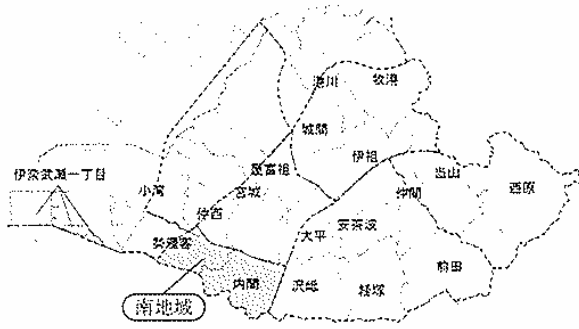
### 【資源マップ】

凡 例			
	街区公園		橋がある歩道
	近隣公園以上の公園		河川
	その他の公園緑地		サンゴ礁のすぐれた自然
	まとまった緑地		地区計画
	ポケットパーク		緑のフェスタ
	ポケットパーク (彫刻・リレー等)		まちづくりプラン賞 (受賞団体の主な活動場所)
	広場・遊び場		都市景観賞
	シンボルツリー		ストリート フアンニチャー(彫刻等)
	ビスタポイント・ランドマーク		井泉
	歴史の道		拝所等
	国指定文化財		村まつり
	県指定文化財		大正10年頃の集落
	市指定文化財		漢字の書体及び保存会等 (前田市史より)





## 6. 南地域

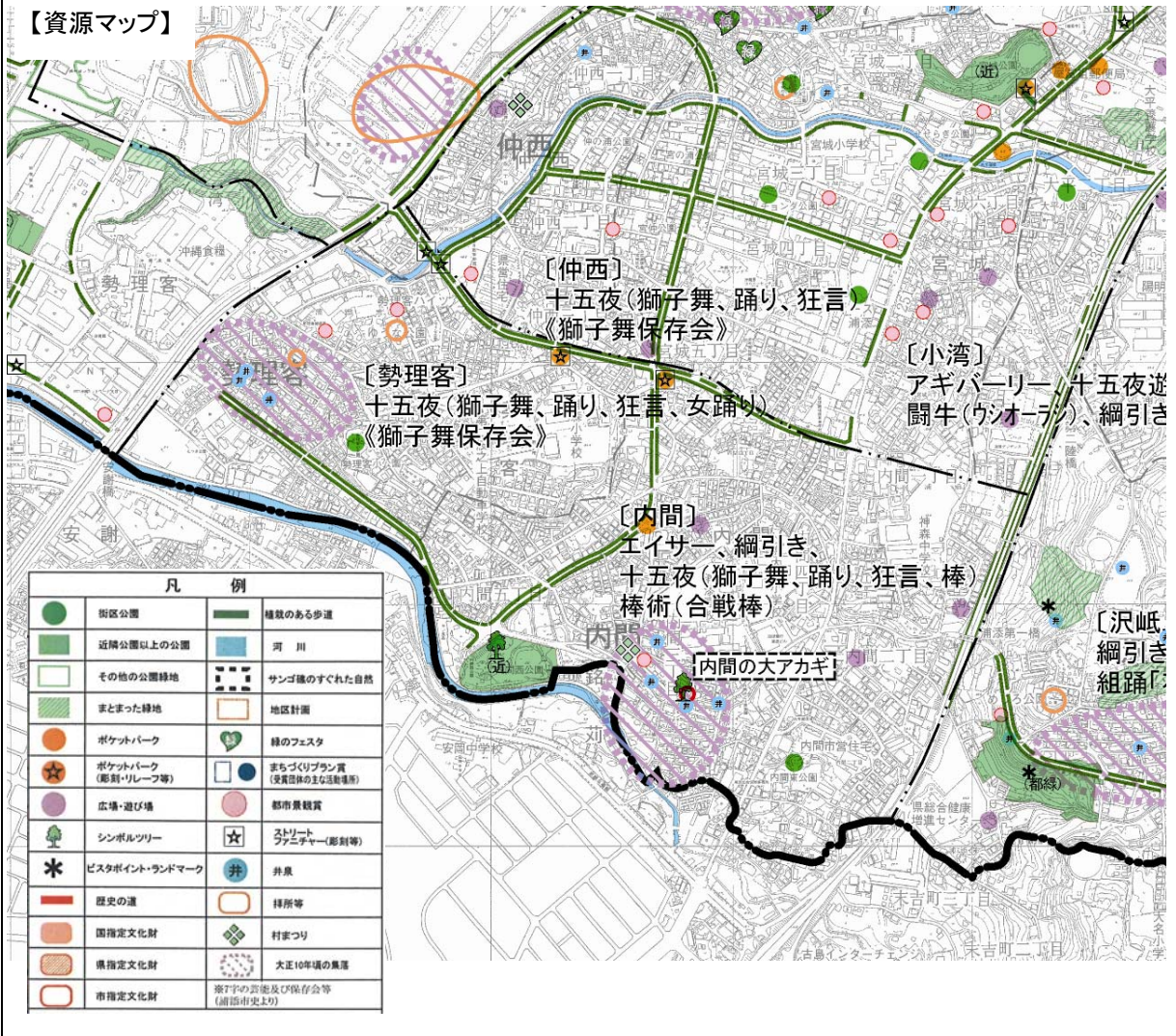


地域を構成する大字  
内間、勢理客、沢岬、宮城、仲西、小湾

### 地域資源

水・緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>小湾川、安謝川</li> <li>内間の大アカギ、内間西公園、内間東公園、勢理客小公園</li> </ul>
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地の御嶽、樋川、拝所</li> </ul>
場・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>内間公民館、勢理客公民館</li> <li>神森小学校、内間小学校、神森中学校</li> <li>内間エイサー、綱引き、獅子舞、十五夜(獅子舞、踊り、狂言、棒)、勢理客十五夜遊び(獅子舞、踊り、狂言、女踊り)</li> </ul>
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道58号、国道330号、沢岬石嶺線、パイプライン</li> <li>浦添高校、税務大学校沖縄研修支所、内間児童センター、地域福祉センター、浦添社会保険事務所、内間交番、内間郵便局、勢理客郵便局、浦添市消防内間出張所</li> </ul>

### 【資源マップ】



## 7. 軍用地地域



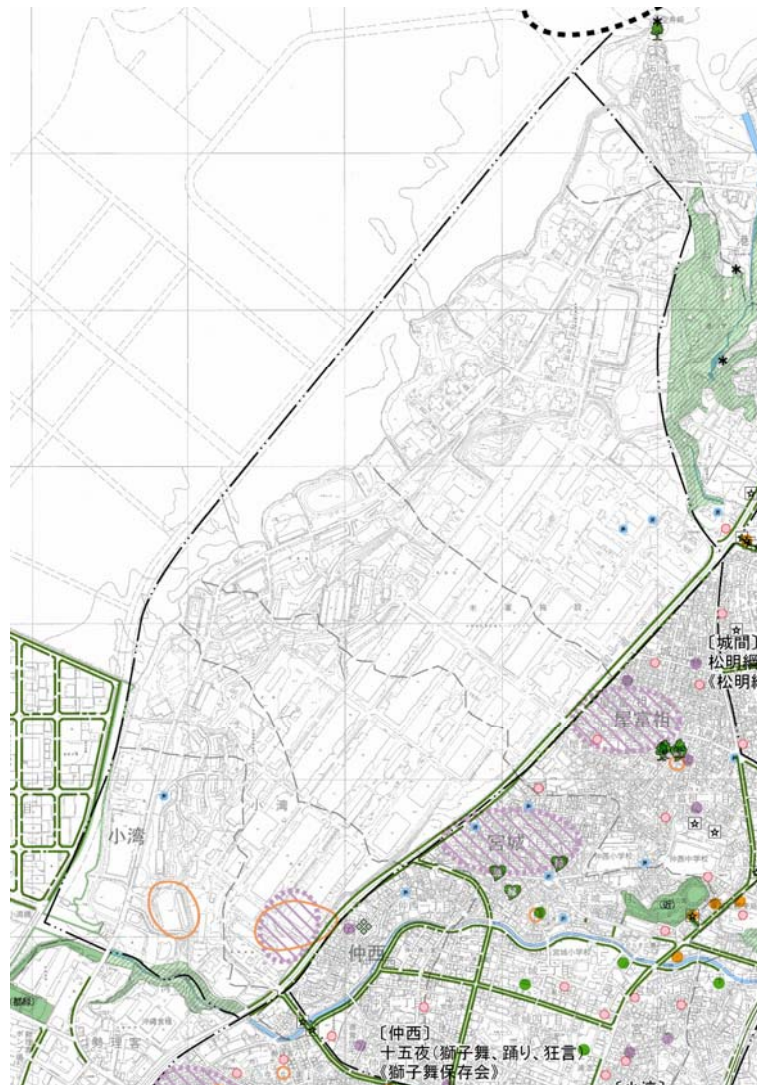
### 地域資源

水・緑	・ シリン川、小湾川及び河口部の緑地 ・ 自然海岸
歴史・文化	・ 旧集落跡
場・コミュニティ	—
主な施設	・ キャンプキンザー(牧港サービスエリア)

地域を構成する大字  
港川、城間、屋富祖、宮城、仲西、小湾

### 【資源マップ】

凡 例			
	街区公園		種数のある歩道
	近隣公園以上の公園		河 川
	その他の公園緑地		サンゴ礁のすぐれた自然
	まとまった緑地		地区計画
	ポケットパーク		緑のフェスタ
	ポケットパーク (彫刻・リレー等)		まちづくりプラン賞 (支店団体の主な活動場所)
	広場・遊び場		都市景観賞
	シンボルツリー		ストリート フアンチャー(彫刻等)
	ビスタポイント・ランドマーク		井 泉
	歴史の道		拝所等
	国指定文化財		村まつり
	県指定文化財		大正10年頃の集落
	市指定文化財		築70年の遊園及び保存会等 (諸話由史より)





## 8. 西地域



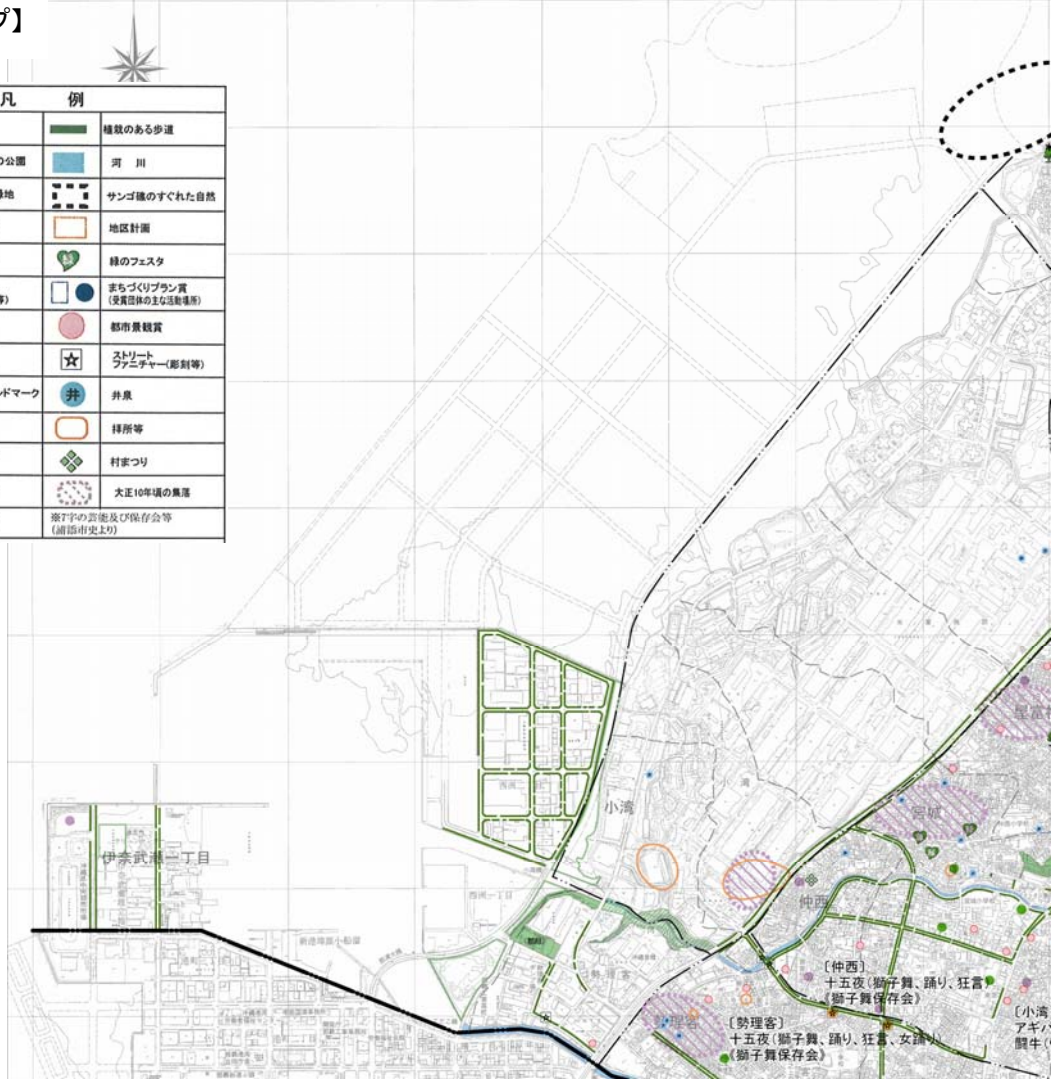
### 地域資源

水・緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>小湾川及び河口部の緑地</li> <li>西海岸ウォーターフロント</li> </ul>
歴史・文化	—
場・コミュニティ	—
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>那覇工業高校、国立劇場おきなわ、中央卸売市場、波浪海岸観測所、沖縄総合事務局那覇港工事事務所浦添出張所、市クリーンセンター、リサイクルプラザドリーム21、伊奈武瀬球場、浦添市産業振興センター・結の街、NTT</li> </ul>

地域を構成する大字  
勢理客、西洲

### 【資源マップ】

凡 例			
	街区公園		橋載のある歩道
	近隣公園以上の公園		河川
	その他の公園緑地		サンゴ礁のすぐれた自然
	まとまった緑地		地区計画
	ポケットパーク		緑のフェスタ
	ポケットパーク (彫刻・リレー等)		まちづくりプラン賞 (受賞団体の主な活動場所)
	広場・遊び場		都市景観賞
	シンボルツリー		ストリート フアンチャー(彫刻等)
	ピスタポイント・ランドマーク		井泉
	歴史の道		拝所等
	国指定文化財		村まつり
	県指定文化財		大正10年頃の集落
	市指定文化財		※7字の芸術及び保存会等 (浦添市史より)



## 4. 浦添の景観特性と課題の整理

### (1) 景観特性と課題の整理

これまで既存資料等で把握してきた本市の景観資源を参考にしながら、市民会議で現地視察を行いました。視察後、引き続きワークショップを行い、本市の景観特性と課題検討図を作成しました。これらの検討を踏まえて、空間類型ごとに本市の景観特性と課題を整理しました。

#### ■ 空間類型ごとの本市の景観特性と課題

空間類型	特 性	課 題
1. 緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>浦添断層崖、シリン川沿い及び市南部の丘陵地の緑地は、都市域において極めて少ない自然緑地で構成され、骨格的なグリーンベルトとなっている。</li> <li>市南東部、小湾川中流域(大平・沢岬)の斜面緑地や河口部の緑地は都市域での貴重な緑地景観となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市化の進行により、緑地部分にも開発の手が伸び、年々緑地が減少していく傾向にあり、今後その保全・育成が課題となる。特に、民間墓園や調整区域における土石等の採取などについての対応が課題である。</li> <li>河川・臨海部については、今後の計画の中で緑地部分の確保を図っていく必要がある。</li> </ul>
2. 河川・水際線	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市には、牧港川、シリン川、小湾川、安謝川の4河川がある。現在市街化が進む中で漸次河川改修が行われている。</li> <li>7~8km に渡る海岸線は、勢理客、牧港地先が港湾、漁港区域として整備され、空寿崎周辺では自然海岸が残り、貴重な親水空間となっている。しかし、大半は軍用地の立地により閉ざされている。今後、海岸域での良好な景観形成と親水性の確保が期待される。</li> <li>臨海部は、本市総合計画のプロジェクトVの1つであるマントピア浪漫プランに位置づけられた地域であり、今後海を活かした文化と活力ある都市として整備が期待されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市における水辺空間は、市民生活にうおいとやすらぎを与えるとともに、街並みを印象づける要素として大変貴重であり、河川・水際線はその一翼を担う資源として親水性や水辺景観に充分配慮した整備を行う必要がある。・河川は、道路とともに都市内において数少ない通景を確保する資源であり、そうした面に配慮した景観形成を図っていく必要がある。</li> <li>本県の特性である海岸景観に配慮し、市民や来訪者に親しまれる海浜空間を創出していく必要がある。</li> </ul>
3. 歴史・文化・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊祖城跡から浦添城跡にかけての一带は、先史時代から古琉球にいたるまでの貴重な遺跡が数多く分布する地域で、なかでも伊祖城跡は英祖王の出生地、浦添城跡は舜天-英祖-察度の三王統の居城であり、それぞれ琉球王統発祥のゆかりの地として特筆されるものである。</li> <li>この他、歴史的資源としては、為朝伝説由来の地である牧港テラブのガマや王府時代の官道にあたる宿次のみち(石橋や石畳道が一部で残存)、かつての集落と密接なかかわりのあった湧泉等が市内各所に点在している。</li> <li>市役所から市民会館、浦添運動公園にかけての一带は、行政・文化・ふれあい空間の拠点地形成が進められており、シビックセンターとして一層充実していくものと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊祖城跡から浦添城跡にかけては、公園整備が進められており、今後ともその歴史性に配慮しながら整備していく必要がある。特に建物の色の統一を図る必要がある。</li> <li>市内に点在する歴史的資源は、今後市街地形成の進行する中で大切に保全し、散策路の整備によるネットワーク化等有効的に活用していく必要がある。</li> <li>市民や県民のふれあいの場となるコミュニティセンターゾーンは、周辺市街地との連絡に配慮し、個性豊かな空間として整備していく必要がある。</li> </ul>
4. 道路軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の骨格的な道路ネットワークは、主要幹線道路となる国道58号、330号と幹線道路となる県道241号線、38号線、153号線で構成される。この他、西海岸道路や都市内を結ぶ幹線的な都市計画街路が計画され、都市内環状線が構築されつつある。</li> <li>これらの道路軸には、それぞれの沿道で特色ある街路景観がみられ、国道58号沿道では、商業・業務地と基地景観、国道330号沿道では、地形を分断する形で建設されたということもあって、地形的に変化に富んだ沿道景観となっている。また、県道レベルでは、38号線、153号線とも商業地から住宅地への移り変わる景観とともに、国道330号より東側では海への眺望も開けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路は、外来者に対して最初に浦添らしさを印象づける大切な地点となる。したがって、市の境界付近では、シティゲートとしてのイメージアップが必要であり、また、沿道の不揃いな建物形状や色彩、看板、ネオン等は工夫が必要である。</li> <li>うるおいと親しみのもてる道は、市民生活においても、来訪者にとっても重要であり、そうした視点より道づくりを進める必要がある。</li> <li>生活道路は、急速に市街化が進行したこともあって、未整備地域もかなり残している。</li> </ul>

5. 伝統集落地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南斜面地に位置し、背後に緑地(クサティ森)を擁する集落の立地形態は、沖縄における伝統的な集落の典型である。本市にあっても伊祖、仲間、前田、沢岬、西原にはこうした沖縄の原風景とも言える集落形態が現在でも残っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の向上を図りつつ、建物の統一感などにより、伝統的な集落景観を保全していく必要がある。</li> <li>・集落背後の緑地は、古い集落景観の重要な構成要素の1つであり、保全・育成を図っていく必要がある。</li> </ul>
6. 住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 330 号を境に大きく2つのタイプに分類される。北西側は、基地化・都市化の影響を最初に受け、都市基盤整備が行われる前にスプロール的に宅地化が進行し、道路網等が無秩序で密集住宅地となっている。南東側は、40 年代以降の住宅団地の開発によって形成された住宅地である。</li> <li>・一部地域では、建築協定等による住民自らの手によるまちづくりも行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集地域でのオープンスペースの確保、安全で快適な道づくり等により良好な沿道景観及び居住空間を創出していく必要がある。</li> <li>・面的整備を推進するにあたっては、緑化協定や建築協定等協定締結を積極的に指導・助言することにより、住民参加の景観形成に資する必要がある。</li> </ul>
7. 新市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城間・伊祖、大宮、西原など区画整理完了地区と、浦添南第1や浦添南第2の進行中或いは予定地域の2つに大きく分類される。前者の地域では、オープンスペースの確保や街路樹、各家々での緑化等により良好な居住環境が整備されつつある。後者の地域では、自然緑地もかなり残っており、こうした資源を活かした居住環境の整備が期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しいまちが形成されていくあるいはこれから形成されるところであり、個々の地域特性や新たなコミュニティの求心性を活かしながら景観形成を図っていく必要がある。</li> <li>・面的整備を推進するにあたっては、緑化協定や建築協定等協定締結を積極的に指導・助言することにより、住民参加の景観形成に資する必要がある。</li> </ul>
8. 商業業務地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 58 号沿道は、勢理客、牧港付近で本社機能を有する業務地が集積している。</li> <li>・屋富祖商店街は、戦後基地の立地とともに形成され、長年本市の中心商店街の役割を果たしてきた。しかし、近年街路狭小に加え、他地域での大型店舗が進出し、商業機能は低下している。</li> <li>・パイプラインは、近隣商業地域として地域住民の買物空間の整備が漸次進行し、北側の地域では整然とした街並みが形成されつつある。</li> <li>・西原一帯では、隣接する宜野湾市と連担し、市内外の商業サービスにおいて重要な役割が期待される。</li> <li>・安波茶付近は、市役所をはじめ消防署、中央公民館等市の行政・文化施設が集積し、行政センターとなっている。北西斜面地に立地していることもあって海への眺望が開けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 58 号沿道では、商業系、工業系が混在して立地しており、土地利用の適正化を図っていく中で、色彩や形状、看板、ネオン等を景観上調和のとれたものとしていく必要がある。</li> <li>・屋富祖商店街は、その再活性化を図るため、ゆとりのある買物環境を創出していく必要がある。</li> <li>・パイプラインは、今後地域の新しい商業空間として、地域特性を活かした個性ある沿道景観を創出していく必要がある。</li> <li>・西原一帯は、境界線領域において市内外の新しい商業空間としての機能がきたいされる。</li> <li>・市役所を中心とする行政センター一帯の空間は、今後とも市民にとって親しみのある空間とするために周辺一帯の整備を推進していく必要がある。</li> </ul>
9. 工業・流通地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牧港に立地する電力会社は、沿岸部分のかなりの面積を占めるとともに、施設は同地域のランドマーク並びに市北部のシティゲートのものとなっている。</li> <li>・また、那覇港浦添ふ頭地域は、一大流通拠点の整備がなされている。</li> <li>・牧港の漁港区域と那覇港浦添ふ頭域があり、大規模な埋立計画も漸次進められ、一大港湾地域の形成が目指されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力会社の諸施設は見た目にも望ましい景観とは言えず、色彩の工夫や緑化等による修景を図っていく必要がある。</li> <li>・今後整備される流通拠点については、景観に十分配慮した施設整備を図っていく必要がある。</li> <li>・市民にとっては、貴重な水辺空間であるにもかかわらず、従来の港湾にみられる閉鎖的で近寄り難い空間となっており、今後、オープンスペースの確保、親水空間の創出、緑化の推進等により市民にとって親しみやすく、気軽に出入り出来る港湾空間を創出していく必要がある。</li> </ul>
10. 軍用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の海岸部の大半を占める軍用地は、これまで金網越しに軍用施設と景観上好ましくない状況にあったが、国道 58 号沿道で緑化により修景が図られている。また、海岸部では高層の住宅団地が建設されており、新たな景観が形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍用地については、今後本市の良好な景観形成に資するよう、基地内の遺構も含めて、協働で跡地利用計画を進めていく必要がある。</li> </ul>

## (2) 特性と課題を踏まえて

---

本市はこれまで、市独自の取り組みにより市民との協働による景観行政を実践することで、大きな実績を積み重ねてきました。しかしながら一方で、本市の景観特性・課題が必ずしも市民や事業者ひとり一人に広く認知され、理解されるまでには至っていないことも事実です。

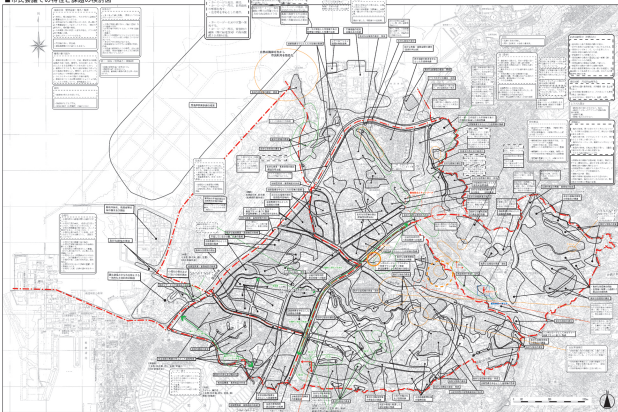
斜面地開発による緑地の喪失や、沿道景観の不統一、歴史的集落地区での歴史的地区になじまない形態や落ち着きのない色彩の出現などが現在も進行している状況を見ると、うなずけることです。

このことは、これまで景観行政を進めていくにあたって、法的な環境が十分でなかったことも大きな要因となっていました。したがって、平成 17 年に景観法が全面施行されたことに伴い、本市は県内でもいち早く景観行政団体となりました。

法の後ろ盾を得ながら、協働により景観形成の体系や実現のしくみを構築するとともに、景観まちづくりを支える市条例を制定し、これまで取り組んできた協働の景観まちづくりをより強力に押し進めていくために、以下では本市の景観まちづくりの方針及び基準等を取りまとめることとします。



■市民会議での特性と課題の検討図



## 第3章 景観まちづくりの方針及び基準(計画編)

### 1. 理念・目標

#### (1) 理念

##### 【理念】 てだこ市民による ウラオソイ風景づくり

「てだこ」とは太陽の子という意味です。かつて浦添が琉球の王都として繁栄した時代の「英祖王」を太陽の子、「てだこ」と敬称したことに由来します。また、「ウラオソイ」の表現ですが、浦添は、古くは「うらおそい」と呼ばれていました。これは、「浦々を襲う」からきた支配の中心地という意味です。琉球王国は中世に浦添で生まれ、その後王都は首里に移りましたが、尚寧王の道※にみるように、浦添と首里はその後も強い結びつきがあります。

本基本計画は、このような歴史的背景をもつ“てだこ市民”が主役となって、過去から学び、現状を見つめ、未来を見極め、内外に誇りうる“ウラオソイ”の風景を創造していくこととします。

※尚寧王の道: 俗称である。第二尚氏七代尚寧は浦添から首里に行って王になったので、浦添の社寺参拜のため、首里城と浦添城を結ぶ区間を石畳道として大改修し、1597年に竣工したことが「浦添城の前の碑」に記されている。この道はその後「国頭・中頭方西海道」に取り込まれたが、俗称として「パンフ」などで活用している。

#### (2) 目標

理念の実現にむけて以下の4つの目標を掲げました。

##### 【目標－1】 てだこ市民が率先して取り組む協働の景観まちづくり

全てのてだこ市民が意識を高め、主役となり、より良い協働の景観まちづくりに取り組みます。

##### 【目標－2】 てだこまちの緑と水辺と微地形を活かした景観まちづくり

ウラオソイ風景の骨格基盤となる緑と水と微地形を活かした景観まちづくりに取り組みます。

##### 【目標－3】 てだこ市民の心を結ぶ歴史文化の薫る景観まちづくり

てだこ市民としての誇りや市民意識が共有できるよう、歴史文化の薫る景観まちづくりに取り組みます。

##### 【目標－4】 てだこまちの活力と国際性を活かした景観まちづくり

同時に、内外との交流により栄えてきたてだこまちの活力を継承するため、新たな交流や国際性を活かした景観まちづくりに取り組みます。

### (3) 段階的な景観まちづくり

ただこ市民によるウラオソイ風景づくりは、一日で実現できるものではなく地道な取り組みの蓄積が求められます。このため、良好な景観まちづくりの推進にあたっては、概ね以下の3つの段階に分けて、取り組みのイメージを共有化することが大切と思われます。

#### ①【初動期】

- 景観まちづくりを意識する
- 地域の良さや改善点を発見する
- 身近なことから実践する など

初動期においては、身近な地域の良さや改善すべき点を日常生活の中で気づき、再発見することを通して、景観まちづくりの大切さや必要性、目指す方向などへの理解を深めていくことが求められており、このような意識を持つことによって、身の回りの整理整頓やよりよい景観づくりへの身近な行動・実践が具体的に行われていくものと期待されます。

#### ②【展開期】

- 身近な取り組みを継続する
- 協働の取り組みに広げる
- 地域に根ざした景観まちづくりを展開する など

次の展開期では、身近な取り組みを継続していくことを通して、地域や市域などのより広いエリアで協働の実践活動につなげていくことが望まれます。景観まちづくりの実践活動を通して得られたひとり一人の誇りと自信が協働の取り組みに展開する段階といえます。その際には、地域の特性に根ざした共通の景観イメージをみんなで話し合い共有することが大切です。

#### ③【充実期】

- 協働の景観まちづくりを日常化する
- 精神的充足感を実感できる
- 新たな初動期に向けた取り組みにつなげる など

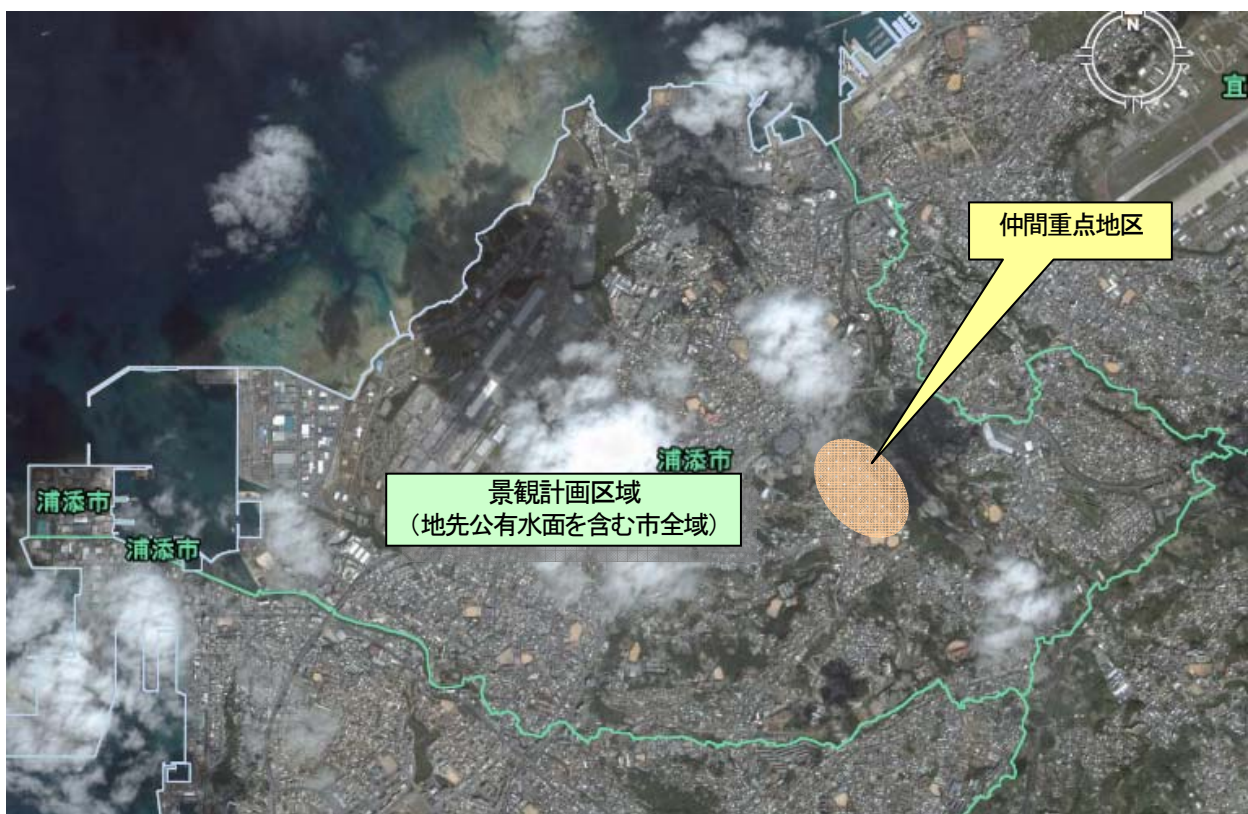
充実期においては、協働の景観まちづくりがあたりまえのように日常化している状態であり、地域住民や市民の景観に対する目配りやバランス感覚などが成熟している段階といえます。その段階においては、地域住民や市民等は周辺の景観や環境から精神的充足感を享受することになり、このことは自分たちの次の世代にも良い影響を与えてくれます。同時に、この状況が停滞しないよう、常に新陳代謝の視点を持ち、新たな初動期に向けた取り組みにつなげていく必要があります。

## 2. 景観計画の区域(法第8条第2項第1号)

景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は、「市全域(地先公有水面を含む)」とします。

また、浦添市景観まちづくり条例第10条に規定する浦添市景観まちづくり重点地区は、「仲間重点地区」の約19haとします。

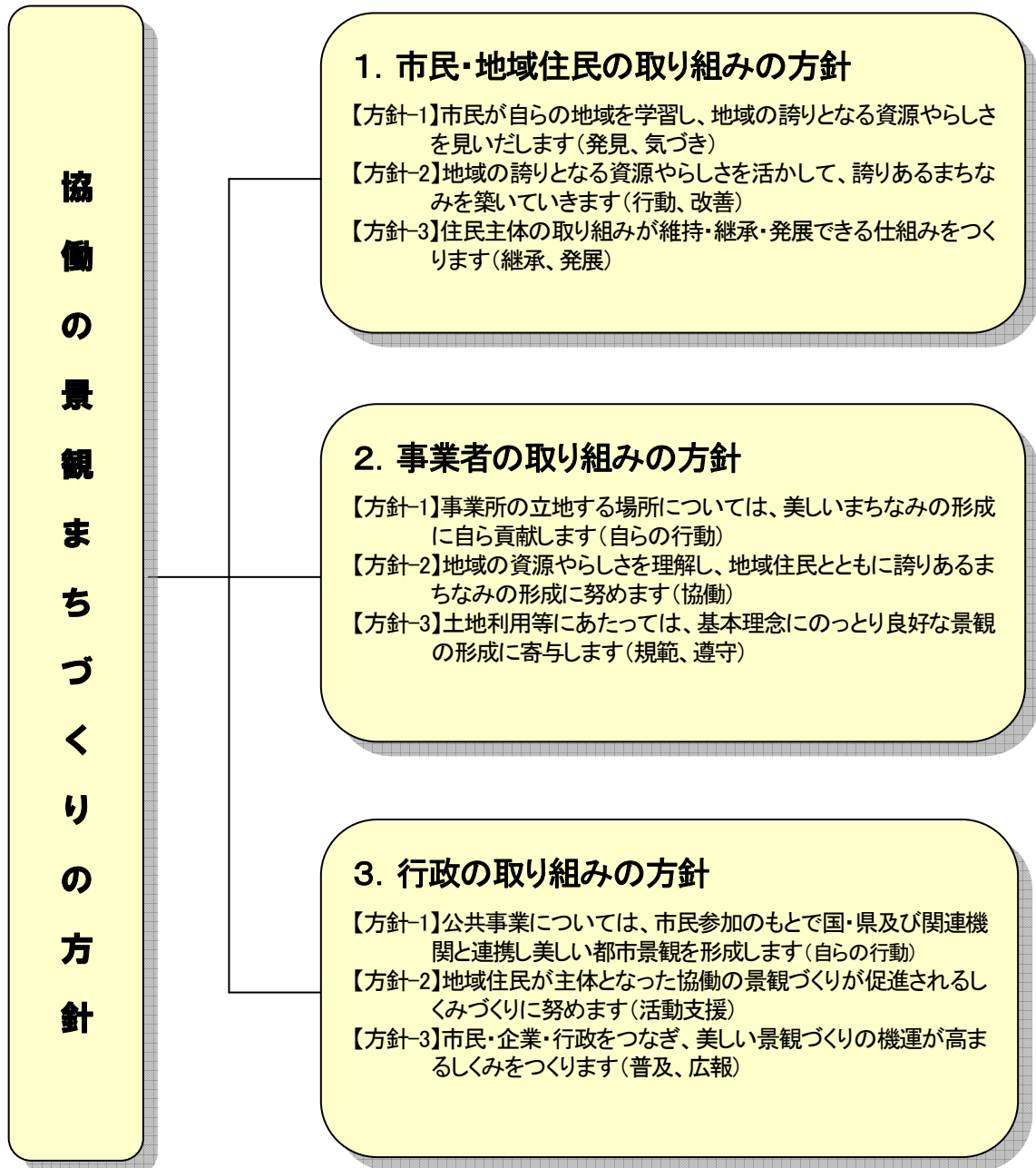
なお、重点地区についてはより即地的で先導的な地区となることから、仲間重点地区の区域、方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項については、市全域を述べた後に、まとめて提示することとします。



### 3. 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号)

景観計画区域(市全域)に係る良好な景観形成に関する方針について、計画の理念・目標に基づき次のとおり定めます。

#### (1)協働の景観まちづくりの方針





① 市民・地域住民の取組みの方針

1. 市民・地域住民の取組みの方針

方針-1 市民が自らの地域を学習し、地域の誇りとなる資源やらしさを見いだします(発見、気づき)

・西原自治会、港川自治会、仲間自治会、茶山団地自治会等での地区歩き学習会の取組み など

方針-2 地域の誇りとなる資源やらしさを活かして、誇りあるまちなみを築いていきます(行動、改善)

・西原アガリモウ公園、港川亀瀬、牧港壁画、宮城スージグアー、勢理客シーサー通りでの取組み など

方針-3 住民主体の取組みが維持・継承・発展できる仕組みをつくります(継承、発展)

・まちづくりプラン賞、生垣設置・壁面緑化樹木配布、浦添市公園愛護活動、花と緑のまちづくりフェスタ、美らまちサポーター制度、景観アドバイザー制度、景観形成事業 など



西原のアガリモウ公園



西原のアガリモウ公園



⑧ 潮干狩り&浜下り観察会 (H16年度) その1



⑨ 潮干狩り&浜下り観察会 (H16年度) その2



⑬ 環境学習・夏学校 (シリッカー) その1



⑭ 環境学習・夏学校 (シリッカー) その2

港川自治会の取組み



牧港の壁画



宮城のスージグアー



シーサー通り

② 事業者の取り組みの方針

2. 事業者の取り組みの方針

方針-1 事業所の立地する場所については、美しいまちなみの形成に自ら貢献します(自らの行動)

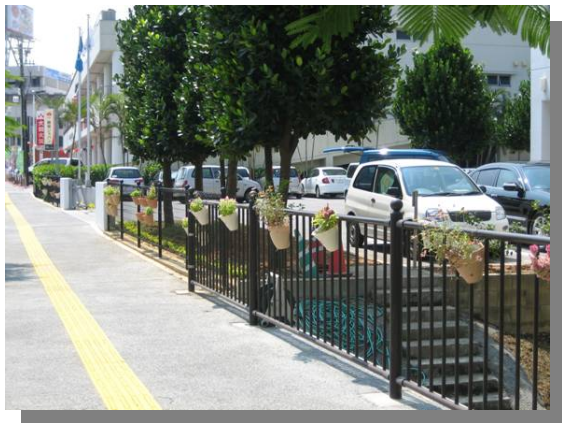
・民地の公開空地・ベンチ等の提供例、敷地・塀の緑化 など

方針-2 地域の資源やしさを理解し、地域住民とともに誇りあるまちなみの形成に努めます(協働)

・美らまちサポーター制度を活用した植栽帯の管理、公園の管理 など

方針-3 土地利用等にあたっては、基本理念にのっとり良好な景観の形成に寄与します(規範、遵守)

・景観計画・基準の遵守、地域らしさに配慮し地域らしさを牽引していく新たな景観の創出 など



道路境界の敷地の緑化



事業者と地域住民との緑化活動



植栽帯の管理



敷地境界のオープン化



③ 行政の取り組みの方針

3. 行政の取り組みの方針

**方針-1 公共事業については、市民参加のもとで国・県及び関連機関と連携し美しい都市景観を形成します(自らの行動)**

・道路、公園、河川、港湾、海岸、学校、その他の公共施設 など

**方針-2 地域住民が主体となった協働の景観づくりが促進されるしくみづくりに努めます(活動支援)**

・まちづくりプラン賞、生垣設置・壁面緑化樹木配布、浦添市公園愛護活動、花と緑のまちづくりフェスタ、美らまちサポーター制度、景観アドバイザー制度、景観形成事業 など

**方針-3 市民・企業・行政をつなぎ、美しい景観づくりの機運が高まるしくみをつくります(普及、広報)**

・まちづくり講演会等による啓発、良好な活動事例等の広報、活用できる各種制度等の普及 など



まちづくりプラン賞の実施



プラン賞による活動



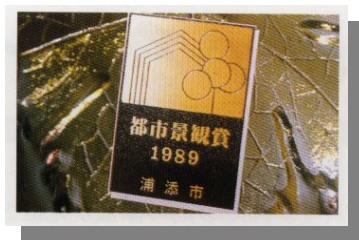
フェスタでの花植え作業



プラン賞による活動



校門の前を広場として解放した浦城小

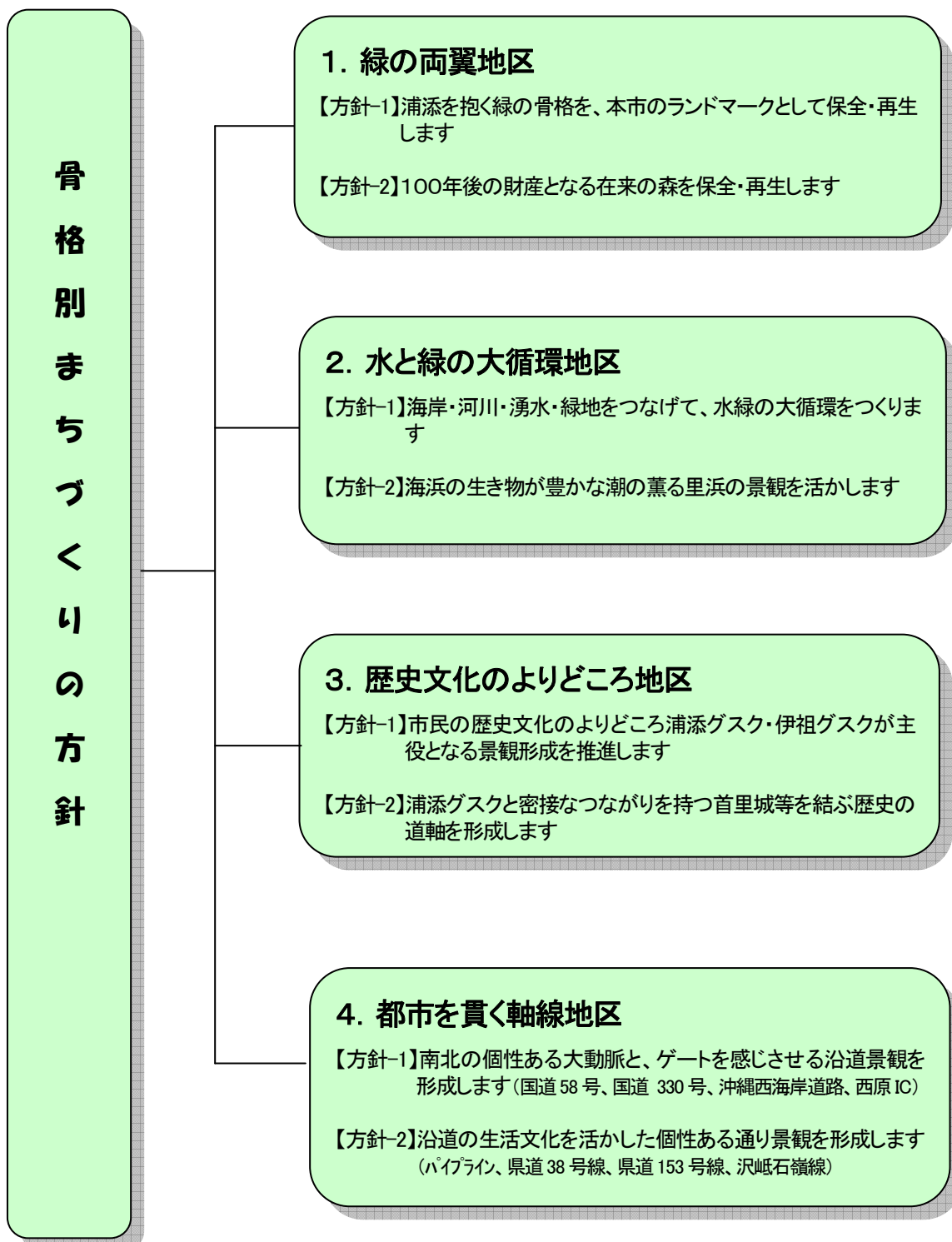


都市景観賞



## (2) 骨格別景観まちづくりの方針

ここでは、市域を構成する緑や河川、海岸、幹線道路、歴史資源などの骨格的な要素を有する地区を4地区設定し、「骨格別景観まちづくりの方針」をたて、「目標の姿」、「目標基準」を設定しています。また、各々の「目標基準」について、配慮すべき行為との対照表を付けています。



(骨格別方針図 A3)





① 緑の両翼地区

1. 緑の両翼地区	目標の姿									
<p>方針1 浦添を抱く緑の骨格を、本市のランドマークとして保全・再生します</p> <p>方針2 100年後の財産となる在来の森を保全・再生します</p>	<p>緑の両翼のスカイラインを分断するような建造物等は立地しておらず、緑濃い緑地帯が本市のランドマークとして市民はもとより県民に広く認識されています。そして、主役である緑地帯が、地域住民や市民等の手により持続的に維持・管理されています。</p>									
目標基準	民間					公共			活動	
	建築物・工作物	開発行為	物置・集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	緑的基盤	面整備	自主的活動	支援・事業
<p>(1) 緑の両翼の<b>地形を守る</b></p> <p>①シンボルであるワカリジー(為朝岩)を保全する</p> <p>②両翼内での開発は必要最小限にとどめ、のり面の箇所を少なくする</p> <p>③のり面が生ずる場合は長大にならず、小さなのり面となるよう地形の分節化を図る</p> <p>④のり面の勾配は緩くし、天端はなだらかにして緑化をしやすいとする</p>		●		●	●		●	●		
<p>(2) 緑の両翼の<b>稜線を守る</b></p> <p>①多くの人が集まる主要な視点場から緑の稜線(スカイライン)が分断されないよう建造物の配置や高さ、屋根のデザイン等を工夫し、稜線になじむようにする</p> <p>②また、屋根のデザイン等を工夫し稜線になじむようにする</p> <p>③屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないう工夫する</p>	●		●			●		●		
<p>(3) 緑の両翼の<b>景観を阻害しない</b></p> <p>①緑の両翼が主役となるよう周辺建造物の配置、高さ、規模、形態、色彩等を工夫し、風景を支配しないようにする</p> <p>②空き地などへの不法投棄などは絶対に行わない</p>	●		●			●				
<p>(4) 緑の両翼への<b>視点場を増やす</b></p> <p>①歴史の道から緑の両翼への良好な視点場を確保するよう努める(残地活用・休憩所併用等)</p> <p>②主要施設等、多くの人が集まる場所から緑の両翼への良好な視点場を確保するよう努める</p>	●	●				●		●		
<p>(5) 緑の両翼の<b>緑を増やし維持管理する</b></p> <p>①両翼内に位置する敷地内においては各自が緑化等に努める</p> <p>②協働で在来の緑を増やし維持管理を行う(苗木提供・協働植栽・住民・NPO等による維持管理など)</p> <p>③不法投棄などに対し地域の日常的な管理を行う</p>	●		●						●	●

② 水と緑の大循環地区

2. 水と緑の大循環地区	目標の姿									
<p>方針-1 海岸・河川・湧水・緑地をつなげて、水緑の大循環をつくります</p> <p>方針-2 海浜の生き物が豊かな潮の薫る里浜の景観を活かします</p>	<p>都市部では貴重な本市の自然海浜が、周辺の都市整備と調和しながら活かされています。そして、この自然海浜と市内の河川、湧水、緑地等の水・緑空間が結ばれ、歩いて回遊できる潤いと安らぎのある廻廊が形成されており、多くの市民や県民等が散策などで利用しています。</p>									
目標基準	民間					公共			活動	
	建築物・工作物	開発行為	物置集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	緑的基盤	面整備	自主的活動	支援・事業
<p>(1)地域の財産である<b>自然海浜を活かす</b></p> <p>①シンボルであるカーミージーを保全する</p> <p>②水際や海域の生物と生息環境をできるだけ保全する</p> <p>③自然海浜を残した埋立て工法・道路工法を工夫する(橋梁など)</p> <p>④海浜植栽を取り入れた護岸工法を工夫する</p>		●		●	●	●	●	●	●	●
<p>(2)<b>楽しめるウォーターフロント</b>とする</p> <p>①港湾区域では単調で長大な直線的景観にならないよう、良好な視点場を活かした眺望スポットや緑豊かな広場を確保するなど工夫する</p> <p>②港湾空間を祭りやイベント、レクリエーションの場としても活かすよう努める</p> <p>③国道58号からウォーターフロントへ人々を円滑に導くアクセス道路や歩行者軸の景観を工夫する(海への視線、街路樹等)</p> <p>④屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する</p>	●	●	●			●	●	●	●	●
<p>(3)<b>ふれあえる河川環境</b>を回復する</p> <p>①市内にある3つの二級河川と地域にある井戸の水質の改善に努める(悪臭・ゴミ・各家庭の井戸の使用など)</p> <p>②市域を越える上流域との連携を強化する</p> <p>③親水性やせせらぎ等に配慮し水辺にふれあえる工法を取り入れる(滝のある景観も活かす)</p> <p>④環境に配慮した水辺の散策道でつないでいくよう工夫する(透水性舗装・緑陰・香りなど)</p> <p>⑤屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する</p>			●			●	●		●	●
<p>(4)大循環を構成する<b>緑を増やし維持管理</b>する</p> <p>①大循環を構成する敷地内においては各自が緑化等に努める</p> <p>②協働で在来の緑を増やし維持管理を行う(苗木提供・協働植栽・住民・NPO等による維持管理など)</p>									●	●

③ 歴史文化のよりのところ地区

3. 歴史文化のよりのところ地区	目標の姿									
<p>方針1 市民の歴史文化のよりのところ浦添グスク・伊祖グスクが主役となる景観形成を推進します</p> <p>方針2 浦添グスクと密接なつながりを持つ首里城等を結ぶ歴史の道軸を形成します</p>	<p>浦添市民の心をひとつに結ぶ歴史文化のアイデンティティ核として、浦添グスクと伊祖グスクの由来が市民に十分理解されており、その修復整備と周辺地域の景観整備が進められています。また、浦添グスクと首里城を結ぶ尚寧王の道などの歴史の道の連続性が認識されており、多くの市民や県民・来訪者等に広く活用されています。</p>									
目標基準	民間		公共			活動				
	建築物・工作物	開発行為	物産集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線の基盤	面整備	自主的活動	支援事業
<p>(1) <b>グスクを修復する</b></p> <p>①浦添グスク・伊祖グスクの修復・復元整備に努める(石垣・門など)</p> <p>②浦添グスクへのアプローチ道及び駐車場は歴史性に配慮した形態・素材等を工夫する</p> <p>③冬至のテダ遙拝の場の確保・整備を検討する(戦前はワカリジ一の近くで仲間のノロが行っていたと伝わる)</p>						●	●	●		
<p>(2) <b>グスク周辺地区にふさわしい景観を形成する</b></p> <p>①グスク周辺地区の佇まいを歴史的地区にふさわしい景観に整えるよう努める(建造物の高さ・規模形態・屋根形態素材・色彩・屋外設備・塀・生垣・敷地内緑化など)</p> <p>②赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する</p> <p>③敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない</p> <p>④民間墓園地区は歴史的地区にふさわしい緑化と景観改善を促す</p> <p>⑤地区内道路等の整備にあたっては歴史的景観に配慮した工法を工夫する(緩やかな線形・適度な幅員・伝統の素材・眺望点の確保など)</p> <p>⑥地区内の湧水に配慮した浸透性舗装材等に配慮する</p> <p>⑦屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないう工夫する</p>	●	●	●	●	●	●	●	●		●
<p>(3) <b>歴史の道の連続性を感じさせる</b></p> <p>①首里城などを結ぶ歴史の道の連続性を感じさせるよう努める(素材・サイン・緑陰・見通しなど)</p> <p>②沿道の歴史的資源をできるだけ活かす(修復・サイン整備など)</p>						●	●			
<p>(4) <b>歴史文化とのふれあい・交流を促す</b></p> <p>①グスクや伝統集落、歴史の道を活かしたイベントを促す(尚寧王の道まーい・歴史体験学習など)</p> <p>②ふれあい・交流を促す支援策を充実する(案内 NPO 育成・支援など)</p> <p>③広報・普及策を充実する(案内マップ作成、かわら版など)</p>									●	●

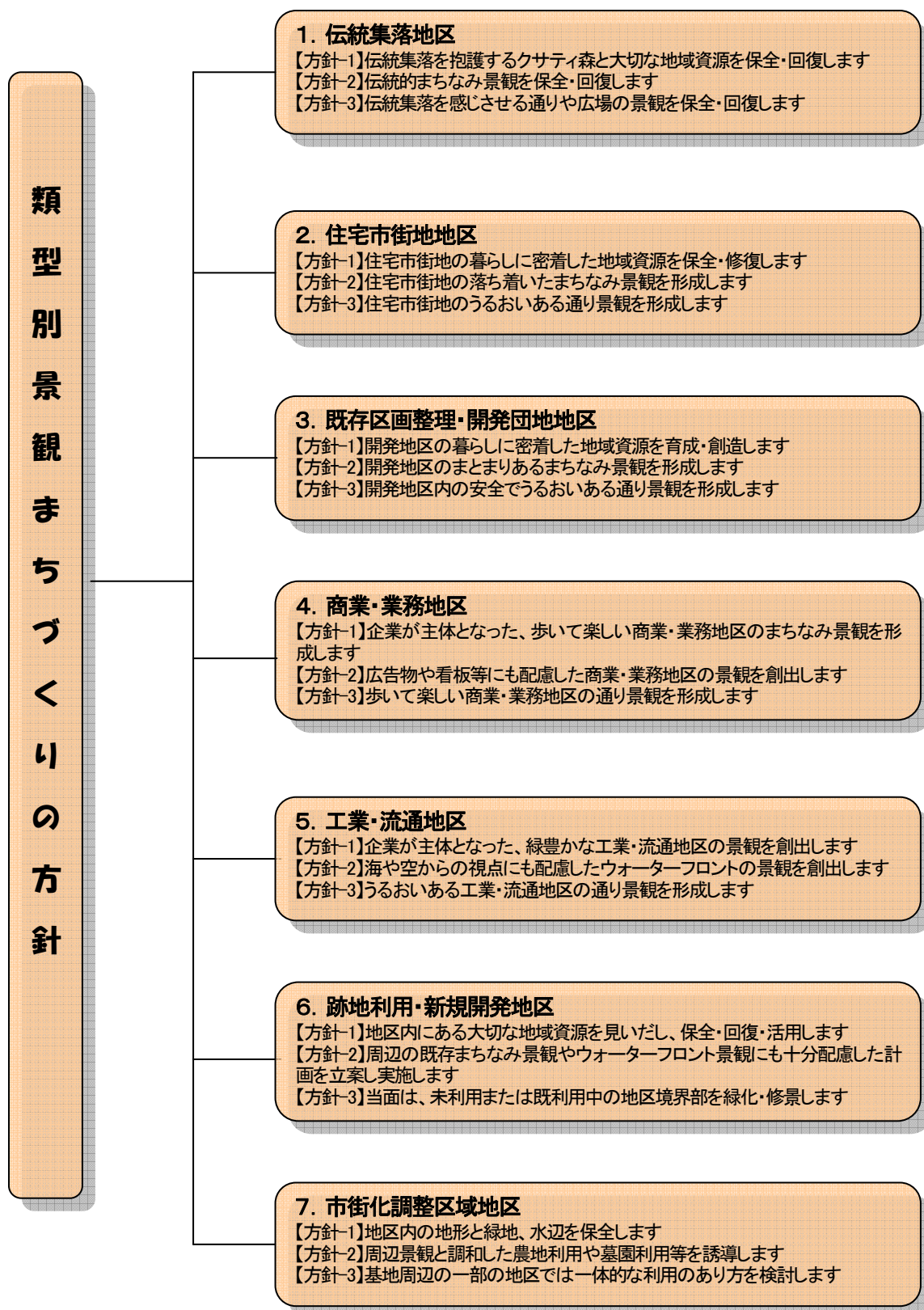


④ 都市を貫く軸線地区

4. 都市を貫く軸線地区	目標の姿									
<p>方針-1 南北の個性ある大動脈と、ゲートを感じさせる沿道景観を形成します(国道 58 号、国道 330 号、沖縄西海岸道路、西原 IC)</p> <p>方針-2 沿道の生活文化を活かした個性ある通り景観を形成します(パイプライン、県道38号線、県道153号線、沢岷石嶺線)</p>	<p>本市の南北を貫く幹線において、ゲートとなる空間の景観形成がなされ、市民や県民・来訪者にも認識されています。また、沿道の商業・業務の街並みが統一感を与えており、幹線にふさわしい沿道景観を形成しています。</p> <p>一方、市内の準幹線においては、沿道の店舗や並木等が景観に調和しながら連続し、市民の生活文化が感じられる個性ある通りとなっています。</p>									
目標基準	民間					公共			活動	
	建築物・工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援・事業
<p>(1) <b>ゲート性を演出する</b></p> <p>①自然の地形などを景観要素として活かす(特徴的な地形の保全・まとまった緑の保全・創出など)</p> <p>②都市基盤を景観要素として活かす(トンネル、橋梁・立体交差点、IC、公共施設等のライトアップ、特徴あるデザインづくりなど)</p>	●					●	●	●		
<p>(2) <b>ゆとりと品格ある沿道景観</b>を形成する</p> <p>①幹線沿道建造物の壁面後退した空間への緑化等に努める</p> <p>②沿道建築物の3階以上の階層(中高木の高さを超える階層)では基調色の範囲内の色彩となるよう努める(コーラルホワイト等)</p> <p>③乱雑になりがちな路上施設(柵・標識類など)は整理統廃合に努め、電線類の地中化や浸透性舗装などを促進する</p>	●	●	●			●	●	●		
<p>(3) <b>節度ある広告・サイン</b>の定着</p> <p>①安全性や美観に配慮した節度あるネオンサインとする(信号を阻害しないなど)</p> <p>②乱雑・混沌のイメージを感じさせないセンスある屋外広告物・サインに努める</p>	●					●				
<p>(4) <b>歩いて楽しい通り景観</b>を形成する</p> <p>①通りの起伏を活かした個性ある沿道景観の形成を工夫する(統一した街路樹、建築物の屋根形態、見通しとアイストップ等)</p> <p>②道路沿いの小広場やポケットパーク、バス停等と一体となった景観の形成を工夫する(人が座れる・たまれる、デッドスペースがない、ストリートファニチャー、目印となる、バス停緑化など)</p> <p>③通りの由来や成り立ち等をできるだけ活かす(パイプラインの名称、軽便鉄道跡、オモロの碑、組踊の道など)</p> <p>④サポーター制度を活用した植栽管理に努める</p>	●	●	●			●	●		●	●

### (3) 類型別景観まちづくりの方針

ここでは、市域を土地利用や景観資源などの分布に基づき7地区の類型に分け、それぞれの7地区ごとに「類型別景観まちづくりの方針」をたて、「目標の姿」、「目標基準」を設定しています。また、各々の「目標基準」について、配慮すべき行為との対照表を付けています。







(類型別方針図 A3)



① 伝統集落地区

1. 伝統集落地区	目標の姿									
<p>方針-1 伝統集落を抱護するクサティ森と大切な地域資源を保全・回復します(共有空間)</p> <p>方針-2 伝統的まちなみ景観を保全・回復します(私有空間・公有空間)</p> <p>方針-3 伝統集落を感じさせる通りや広場の景観を保全・回復します(公有空間)</p>	<p>伝統集落地区では、集落背後のクサティ森や御嶽、拝所、樋川、トウン(殿)などの祭祀広場、綱引きなどのまつりの場などの歴史的資源が地域の暮らしに密着して息づいており、大切に管理されています。これにより、来訪者にも歴史と伝統が生きた地域としての個性が感じられます。住宅は平屋か2階建てで、道路から後退して建てられ、屋敷内は緑が多く見られ、石垣や生垣、低い塀がめぐり落ち着いた佇まいのまちなみ景観となっています。</p> <p>また、地区内の通りは直線的ではなく、かつてのゆるやかな敷地割りの道路形態を残しています。舗装材等により車の道と歩車共存の道が明確にされており、敷地からのぞく花木や緑陰が続き、歩いて楽しく安全な通りを実感します。</p>									
目標基準	民間					公共		活動		
	建築物・工作物	開発行為	物置・集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線の基盤	面整備	自主的活動	支援事業
<p>(1) <b>クサティ森を守る</b></p> <p>①シンボルである背後のクサティ森の保全に努める(売らない、開発しないなど)</p> <p>②クサティ森を協働で緑化し維持管理を行うよう努める(苗木提供・協働植栽・住民・NPO等による維持管理など)</p> <p>③クサティ森にある個人の墓地等の緑化を促す</p> <p>④屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する</p>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
<p>(2) <b>伝統集落の空間構成要素を守る</b></p> <p>①御嶽、樋川等の大切な共有資源を保全・回復・維持管理するよう努める(石垣、樹木等)</p> <p>②老木、共有広場、まつりの道等の大切な共有資源を保全・回復・維持管理するよう努める</p>	●	●		●	●	●	●	●	●	●
<p>(3) <b>伝統的な地区を意識した宅地の景観づくりに努める</b></p> <p>①建築物・工作物は低く構えとともに前庭空間を設け、クサティ森を遮らないよう工夫する</p> <p>②背後のクサティ森と調和するよう屋根は勾配屋根とするよう努める</p> <p>③垣・塀は低くおさえ屋敷周りの緑化に努める</p> <p>④赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する</p> <p>⑤敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない</p> <p>⑥住宅の車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路境界部の緑化に努める</p> <p>⑦平面駐車場を有する店舗等については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める</p> <p>⑧屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する</p> <p>⑨サポーター制度を活用した植栽管理に努める</p>	●	●	●			●	●		●	●



② 住宅市街地地区

2. 住宅市街地地区	目標の姿									
方針-1 住宅市街地の暮らしに密着した地域資源を保全・修復します(共有空間) 方針-2 住宅市街地の落ち着いたまちなみ景観を形成します(私有空間) 方針-3 住宅市街地のうるおいある通り景観を形成します(公有空間)	住宅市街地地区では、地域に息づくウガンジュ(拝所)やムラガー(共同井戸)、老樹等の景観資源が大切に管理されており、地域にうるおいを与えています。宅地をみると建物は道路から後退して建てられ、屋敷内は緑化され、生垣や低い塀がめぐり落ち着いたうるおいのある佇まいのまちなみ景観となっています。 また、地区内に見られる狭小な生活道路は、沿道の建て替えに伴って広げられ、防災上も安全な通り景観となっています。									
目標基準	民		間		公		共		活 動	
	建築物・工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援・事業
(1)住宅市街地の <b>地域資源を活かす</b> ①地域の成り立ちを伝えるウガンジュ(拝所)やムラガー(共同井戸)、老木等の景観資源の保全・回復・維持管理に努める ②里道等のスーヅガーを安全な通学路やホテルが息づく道等として活かすよう工夫する ③地区内にある空き地などの低未利用地をうるおいとたまりのあるオープンスペース等として活かすよう努める(市民菜園等)	●	●			●	●	●	●	●	●
(2)宅地内の <b>日だまりとゆとりを確保する</b> ①建築物はできる範囲で壁面後退し、敷地内に日だまりとゆとりを確保するよう工夫する ②高い塀や閉鎖的な屋敷囲いから低い塀や生垣に替え、日だまりとゆとりを確保するよう工夫する	●	●				●				
(3) <b>自立たない緑化された車庫・駐車場</b> を工夫する ①住宅等の車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路境界部の緑化に努める ②店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める	●	●				●				
(4) <b>安心とうるおいある通り景観</b> を工夫する ①狭小な生活道路は防災面や安全面の観点からも、沿道の垣・塀を低くおさえ、できるだけゆとりの空間を確保する ②地区内の一般道路では、チンマーサー空間(集落の入口にある大きな樹木のこと。一般的に石を積み回した中にみられる。)などを保全・回復または創出し、個性とうるおいある通り景観の創出に努める ③屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないう工夫する ④美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める ⑤建築物はできる範囲で壁面後退し、通りと一体となつてうるおいある空間づくりに努める(舗装材、植栽など)	●		●				●	●	●	●

③ 既存区画整理・開発団地地区

3. 既存区画整理・開発団地地区	目標の姿									
方針-1 開発地区の暮らしに密着した地域資源を育成・創造します(共有空間) 方針-2 開発地区のまとまりあるまちなみ景観を形成します(私有空間) 方針-3 開発地区内の安全でうるおいある通り景観を形成します(公有空間)	新たな区画整理地区等では、土地本来の資源を大事にしながらか地域住民のきずなを強める新たな景観的魅力の創造が行われています。宅地をみると建物は道路から後退して建てられ、敷地内は緑化され、生垣や低い塀がめぐりとまとまりある佇まいのまちなみ景観となっています。また、地区内の通りは、歩車分離の道や歩車共存の道、歩行者専用の道などの道路形態が工夫されており、ほど良く管理された花木や緑陰の並木と相まって、安全でうるおいある通り景観を形成しています。									
目標基準	民間					公共		活動		
	建築物・工作物	開発行為	物置集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援事業
<b>(1)大地の記憶を大事にする</b> ①特徴ある地形を活かすよう工夫する(遊び場、公園とするなど) ②まとまった緑地や老木等を活かすよう努める(公園、移植など) ③古い地名を活かすよう努める		●			●	●	●			
<b>(2)コミュニティの核となる空間を確保する</b> ①遊び場、広場、たまり場空間を設けるよう工夫し、みんなで活用する ②地域のまつりやイベントを興すよう努める		●					●	●	●	
<b>(3)まとまりとゆといあるまちなみ景観を形成する</b> ①建築物を整えるよう努める(建築物の壁面位置、高さ、形態、屋根、素材、色彩、屋外設備など) ②屋敷囲いを整えるよう努める(低い塀+緑化、生垣、開口部緑化、敷地内緑化など) ③車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路境界部の緑化に努める ④安全で景観向上にも寄与する新たな宅地割りを工夫する(電線類配置のサービスヤードを持つ背割りなど) ⑤店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める ⑥屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないう工夫する	●		●			●	●		●	●
<b>(4)安全でうるおいある通り景観を形成する</b> ①歩車分離、歩車共存、歩行者専用、一方通行の道などを組み合わせるよう工夫する ②地域シンボル(アイストップ、ゲート、たまり場等)となるチンマーサー空間の導入に努める ③浸透性舗装材や電線類地中化、たまり空間、緑地帯、線形、ボンエルフなどを工夫する ④美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める ⑤建築物はできる範囲で壁面後退し、通りと一体となつてうるおいある空間づくりに努める(舗装材、植栽など)	●	●					●	●	●	●

④ 商業・業務地区

4. 商業・業務地区	目標の姿									
方針-1 企業が主体となった、歩いて楽しい商業・業務地区のまちなみ景観を形成します(私有空間) 方針-2 広告物や看板等にも配慮した商業・業務地区の景観を創出します(私有空間) 方針-3 歩いて楽しい商業・業務地区の通り景観を形成します(公有空間)	商業・業務地区は、遠景で見ると落ち着いた色合いの基調色の範囲内にあり、高さや形態、設備等も違和感がなく屋外広告物も小さく洗練されており周辺と調和しています。近づいて見ると、道路から壁面後退された敷地内が美しく緑化されており、中には緑陰樹やベンチを設けて市民等に公開している空間も見られます。歩道は広く、緑陰樹の並木と花が咲き、バス停なども緑化されるなど、歩いて楽しい通り景観になっています。また、従来からある商店街の良さがまちの魅力として活かされ、多くの市民・住民でにぎわっています。									
目標基準	民間					公共		活動		
	建築物・工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援・事業
(1) <b>ゆとりと気品ある沿道景観</b> を形成する ①沿道建築物の3階以上の階層(中高木の高さを超える階層)では基調色の範囲内の色彩となるよう努める(コーラルホワイト等) ②乱雑になりがちな路上施設(柵・標識類など)は整理統廃合に努め、電線類の地中化や浸透性舗装などを促進する ③沿道建造物の壁面後退した空間への緑化等に努める ④屋上駐車場を有する商業・業務ビル等については、駐車場への間口は最小限とし、道路境界部の緑化に努める ⑤店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める ⑥沿道の街路樹選定は個性ある樹種を工夫する(市の花木など) ⑦屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないよう工夫する ⑧戦後の軍道1号線(R58)を物語る資源や記憶を活かすよう工夫する(ブルーソール、A&W、テラーなど)	●	●			●	●		●	●	
(2) <b>節度ある広告・サイン</b> の定着 ①安全性や美観に配慮した節度あるネオンサインとする(信号を阻害しないなど) ②乱雑・混沌のイメージを感じさせないセンスある屋外広告物・サインに努める	●				●					
(3) <b>にぎわいある歩いて楽しい通り景観</b> を形成する ①商業施設については、ショーウィンドーやシャッター等のデザインにも配慮する ②通りの起伏を活かしたにぎわいある沿道景観の形成に努める(緑陰樹、建築物の屋根形態、見通しとアイストップ等) ③道路沿いの小広場やポケットパーク、バス停等と一体となった景観の形成を工夫する(人が座れる・たまれる、デッドスペースがない、目印となる、バス停緑化など) ④通りの由来や成り立ちをできるだけ活かす(パイプラインの名称、軽便鉄道跡、オモロの碑、組踊の道など) ⑤沿道の街路樹選定は個性ある樹種を工夫する(市の花木など) ⑥地域のまつりやイベントを興すよう努める ⑦既存の商店街の良さを活かすよう努める(界索性、にぎわい、回遊性、ヒューマンスケールなど)	●	●				●	●	●	●	

⑤ 工業流通地区

5. 工業・流通地区	目標の姿									
方針-1 企業が主体となった、緑豊かな工業・流通地区の景観を創出します(私有空間) 方針-2 海や空からの視点にも配慮したウォーターフロントの景観を創出します(私有空間) 方針-3 うるおいある工業・流通地区の通り景観を形成します(公有空間)	工業・流通地区は、緑豊かな広がりのある開放的な景観となっています。建造物や屋外広告物もすっきりした形態や素材が用いられており、屋外における物品等の集積・貯蔵もきちんと整理・整頓され、周辺緑化がほどこされているなど、陸上からだけでなく海や空からの景観にも配慮がなされています。また、海岸線に隣接することから、海を感じさせる樹種の街路樹や緑地、良好な眺望スポットなどが整備され、変化とうるおいあるウォーターフロントでは多くの人が憩い楽しんでいきます。									
目標基準	民間			公共		活動				
	建築物・工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線の基盤	面整備	自主的活動	支援・事業
(1) <b>周辺景観となしむ建造物</b> とする ① 圧迫感を与えないよう、建物配置、規模、高さ、色彩等に配慮する ② 大規模になる場合は、分節化、分散配置などなどに工夫する ③ けばけばしい色彩は用いず、企業ロゴなどのアクセントカラーを効果的に用いるなど工夫する ④ 屋上緑化、壁面緑化、敷地外周の緑化に努める	●				●					
(2) <b>周辺景観となしむ屋外広告物</b> とする ① 周辺景観を阻害しないよう、屋外広告物の配置、規模、色彩等に配慮する ② 耐久性や維持管理に優れた素材を用いるよう配慮する	●				●					
(3) 物品等の <b>集積・貯蔵を感じさせない</b> ① 屋外での物品等の集積・貯蔵は道路からできるだけ離れた場所や見えない場所で行うよう工夫する ② 集積・貯蔵物を高く積み上げず、整然とした集積・貯蔵に努め、常に整理整頓を心がける ③ 道路に面する部分は植栽や周辺と調和した塀等で遮蔽するよう工夫する ④ 平面駐車場空間は、緑化や生け垣、透水性舗装等に努める	●		●							
(4) <b>通りと海岸線、基地境界を緑化</b> する ① 周辺の環境に適した樹種を選定し、通りと海岸線、港湾空間、基地境界等の緑化に努める ② 乱雑になりがちな路上施設(柵・標識類など)は整理統廃合に努め、電線類の地中化や浸透性舗装などを促進する ③ 美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める						●		●	●	●



⑥ 跡地利用・新規開発地区

6. 跡地利用・新規開発地区	目標の姿									
<p>方針-1 地区内にある大切な地域資源を見だし、保全・回復・活用します</p> <p>方針-2 周辺の既存まちなみ景観やウォーターフロント景観にも十分配慮した計画を立案し実施します</p> <p>方針-3 当面は、未利用または既利用中の地区境界部を緑化・修景します</p>	<p>基地跡地の適切な利用に向けて、協働の景観まちづくりが推進できる環境が整っており、具体的な検討が進められています。</p>									
目標基準	民間					公共			活動	
	建築物・工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	緑的基盤	面整備	自主的活動	支援・事業
<p>(1) <b>参加型で計画立案し推進</b>する</p> <p>①計画の段階から、デザイン・実施・管理に至るまで、協働の景観まちづくりを実践する</p>	●	●				●	●	●	●	●
<p>(2) <b>土地の記憶を残す</b>よう計画段階から考慮する</p> <p>①地域の自然、地形、眺望点、緑地などを把握し、計画に活かす</p> <p>②地域の履歴、歴史文化資源、老木などを把握し、計画に活かす。 特に、基地内の遺構などは注意深く対応する</p> <p>③美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める</p>						●	●	●	●	●
<p>(3) <b>基地境界を緑化</b>する</p> <p>①周辺の環境に適した樹種を選定し、基地境界等の緑化に努める</p>							●		●	●

⑦ 市街化調整区域

7. 市街化調整区域地区	目標の姿									
<p>方針-1 地区内の地形と緑地、水辺を保全します</p> <p>方針-2 周辺景観と調和した農地利用や墓園利用等を誘導します</p> <p>方針-3 基地周辺の一部の地区では一体的な利用のあり方を検討します</p>	<p>本市の自然環境を構成する地区として市民に認識されており、斜面緑地や河川沿い緑地が大切に保全されています。農地や墓園等は緑の中に被われ、周辺の風景になじんでいます。基地周辺の平坦な一部では、基地跡地と一体となった利用計画が検討されています。</p>									
目標基準	民間			公共		活動				
	建築物・工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線の基盤	面整備	自主的活動	支援・事業
<p>(1) <b>自然環境を保全・回復する</b></p> <p>① 自然の姿が基本となるよう斜面緑地や河川沿い緑地等の保全・回復に努める</p> <p>② 開発はできるだけ行わず、既存ののり面や擁壁は積極的に緑化するよう工夫する</p> <p>③ 空き地などへの不法投棄などは絶対に行わない</p> <p>④ 不法投棄などに対し地域の日常的な管理に努める</p> <p>⑤ 土石等の採取はできるだけ行わず、事後の跡地については植栽等で修景する。</p>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
<p>(2) <b>農地の風景を大切にする</b></p> <p>① 地区内での農地利用に際しては、建造物等が目立たないよう配置、規模、色彩等に配慮する</p> <p>② 屋外への物品の物品等の集積・貯蔵は目立たないよう配置し、常に整理整頓を心がける</p> <p>③ 鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立たないよう工夫する</p>	●	●	●			●	●	●		
<p>(3) <b>墓園等を緑化する</b></p> <p>① 墓園や修理工場等、住居用以外の建造物は積極的に緑化推進など修景に努める</p> <p>② 墓園等の駐車場など付属施設は、緑化や生け垣、透水性舗装等に努める</p>	●	●		●					●	●

#### 4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第3号)

##### (1) 行為ごとの景観形成基準

景観形成基準は、「(2)骨格別景観まちづくりの方針」及び「(3)類型別景観まちづくりの方針」に基づき、法第16条第1項の届出対象の行為ごとに定めます。

1. 建築物及び工作物	
項目	景観形成基準
1. 位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の景観と調和し圧迫感を与えないような配置とする。</li> <li>・ 壁面等はできる範囲で前面道路から後退し、通りと一体となつてうるおいとにぎわいのある空間づくりに努める。</li> <li>・ 敷地内の既存のまとまった緑地や老木等を活かすよう努める。</li> <li>・ 市街化調整区域内では、建築物等が目立たないよう配置する。</li> <li>・ 壁面等はできる範囲で敷地境界から後退し、敷地内に日だまりとゆとりを確保するよう工夫する。</li> <li>・ 多くの人が集まる主要な視点場からの緑の両翼の稜線が分断されないよう建築物の配置を工夫する。</li> <li>・ グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森、河川、海岸などの地域資源に配慮した配置計画とする。</li> </ul>
2. 形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の景観と調和し圧迫感を与えないような形態や色彩、意匠とする。</li> <li>・ 本市の特徴ある微地形を活かすよう工夫する。</li> <li>・ 建築物が大規模になる場合は、分節化、分散配置などに工夫する。</li> <li>・ グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森、河川、海岸などの地域資源に配慮した、形態や色彩、意匠を工夫する。</li> <li>・ 都市を貫く軸線地区では、通りの起伏などに配慮して、形態や色彩、意匠を工夫する。また、商業施設については、ショーウィンドーやシャッター等のデザインにも配慮する。</li> <li>・ 市街化調整区域内では、目立たないよう形態や色彩、意匠を工夫する。</li> <li>・ 多くの人が集まる主要な視点場から緑の両翼の稜線(スカイライン)が分断されないよう高さ、規模、形態を工夫する。</li> <li>・ 緑の両翼地区では、高さ、規模、形態、色彩等を工夫し、風景を支配しないようにする。</li> <li>・ 歴史文化のよりどころ地区では、歴史的地区にふさわしい形態や色彩、意匠等となるよう工夫する。</li> </ul>
3. 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>・ 建築物の3階以上の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。 ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。また、浦添市景観まちづくり審議会の承認を得たもの或いは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。</li> <li>・ けばけばしい色彩は用いず、企業ロゴなどのアクセントカラーを効果的に用いるなど工夫する。</li> </ul>
4. 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観と調和した素材を使用するよう努める。</li> <li>・ 赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する。特に、歴史文化のよりどころ地区では、歴史的地区にふさわしい素材の活用につながることをとする。</li> <li>・ 外構の仕上げ材は、積極的に浸透性のある舗装材を使用するよう努める。</li> <li>・ 耐久性や維持管理に優れた素材を用いるよう努める。</li> </ul>

5. 緑化・垣・柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観と調和した、敷地内緑化や壁面緑化、屋上緑化などに努める。特に、緑の両翼地区や水と緑の大循環地区では、重点的に緑化に心がけることとする。</li> <li>・ 塀・柵等は低く抑え生垣、緑化などを行い、日だまりとゆとりを確保するよう工夫する。</li> <li>・ 屋外駐車場は、舗装材やパーゴラなど積極的に駐車場緑化に努める。</li> <li>・ 原則として敷地面積の3%以上の緑地を設けることとし、それらを間口の1/5以上に配置するよう工夫する。</li> </ul>
6. 屋外設備・サインその他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外設備は、露出させないようにし、修景措置を講ずること。やむを得ず露出させる場合は公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。</li> <li>・ 鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立たないよう工夫する。</li> <li>・ 安全性や美観に配慮した節度あるサインとする。</li> </ul>

特定届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第16条関係)

行 為	用 途 ・ 項 目	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第1号関係)	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	高さが20mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域のうち、上記以外の区域	高さが13mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第2号関係)	(1) 擁壁、垣、さく、塀類	高さが3mを超えるもの
	(2) 彫像、記念碑類 (3) 煙突、排気塔類 (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱類 (5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔類 (6) 高架水槽、冷却塔類 (7) 観覧車等の遊戯施設類 (8) コンクリートプラント等の製造施設類 (9) 自動車の車庫の用に供する立体的な施設 (10) 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 (11) 汚水・ごみ処理施設類 (12) 墓園類	高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)を超えるもの又は築造面積が500㎡を超えるもの
	(13) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む。)類	高さが20m(電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該支持物の高さが15mかつ地盤面から当該支持物の上端までの高さが20m)を超えるもの



2. 開発行為	
項目	景観形成基準
1. のり面・緑化など	<ul style="list-style-type: none"> <li>特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。</li> <li>緑の両翼地区内においては、その斜面緑地を活かすよう努め、地域のシンボルであるワカリジ（為朝岩）の保存と主要な視点場からの眺めを遮断しないように努める。</li> <li>原則として開発による各宅地には、各宅地面積の3%以上の植栽が行われるスペースを設け、間口の1/5以上を道路に面するよう配置する。</li> </ul>
2. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の履歴、歴史文化資源、老木などを把握し、計画に活かす。</li> <li>敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない。</li> </ul>
届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第16条関係)	
行為	規模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(法第16条第1項第3号関係)	土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

3. 屋外における物品の集積又は貯蔵	
項目	景観形成基準
1. 位置又は集積の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外での物品等の集積・貯蔵は道路などの公的空間や主要な視点場から離れた位置で行い、積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするよう工夫する。</li> </ul>
2. 遮へいその他	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外への物品の物品等の集積・貯蔵は目立たないよう配置し、常に整理整頓を心がけ、植栽や修景された塀等で遮へいに努める。</li> </ul>
届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第14条関係)	
行為	規模
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の高さが5mを超えるもの又はその用途に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもの

#### 4. 地形の外観の変更に伴う鉱物の掘採又は土石等の採取

項目	景観形成基準
1. 跡地の措置	・ 掘採または採取後の跡地は、植栽等で修景を行い、周辺景観に配慮すること。
2. 遮へい	・ 道路などの公的空間や主要な視点場から目立たないように植栽や修景された塀等で遮へいに努める。

届出対象(浦添市景観まちづくり条例第14条関係)

行 為	規 模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの

#### 5. 土地の形質の変更

項目	景観形成基準
1. 変更後の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の5%以上の緑地を設けることとし、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする。</li> <li>・ 特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。</li> <li>・ 緑の両翼地区内においては、その斜面緑地を活かすよう努め、地域のシンボルであるワカリジー(為朝岩)の保存と主要な視点場からの眺めを遮断しないように努める。</li> </ul>

届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第14条関係)

行 為	規 模
土地の形質の変更	土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

ただし、第17条第1項の規定に基づき本市条例第16条で定めた特定届出対象行為(建築物及び工作物)に係る法第8条第3項第2号の規制又は措置の基準については、以下の事項を適用するものとします。

変 更 命 令	
項目	景 観 形 成 基 準
建築物及び工作物	<p>建築物の3階以上の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。</p> <p>ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。また、浦添市景観まちづくり審議会の承認を得たもの或いは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。</p>

## (2) 行為の届出の流れ

浦添市内における建築物・工作物、開発等の行為に関しては、手続きを進めていく上でいくつかの段階があります。下図を参考に番号順に流れを見ていきます。

### ① 事前相談

浦添市内で建築物・工作物、開発等の行為を行おうと思ったら、構想・企画の段階で「浦添市美らまち推進課」と事前相談を行ってください。「浦添市景観まちづくり計画」等についての資料閲覧や、「目標基準」、「景観形成基準」に基づくアドバイスを行います。

### ② 届出・協議

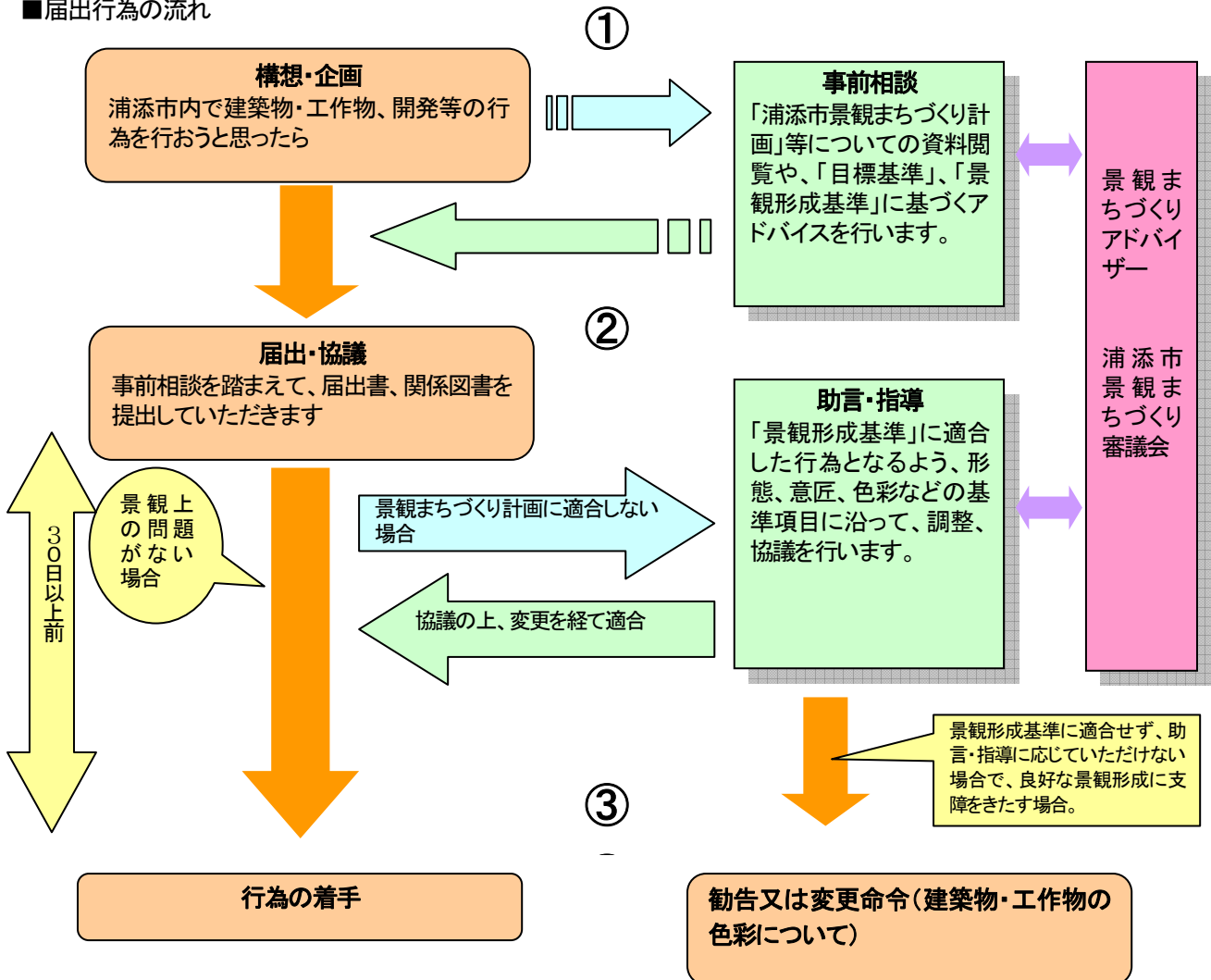
事前相談を踏まえて、届出書、関係図書を提出していただきます。「景観形成基準」に適合した建造物等になるよう、形態、意匠、色彩などの基準項目に沿って、調整、協議を行います。

必要に応じて、「景観まちづくりアドバイザー」や、「浦添市景観まちづくり審議会」の助言・指導を得ます。

### ③ 行為の着手、勧告・命令

景観上の問題がない場合、あるいは協議の上、変更を経て景観上の問題がない場合、行為の着手が行えます。なお、景観形成基準に適合せず、助言・指導にに応じていただけない場合で、良好な景観形成に支障をきたすと判断される時は、届出から30日以内に勧告を出す場合があります。また、建築物や工作物の色彩に関しては、変更命令を出す場合があります。

### ■届出行為の流れ



## 5 景観まちづくり重点地区(浦添市景観まちづくり条例第10条)

### (1)重点地区の考え方

#### 1)重点地区の位置づけ

景観まちづくり重点地区は、「浦添市景観まちづくり条例」第10条に位置づけられている地区です。市長は条例に則り、景観まちづくり計画における重要かつ先導的なモデルとなる地区を「浦添市景観まちづくり重点地区」(以下「重点地区」という。)として定めることができます。さらに、条例第11条第1項では、「重点地区において特に重要な地区については、都市計画における景観地区として定めるよう努めるものとする。」としています。

#### 2)浦添グスク周辺地区での展開

本市における景観まちづくりの理念は、「てだこ市民によるウラオソイ風景づくり」です。「ウラオソイ」とは浦添の古称であり、これが本市の名前の由来ともなっています。かつて浦添が王統を確立して繁栄した時代、歴代王の居城であった浦添グスクは本市のシンボルとしてあり、現在に至るまで市民の心のよりどころとなっています。

その浦添グスクの復元整備と世界遺産登録は、市民共通の願いといえます。この市民共通の願いを実現するためには、浦添グスクそのものだけでなく、周辺地域も含めて落ち着いた雰囲気づくりや浦添グスク周辺にふさわしい景観形成等の環境整備が不可欠の条件です。

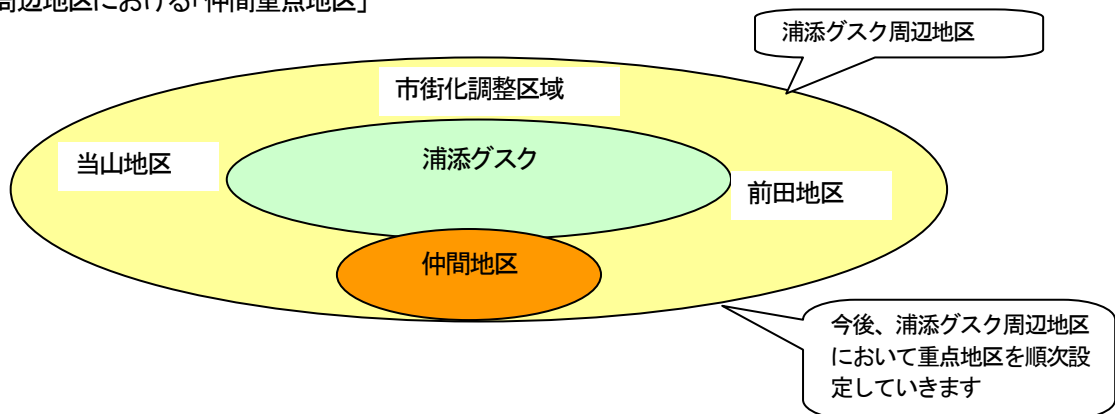
そこで、浦添市景観まちづくり条例でいう重要かつ先導的なモデルとなる地区として、真っ先に浦添グスクを取りまく周辺地区を取り上げることが最も望ましいと判断されます。しかしながら、浦添グスクを取りまく周辺地域といっても一様ではありません。浦添グスクをクサティ森とする伝統的集落が立地する一方、既に既存市街地となっていたり、市街化調整区域であったりします。それぞれの地区特性によって望ましい景観形成に向けたルールが異なってきます。

したがって、浦添グスク周辺地区での展開にあたっては、一様に重点地区としてルールを設けることが困難であるため、特性に応じて複数の「重点地区」を順次設定していく必要があります。

#### 3)仲間重点地区

浦添グスク周辺地区の中でも優先度の高い地区は仲間地区です。仲間地区は、浦添の中の浦添(ドゥームラ)とも称され、浦添グスクをクサティとして古くから今日まで本市行政・文化の中心地として発展してきました。また、先の沖縄戦で灰燼に帰した浦添の戦後復興のスタートの地でもありました。このように本市にとって大切な地区であるとの認識から、平成12年度より自治会を中心とする地区住民とともに、仲間地区まちづくりに関する勉強会や議論を丁寧積み重ねてきました。そして、「仲間地区まちづくりの基本精神」や「仲間地区まちづくりの将来像」などを住民総意で構築してきました。このような経緯もふまえて、条例に基づく重点地区の第1号を「仲間重点地区」として選定しました。

### ■浦添グスク周辺地区における「仲間重点地区」

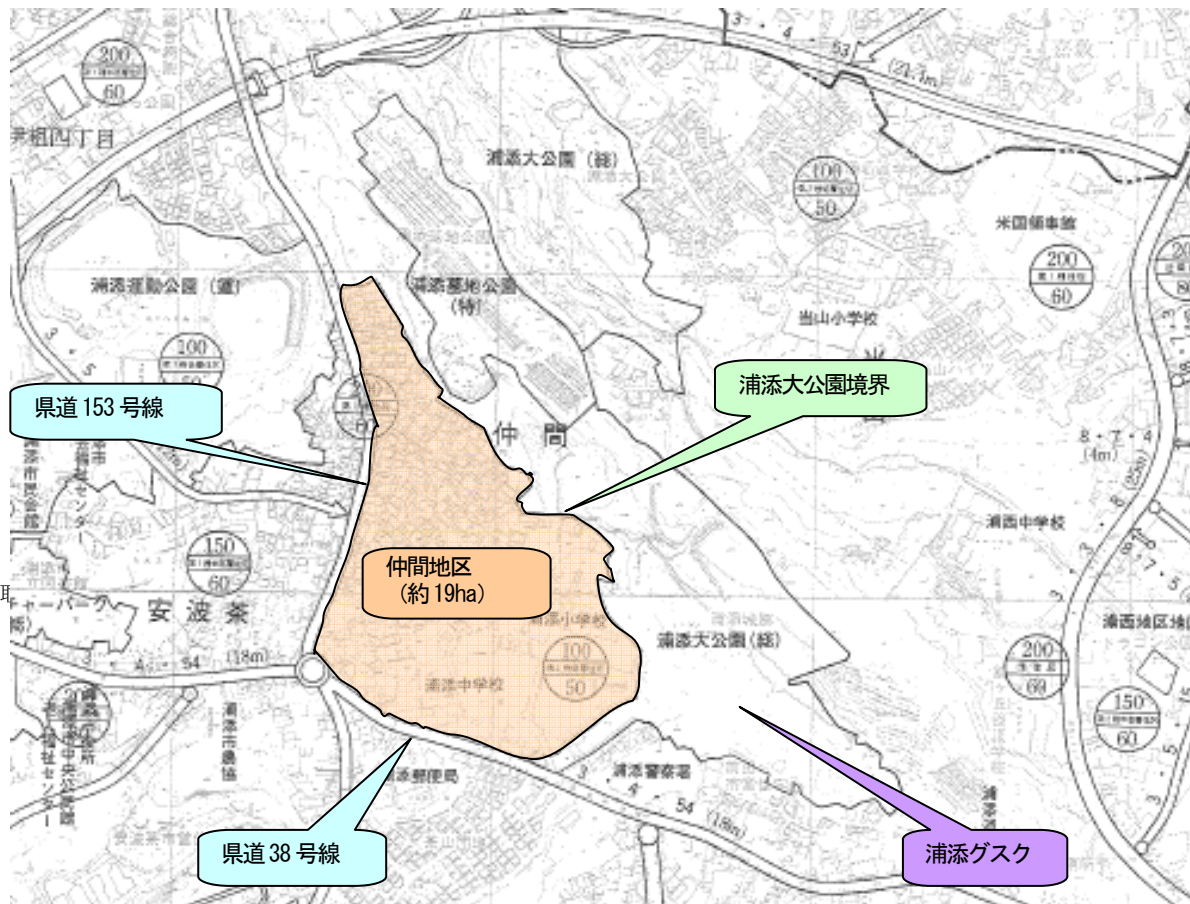




(2) 仲間重点地区の区域(浦添市景観まちづくり条例第10条)

浦添市景観まちづくり条例第10条に規定する重点地区の名称は、「景観まちづくり仲間重点地区」とします。仲間重点地区の範囲は、県道38号線、県道153号線、浦添大公園区域に囲まれた仲間2丁目を中心とする範囲で、面積は概ね19haです。

■ 仲間地区の範囲



■ 仲間地区での地区歩きや勉強会の様子



(3) 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号)

良好な景観の形成に関する方針については、「骨格別景観まちづくりの方針」と「類型別景観まちづくりの方針」が設定されており、仲間地区に関する方針を整理すると、骨格別及び類型別で以下のように位置づけられています。

1) 骨格別景観まちづくりの方針

① 歴史文化のよりどころ地区

歴史文化のよりどころ地区	目標の姿									
<p>方針-1 市民の歴史文化のよりどころ浦添グスク・伊祖グスクが主役となる景観形成を推進します</p> <p>方針-2 浦添グスクと密接なつながりを持つ首里城等を結ぶ歴史の道軸を形成します</p>	<p>浦添市民の心をひとつに結ぶ歴史文化のアイデンティティ核として、浦添グスクと伊祖グスクの由来が市民に十分理解されており、その修復整備と周辺地域の景観整備が進められています。また、浦添グスクと首里城を結ぶ尚寧王の道などの歴史の道の連続性が認識されており、多くの市民や県民・来訪者等に広く活用されています。</p>									
目標基準	民間					公共			活動	
	建築物・工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援・事業
<p>(1) <b>グスクを修復する</b></p> <p>① 浦添グスク・伊祖グスクの修復・復元整備に努める(石垣・門など)</p> <p>② 浦添グスクへのアプローチ道及び駐車場は歴史性に配慮した形態・素材等を工夫する</p> <p>③ 冬至のテダ遙拝の場の確保・整備を検討する(戦前はワカリジーの近くで仲間のノロが行っていたと伝わる)</p>						●	●	●		
<p>(2) <b>グスク周辺地区にふさわしい景観を形成する</b></p> <p>① グスク周辺地区の佇まいを歴史的地区にふさわしい景観に整えるよう努める(建造物の高さ・規模形態・屋根形態素材・色彩・屋外設備・塀・生垣・敷地内緑化など)</p> <p>② 赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する</p> <p>③ 敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない</p> <p>④ 民間墓園地区は歴史的地区にふさわしい緑化と景観改善を促す</p> <p>⑤ 地区内道路等の整備にあたっては歴史的景観に配慮した工法を工夫する(緩やかな線形・適度な幅員・伝統の素材・眺望点の確保など)</p> <p>⑥ 地区内の湧水に配慮した浸透性舗装材等に配慮する</p> <p>⑦ 屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する</p>	●	●	●	●	●	●	●	●		●
<p>(3) <b>歴史の道の連続性を感じさせる</b></p> <p>① 首里城などを結ぶ歴史の道の連続性を感じさせるよう努める(素材・サイン・緑陰・見通しなど)</p> <p>② 沿道の歴史的資源をできるだけ活かす(修復・サイン整備など)</p>						●	●			
<p>(4) <b>歴史文化とのふれあい・交流を促す</b></p> <p>① グスクや伝統集落、歴史の道を活かしたイベントを促す(尚寧王の道まーい・歴史体験学習など)</p> <p>② ふれあい・交流を促す支援策を充実する(案内NPO 育成・支援など)</p> <p>③ 広報・普及策を充実する(案内マップ作成、かわら版など)</p>									●	●

②都市を貫く軸線地区

都市を貫く軸線地区	目標の姿									
方針1 南北の個性ある大動脈と、ゲートを感じさせる沿道景観を形成します(R58、330、西海岸、西原IC) 方針2 沿道の生活文化を活かした個性ある通り景観を形成します(パイプライン、県38、県153、沢岬石嶺線)	本市の南北を貫く幹線において、ゲートとなる空間の景観形成がなされ、市民や県民・来訪者にも認識されています。また、沿道の商業・業務の街並みが統一感を与えており、幹線にふさわしい沿道景観を形成しています。 一方、市内の準幹線においては、沿道の店舗や並木等が景観に調和しながら連続し、市民の生活文化が感じられる個性ある通りとなっています。									
目標基準	民間					公共			活動	
	建築物・工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援事業
(2)ゆとりと品格ある沿道景観を形成する ①幹線沿道建造物の壁面後退した空間への緑化等に努める ②沿道建築物の3階以上の階層(中高木の高さを超える階層)では基調色の範囲内の色彩となるよう努める(コーラルホワイト等) ③乱雑になりがちな路上施設(柵・標識類など)は整理統廃合に努め、電線類の地中化や浸透性舗装などを促進する	●	●	●			●	●	●		
(3)節度ある広告・サインの定着 ①安全性や美観に配慮した節度あるネオンサインとする(信号を阻害しないなど) ②乱雑・混沌のイメージを感じさせないセンスある屋外広告物・サインに努める	●					●				
(4)歩いて楽しい通り景観を形成する ①通りの起伏を活かした個性ある沿道景観の形成を工夫する(統一した街路樹、建築物の屋根形態、見通しとアイストップ等) ②道路沿いの小広場やポケットパーク、バス停等と一体となった景観の形成を工夫する(人が座れる・たまれる、デッドスペースがない、ストリートファニチャー、目印となる、バス停緑化など) ③通りの由来や成り立ち等をできるだけ活かす(パイプラインの名称、軽便鉄道跡、オモロの碑、組踊の道など) ④サポーター制度を活用した植栽管理に努める	●	●	●			●	●		●	●

③水と緑の大循環地区

水と緑の大循環地区	目標の姿									
方針1 海岸・河川・湧水・緑地をつなげて、水緑の大循環をつくります 方針2 海浜の生き物が豊かな潮の薫る里浜の景観を活かします	都市部では貴重な本市の自然海浜が、周辺の都市整備と調和しながら活かされています。そして、この自然海浜と市内の河川、湧水、緑地等の水・緑空間が結ばれ、歩いて回遊できる潤いと安らぎのある廻廊が形成されており、多くの市民や県民等が散策などで利用しています。									
目標基準	民間					公共			活動	
	建築物・工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援事業
(4)大循環を構成する緑を増やし維持管理する ①大循環を構成する敷地内においては各自が緑化等に努める ②協働で在来の緑を増やし維持管理を行う(苗木提供・協働植栽・住民・NPO等による維持管理など)									●	●

2) 類型別景観まちづくりの方針

① 伝統集落地区

伝統集落地区	目標の姿									
<p>方針-1 伝統集落を抱護するクサティ森と大切な地域資源を保全・回復します(共有空間)</p> <p>方針-2 伝統的まちなみ景観を保全・回復します(私有空間・公有空間)</p> <p>方針-3 伝統集落を感じさせる通りや広場の景観を保全・回復します(公有空間)</p>	<p>伝統集落地区では、集落背後のクサティ森や御嶽、拝所、樋川、トウン(殿)などの祭祀広場、綱引きなどのまつりの場などの歴史的資源が地域の暮らしに密着して息づいており、大切に管理されています。これにより、来訪者にも歴史と伝統が生きた地域としての個性が感じられます。住宅は平屋か2階建てで、道路から後退して建てられ、屋敷内は緑が多く見られ、石垣や生垣、低い塀がめぐり落ち着いた佇まいのまちなみ景観となっています。</p> <p>また、地区内の通りは直線的ではなく、かつてのゆるやかな敷地割りの道路形態を残しています。舗装材等により車の道と歩車共存の道が明確にされており、敷地からのぞく花木や緑陰が続き、歩いて楽しく安全な通りを実感します。</p>									
目標基準	民		間			公 共			活 動	
<p>(1) <b>クサティ森を守る</b></p> <p>① シンボルである背後のクサティ森の保全に努める(売らない、開発しないなど)</p> <p>② クサティ森を協働で緑化し維持管理を行うよう努める(苗木提供・協働植栽・住民・NPO等による維持管理など)</p> <p>③ クサティ森にある個人の墓地等の緑化を促す</p> <p>④ 屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する</p>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
<p>(2) <b>伝統集落の空間構成要素を守る</b></p> <p>① 御嶽、樋川等の大切な共有資源を保全・回復・維持管理するよう努める(石垣、樹木等)</p> <p>② 老木、共有広場、まつりの道等の大切な共有資源を保全・回復・維持管理するよう努める</p>	●	●		●	●	●	●	●	●	●
<p>(3) <b>伝統的な地区を意識した宅地の景観づくりに努める</b></p> <p>① 建築物・工作物は低く構えとともに前庭空間を設け、クサティ森を遮らないよう工夫する</p> <p>② 背後のクサティ森と調和するよう屋根は勾配屋根とするよう努める</p> <p>③ 垣・塀は低くおさえ屋敷周りの緑化に努める</p> <p>④ 赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する</p> <p>⑤ 敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない</p> <p>⑥ 住宅の車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路境界部の緑化に努める</p> <p>⑦ 平面駐車場を有する店舗等については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める</p> <p>⑧ 屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する</p> <p>⑨ サポーター制度を活用した植栽管理に努める</p>	●	●	●			●	●		●	●



②住宅市街地地区

住宅市街地地区	目標の姿								
方針1 住宅市街地の暮らしに密着した地域資源を保全・修復します(共有空間) 方針2 住宅市街地の落ち着いたまちなみ景観を形成します(私有空間) 方針3 住宅市街地のうらおいある通り景観を形成します(公有空間)	住宅市街地地区では、地域に息づくウガンジュ(拝所)やムラガー(共同井戸)、老樹等の景観資源が大切に管理されており、地域にうらおいを与えています。宅地をみると建物は道路から後退して建てられ、屋敷内は緑化され、生垣や低い塀がめぐり落ち着いたうらおいのある佇まいのまちなみ景観となっています。また、地区内に見られる狭小な生活道路は、沿道の建て替えに伴って広げられ、防災上も安全な通り景観となっています。								
目標基準	民間			公共			活動		
<b>(1)住宅市街地の地域資源を活かす</b> ①地域の成り立ちを伝えるウガンジュ(拝所)やムラガー(共同井戸)、老木等の景観資源の保全・回復・維持管理に努める ②里道等のスージガーを安全な通学路やホテルが息づく道等として活かすよう工夫する ③地区内にある空き地などの低未利用地をうらおいとたまりのあるオープンスペース等として活かすよう努める(市民菜園等)	●	●			●	●	●	●	●
<b>(2)宅地内の日だまりとゆといを確保する</b> ①建築物はできる範囲で壁面後退し、敷地内に日だまりとゆといを確保するよう工夫する ②高い塀や閉鎖的な屋敷囲いから低い塀や生垣に替え、日だまりとゆといを確保するよう工夫する	●	●			●				
<b>(3)目立たない緑化された車庫・駐車場を工夫する</b> ①住宅等の車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路境界部の緑化に努める ②店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める	●	●			●				
<b>(4)安心とうらおいある通り景観を工夫する</b> ①狭小な生活道路は防災面や安全面の観点からも、沿道の垣・塀を低くおさえ、できるだけゆとりの空間を確保する ②地区内の一般道路では、チンマーサー空間(集落の入口にある大きな樹木のこと。一般的に石を積み回した中にみられる。)などを保全・回復または創出し、個性とうらおいある通り景観の創出に努める ③屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないよう工夫する ④美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める ⑤建築物はできる範囲で壁面後退し、通りと一体となつてうらおいある空間づくりに努める(舗装材、植栽など)	●		●			●		●	●

③商業・業務地区

商業・業務地区	目標の姿									
方針1 企業が主体となった、歩いて楽しい商業・業務地区のまちなみ景観を形成します(私有空間) 方針2 広告物や看板等にも配慮した商業・業務地区の景観を創出します(私有空間) 方針3 歩いて楽しい商業・業務地区の通り景観を形成します(公有空間)	商業・業務地区は、遠景で見ると落ち着いた色合いの基調色の範囲内にあり、高さや形態、設備等も違和感がなく屋外広告物も小さく洗練されており周辺と調和しています。近づいて見ると、道路から壁面後退された敷地内が美しく緑化されており、中には緑陰樹やベンチを設けて市民等に公開している空間も見られます。歩道は広く、緑陰樹の並木と花が咲き、バス停なども緑化されるなど、歩いて楽しい通り景観になっています。また、従来からある商店街の良さがまちの魅力として活かされ、多くの市民・住民でにぎわっています。									
目標基準	民間			公共			活動			
	建築物・工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援事業
(1) <b>ゆと気品ある沿道景観</b> を形成する ①沿道建築物の3階以上の階層(中高木の高さを超える階層)では基調色の範囲内の色彩となるよう努める(コーラルホワイト等) ②乱雑になりがちな路上施設(柵・標識類など)は整理統廃合に努め、電線類の地中化や浸透性舗装などを促進する ③沿道建造物の壁面後退した空間への緑化等に努める ④屋上駐車場を有する商業・業務ビル等については、駐車場への間口は最小限とし、道路境界部の緑化に努める ⑤店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める ⑥沿道の街路樹選定は個性ある樹種を工夫する(市の花木など) ⑦屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないよう工夫する	●	●				●	●		●	●
(2) <b>節度ある広告・サイン</b> の定着 ①安全性や美観に配慮した節度あるネオンサインとする(信号を阻害しないなど) ②乱雑・混沌のイメージを感じさせないセンスある屋外広告物・サインに努める	●					●				
(3) <b>にぎわいある歩いて楽しい通り景観</b> を形成する ①商業施設については、ショーウィンドーやシャッター等のデザインにも配慮する ②通りの起伏を活かしたにぎわいある沿道景観の形成に努める(緑陰樹、建築物の屋根形態、見通しとアイストップ等) ③道路沿いの小広場やポケットパーク、バス停等と一体となった景観の形成を工夫する(人が座れる・たまれる、デッドスペースがない、目印となる、バス停緑化など) ④通りの由来や成り立ちをできるだけ活かす(パイプラインの名称、軽便鉄道跡、オモロの碑、組踊の道など) ⑤沿道の街路樹選定は個性ある樹種を工夫する(市の花木など) ⑥地域のまつりやイベントを興すよう努める ⑦既存の商店街の良さを活かすよう努める(界限性、にぎわい、回遊性、ヒューマンスケールなど)	●	●					●	●	●	●

### 3) 仲間地区まちづくりの精神・将来像

仲間地区では、景観法が施行される以前の平成 12 年度から、地区住民とともに仲間地区まちづくりの検討を積み重ねてきました。その成果のひとつが、「仲間地区まちづくりの精神」と「仲間地区まちづくりの将来像」です。これは、地区住民の総意を得たまちづくりの基本精神であり地区住民が目標とする将来像です。

したがって、仲間重点地区においては、このまちづくりの精神に則り、将来像並びに骨格別方針・類型別方針も踏まえながら、より具体的なルールを設定していきます。

#### ■ 仲間地区まちづくりの精神

私たちは、

- ① 私たちの生活する仲間地区の地形、水、緑、歴史的資源を守り継承します。
- ② 仲間地区の通りを、地域資源で結んだ歩いて楽しい通りにします。
- ③ 浦添グスクの城下町(グスクまち)にふさわしいまち並みをつくります。
- ④ 子どもからお年寄りまで安心して暮らせるふれあいのある地域社会を築きます。
- ⑤ 住民自身が仲間地区の過去と現在、未来を考え、決めていくようにします。

#### ■ 仲間地区まちづくりの将来像

「水・緑が感じられる てだこの城下町（グスクまち）づくり」

- 仲間地区は高台に位置していますが、浦添グスクをクサティにした集落立地のため湧水が豊富です。また、地区内には御嶽や拝所の緑を中心に屋敷内の緑も多く、落ち着いた佇まいを感じさせる地区です。
- また、「てだこ」とは太陽の子という意味です。かつて浦添が琉球の王都として繁栄した時代の英祖王をてだこと敬称したことに由来しますが、現在ではてだこは浦添をイメージするキーワードとなっています。仲間地区はまさに浦添を象徴する浦添グスクをクサティに佇む、本市を代表するグスクまちです。

# 仲間地区案内MAP

～水・緑が感じられる てだこの城下町(グスクまち)づくり～

又吉自治会長からのコメント：  
 私たちが暮らす仲間地区は、ドームラ、おむわ  
 と浦添の中浦添として知られ、浦添グスクをク  
 サティ森として今日まで発展してきました。かつて  
 は番所が置かれ、灰燼に帰した戦後も仲間から  
 浦添の復興が始まりました。このような歴史ある  
 仲間地区について、平成12年度から地域と行政  
 とで勉強会を積み重ね、地区への誇りを共有して  
 きました。現在、地区の誇りを守り、育て、創るた  
 めのルールづくりに向け、地権者・関係者等も  
 含めてさらに勉強会を積み重ねているところで  
 す。  
グジュマスの説明する自治会長(右)

**仲間ティラとガジュマル**



仲間ティラは洞窟です。昔は樹  
 林が生い茂っていました。  
 現在、仲間ティラの側にあるガ  
 ジュマルは自治会館の敷地内で3回  
 移動していますが、その樹齢は100  
 年を超えています。

**浦添グスクを背景に仲間方面(浦添市役所より)**



**浦添ようどれ**



自然洞窟を掘削して造営した  
 英祖王と尚寧王  
 の陵墓です。  
 2005年4月  
 に修復・復元工  
 事が完了してい  
 ます。

**クバサーヌ御嶽**



ウトク神とウナナ神が祀られてい  
 るといわれています。仲間のハチウ  
 ガミーやウマチーの時にムラウガミ  
 がなされます。

**ワークショップでの子どもたち**



**ヌン殿内**



戦前まではヌールがいましたが、  
 今はありません。敷石やウマヌイ石が  
 残っており、拝所の香炉には「浦添  
 王子」とあります。

**興味深くヌン殿内の石垣をみる**



**仲間ヌン女神**



トゥーシニングガンをする  
 ところです。昔のままの形  
 で残っています。

**仲間樋川**



水は枯れたことがなく、戦前は、飲み水や  
 洗濯などに使われました。  
 正月の若水やワービーにも使いました。

**仲間公民館前遊戯場のガジュマルの  
 木陰で一休み**



**住民説明会の様子**




凡 例		
仲間地区範囲	★ 村ガ一	広場・緑地
☆ 拝所	■ 由来のある場所など	仲間線
○ 主な施設	城壁や洞穴	史跡浦添城跡



(4) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第3号)

1) 行為ごとの景観形成基準

仲間地区における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等は以下の通りです。

浦添市景観まちづくり条例に基づく重点地区 (条例第10条)		浦添市条例に基づく 重点地区への支援 (条例第23条)
対象: 仲間地区 ＜行為ごとの景観形成基準＞		対象: 仲間地区 ＜助成制度＞
<b>1. 建築物及び工作物</b>		
(1)位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した配置とする。</li> <li>○壁面等はできる範囲で前面道路から1.5m以上を目安として後退し、通りと一体となってるおいとにぎわいのある空間づくりに努める。ただし別棟の付属車庫等や奥行きが無い敷地や狭小敷地などに於いてはその限りでない。</li> <li>○計画地や敷地内の既存のまとまった緑地や老木等を活かすよう努める。</li> <li>○多くの人が集まる主要な視点場からの浦添グスクの稜線が分断されないよう建造物の配置を工夫する。</li> <li>○浦添グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森などの地域資源に配慮した配置計画とする。</li> </ul>	
(2)形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した形態や意匠とする。</li> <li>○建築物が大規模になる場合は、分節化、分散配置などに工夫する。</li> <li>○浦添グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森などの地域資源に配慮した、形態や色彩、意匠を工夫する。</li> <li>○多くの人が集まる主要な視点場から浦添グスクの稜線が分断されないよう高さ、規模、形態を工夫する。</li> <li>○緑の両翼地区では、高さ、規模、形態、色彩等を工夫し、風景を支配しないようにする。</li> <li>○屋根は赤瓦または灰色瓦葺きの適切な勾配の寄棟を可能な限り採用する。</li> <li>○やむを得ない場合は、赤瓦または灰色瓦、若しくはそれらに類する素材を部分的に用いるなど、積極的に意匠として採用するよう心がける。</li> </ul>	○屋根瓦の助成を行う。
(3)色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○落ち着いた色彩を基調とし、浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した色彩とする。</li> <li>○建築物の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。 ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。また、浦添市景観まちづくり審議会の承認を得たもの或いは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。</li> </ul>	
(4)素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した素材を使用するよう努める。</li> <li>○赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらかず素材を効果的に活用し、浦添グスク周辺にふさわしい素材の活用に心がけることとする。</li> <li>○外構の舗装は、積極的に浸透性のある材料を使用するよう努める。</li> </ul>	
(5)緑化・垣・柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した緑化に心がける。</li> <li>○塀・柵等は低く抑え生垣、緑化などを行い、日だまりとゆとりを確保するよう工夫する。</li> <li>○屋外駐車場は、舗装材やパーゴラなど積極的に駐車場緑化に努める。</li> <li>○原則として敷地面積の5%以上の緑地を設けることとし、それらを間口の1/4以上に配置するよう工夫する。</li> <li>○道路に面する部分の塀は、原則として、敷地面から高さ1.5m程度の琉球石灰岩による石積みや石張りで修景したものとするか、敷地面から高さ0.6m以下の琉球石灰岩による石積みや石張り或いは類似の塗装などで修景し、その上部は垣・さく・フェンス等を設置し緑の垣根を設けるよう心がける。ただし、道路面と敷地に高低差が著しくある場合は、その限りでない。</li> </ul>	○道路に面する塀の琉球石灰岩や類似の塗装などへの助成と生け垣等への助成を行う。

(6) 屋外設備・サインその他	<p>○浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮して、屋外設備は、露出させないようにし、修景措置を講ずること。やむを得ず露出させる場合は公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。</p> <p>○鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立たないよう工夫する。</p> <p>○安全性や美観に配慮した節度あるサインとする。</p>	
-----------------	---	--

届出対象行為

行 為	項 目	規 模
建築物の新築、増築、改築又は移転(法第16条第1項第1号関係)		建築確認が必要なもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第1号関係)		見付面積が10㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第2号関係)	<p>(1) 擁壁、垣、さく、塀類</p> <p>(2) 彫像、記念碑類</p> <p>(3) 煙突、排気塔類</p> <p>(4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱類</p> <p>(5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔類</p> <p>(6) 高架水槽、冷却塔類</p> <p>(7) 観覧車等の遊戯施設類</p> <p>(8) コンクリートプラント等の製造施設類</p> <p>(9) 自動車の車庫の用に供する立体的な施設</p> <p>(10) 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設</p> <p>(11) 汚水・ごみ処理施設類</p> <p>(12) 墓園類</p> <p>(13) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む。)類</p>	<p>高さが2mを超えるもの</p> <p>高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)を超えるもの又は築造面積が500㎡を超えるもの</p> <p>高さが20m(電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該支持物の高さが15mかつ地盤面から当該支持物の上端までの高さが20m)を超えるもの</p>

2. 開発行為

- 伝統的な集落の特徴ある地形や地割を活かすよう工夫し、敷地の分割はできるだけ控える。擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。
- 地区内においては、斜面緑地を活かすよう努めると共に、主要な視点場から地域のシンボルである浦添グスクを中心とする斜面緑地の眺めを遮断しないように努める。
- 原則として開発による各宅地には、各宅地面積の5%以上の植栽が行われるスペースを設け、間口の1/4以上を道路に面するよう配置する。

届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第16条関係)

行 為	規 模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(法第16条第1項第3号関係)	土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

### 3. 屋外における物品の集積又は貯蔵

#### 1. 位置又は集積の方法

○屋外での物品等の集積・貯蔵は道路などの公的空間や主要な視点場から離れた位置で行い、積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするよう工夫する。

#### 2. 遮へいその他

○屋外への物品等の集積・貯蔵は目立たないよう配置し、常に整理整頓を心がけ、植栽や修景された塀等で遮へいに努める。

届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第 14 条関係)

行 為	規 模
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の高さが5mを超えるもの又はその用途に供される土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

### 4. 地形の外観の変更に伴う鉱物の掘採又は土石等の採取

#### 1. 跡地の措置

○掘採または採取後の跡地は、植栽等で修景を行い、周辺景観に配慮すること。

#### 2. 遮へい

○道路などの公的空間や主要な視点場から目立たないよう植栽や修景された塀等で遮へいに努める。

届出対象(浦添市景観まちづくり条例第 14 条関係)

行 為	規 模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

### 5. 土地の形質の変更

#### 1. 変更後の措置

○墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の5%以上の緑地を設けることとし、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする。

○特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。

○地区内においては、斜面緑地を活かすよう努めると共に、主要な視点場から地域のシンボルである浦添グスクを中心とする斜面緑地の眺めを遮断しないよう努める。

届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第 14 条関係)

行 為	規 模
土地の形質の変更	土地の面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

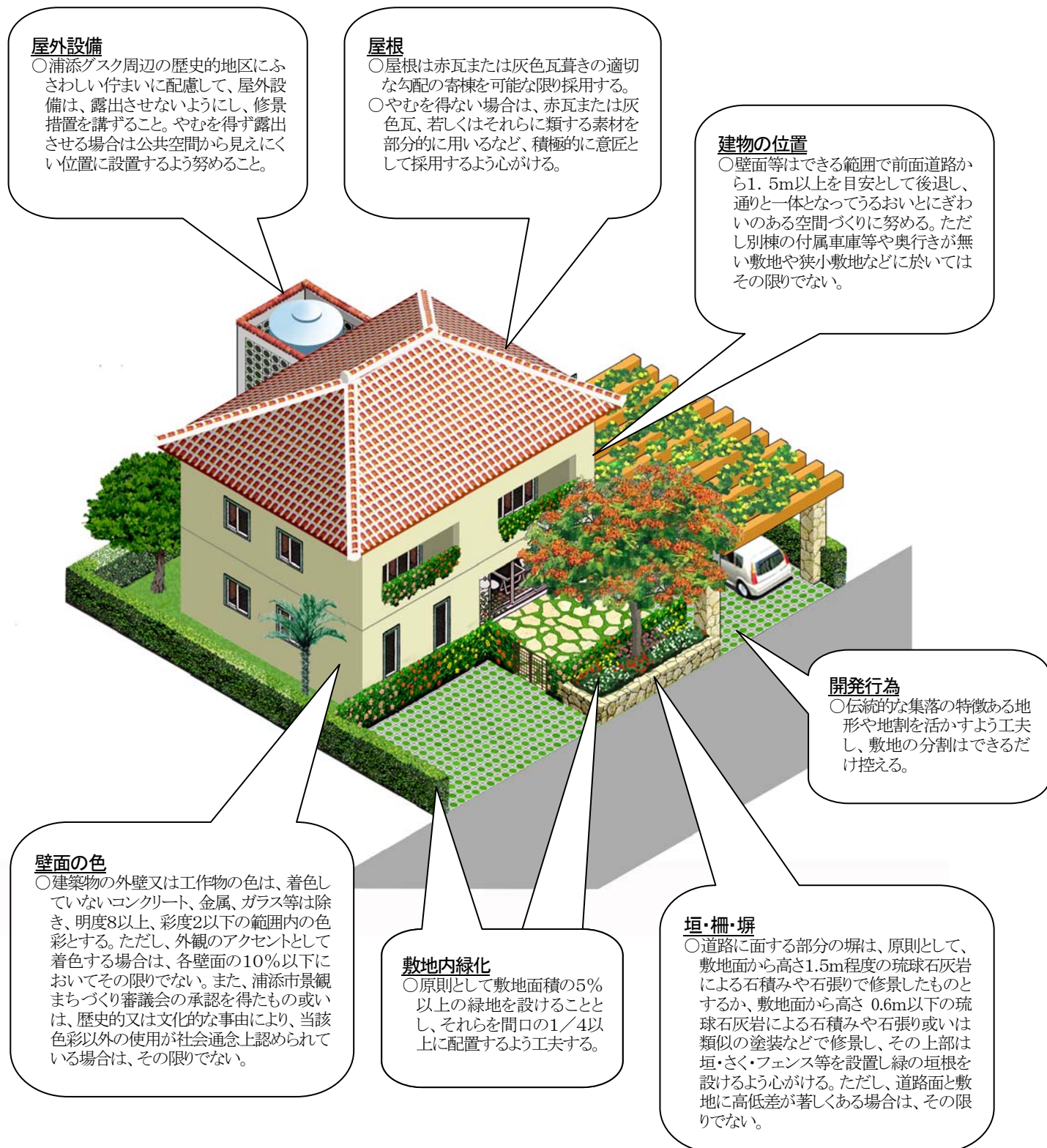
### 変 更 命 令

#### <景観形成基準>

建築物及び工作物	建築物の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。 ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。また、浦添市景観まちづくり審議会の承認を得たもの或いは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。
----------	---



## ■ 仲間地区の良好な景観形成のイメージ(建築物及び工作物、その他)



## 2) 行為の届出の流れ

仲間重点地区における行為の届出の流れは、市全体の行為の届出の流れと同様です。仲間地区内で建築物・工作物、開発行為等の行為を行おうと思ったら、構想・企画の段階で先ず「浦添市美らまち推進課」と事前相談を行って下さい。



## 6. 景観重要建造物・樹木の指定の方針(法第8条第2項第4号)

### (1) 景観重要建造物・樹木の指定の方針

#### ① 指定の基本的な考え方

景観計画区域の地域(浦添市全域)において、以下の項目にあてはまるものについては、所有者の意見を聴取した上で、景観重要建造物・景観重要樹木の指定に努めます。

- ア) シンボリック的存在となっている樹木や建造物 (目印代わりとなる、愛称で親しまれるなど)
- イ) 歴史上意味のある樹木や建造物 (その土地を知るのに役立つ、その時代の特徴を示すなど)
- ウ) 信仰上意味のある樹木や建造物 (信仰の対象となっている、独特のデザインなど)
- エ) 良好な風景が成立するために欠かすことのできない樹木や建造物 (再現することが容易でないなど)
- オ) 「登録文化財」に指定された建築物
- カ) その他市民からの申し出によるもので景観上重要であると客観的に判断できるもの

#### ② 指定までの手順

- 第1段階 候補物件リストの作成
- 第2段階 所有者の意見聴取
- 第3段階 適否判断(景観審議会)
- 第4段階 管理計画・管理協定
- 第5段階 台帳登載・市民公表

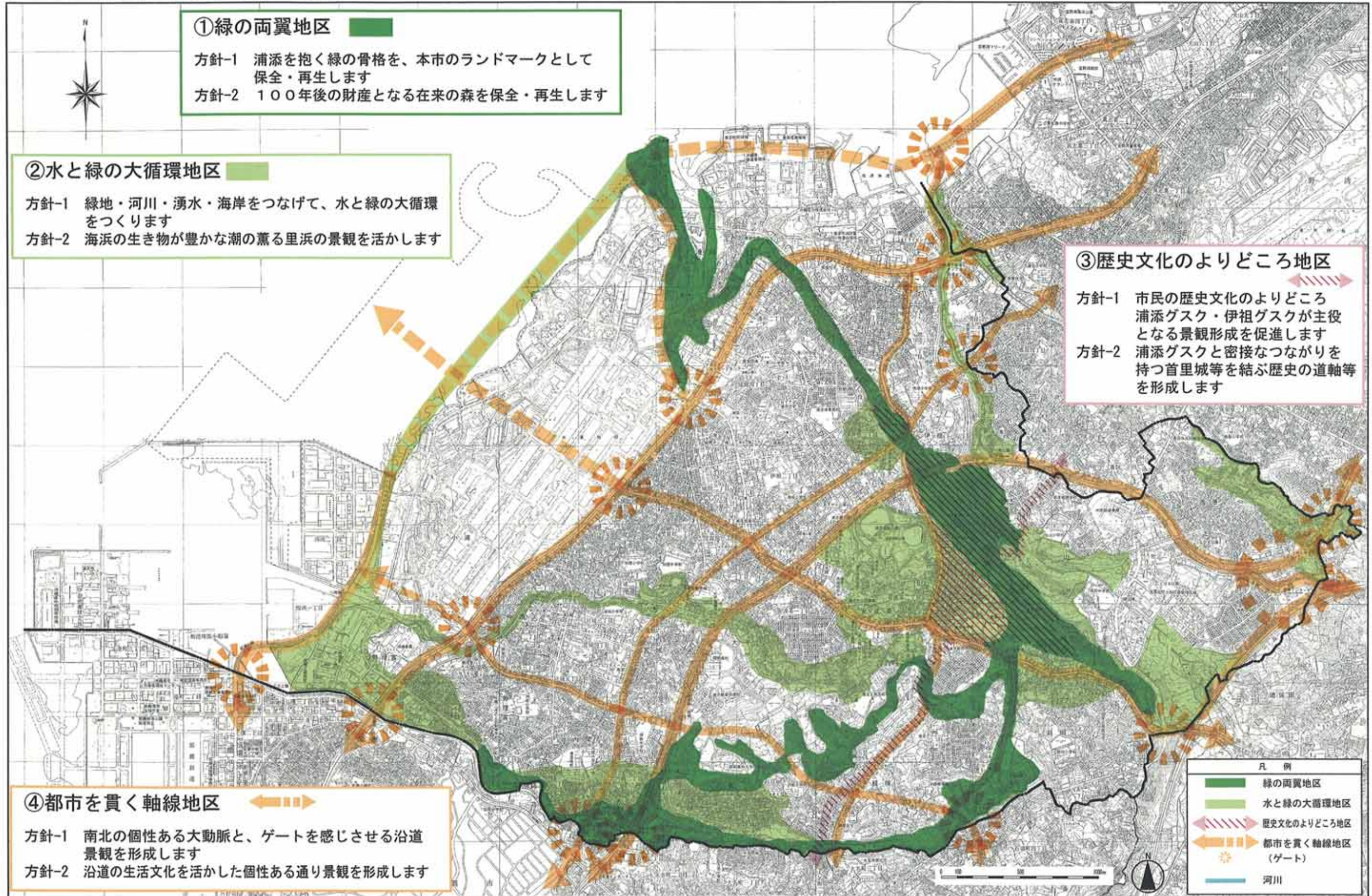
### (2) 景観重要公共施設の指定の考え方

#### ① 指定の基本的な考え方

主要な社会基盤等として、地域の風景の中で親しまれているシンボルロードや河川、都市公園、海岸、港湾等について、公共施設管理者と協議し同意を得た上で景観重要公共施設に指定します。

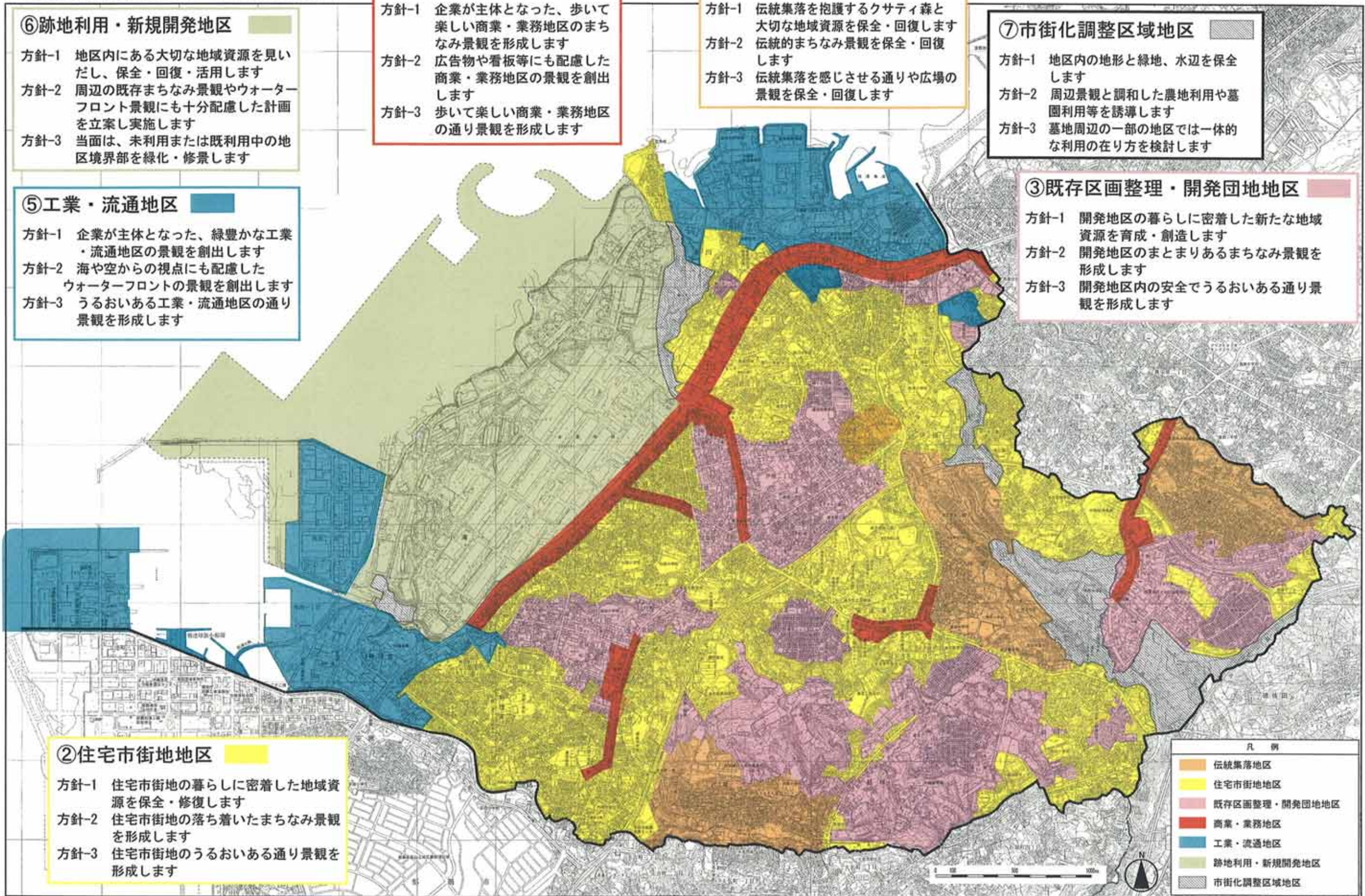


## ■骨格別景観まちづくりの方針図





## ■ 類型別景観まちづくりの方針図





## 第4章 推進に向けて(推進編)

### 1. 推進に向けての考え方

本市において協働の景観まちづくりを効果的に推進していくためには、以下の2つの視点が大切と考えます。

緩やかな基準に基づき、全市的に良好な景観形成のボトムアップを図る  
同時に、より詳細な基準とリーディング事業により、重点地区の良好な景観形成を実施する

の全市的な景観のボトムアップについては、法に基づく取り組みを基本におき、条例で位置づけた自主的取り組みと連動し、中長期的な展望のもとに推進していく必要があります。

また、          については、重点地区の候補である仲間地区の取り組みを進め、地区住民と基準を構築し、基準に則り景観形成を推進していくとともに、市道、広場、文化財、サインなど必要なリーディング事業を同時並行して導入し、本市全体の景観形成を牽引するモデルとして取り組んでいく必要があります。

### 2. 多面的な取り組みの推進

#### (1) 法に基づく取り組み

法に基づく取り組みの基本となるのは景観法の活用です。景観法に基づく景観まちづくり計画の広報・普及を徹底し、良好な景観形成の方針、目標の姿を実現するための事前協議を充実させる必要があります。また、法に基づく届出行為、行為の制限を運用していくとともに、今後は、景観重要建造物・樹木及び景観重要公共施設の指定に向けての候補の洗い出し、景観協議会、景観整備機構の設置、景観協定等による協働の景観まちづくりを推進していきます。

一方、景観法のみによる取り組みの限界も十分認識しつつ、中長期的展望のもと都市計画法への移行や活用、さらにその他関連する既存法の活用など、法に基づく取り組みにおいても多面的な連携による推進が求められています。

#### 1) 景観法の活用

景観計画による事前協議の徹底  
方針 - 目標の姿の広報・普及の徹底  
景観形成目標基準による事前協議の徹底  
法に基づく届出行為、行為の制限の運用  
景観重要建造物・樹木及び景観重要公共施設の指定に向けての候補の洗い出し  
景観協議会、景観整備機構の設置による協働の景観まちづくりの推進  
景観協定地区指定等による協働の景観まちづくりの推進



- 2) 都市計画法の活用:都市計画法との連携は十分に必要なことであり特に下記の、 について積極的に取り組む必要がある。

景観地区の活用(重点地区から景観地区へ、または重点地区を含む周辺の景観地区指定など)  
地区計画、地域地区、特定用途制限、開発行為 などの活用

- 3) その他の既存法の活用:建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法の活用については積極的に取り組む必要がある。

建築基準法、都市緑地法(緑地保全地区、特別緑地保全地区、緑化地区)、屋外広告物法の活用  
河川法、海岸法、港湾法、道路法、文化財保護法、農地法、環境基本法 などの活用

## (2)自主的取り組み

自主的な取り組みと、法に基づく取り組みは車の両輪のような関係であり、本市の景観まちづくりを進めるうえでは極めて重要な取り組みです。自主的な取り組みは、これまでの本市の実践的な景観行政を基本に、浦添市景観まちづくり条例に位置付けて強化します。

協働の景観まちづくり活動を支援するための表彰・助成や、金銭的、物的、技術的、人的支援などを強化するとともに、条例に基づき景観まちづくり重点地区の指定を始めモデル事業、リーディング事業などの導入を図ります。さらに、条例に位置づけられた審議会や市民会議、アドバイザー等を十分活用し、協働の景観まちづくりを支援していくこととします。また、庁内はもとより、県・国との連携を密にして目標の姿の実現に向けて、選択と集中の観点を持ちつつ支援していきます。

### 1)景観まちづくり活動への支援等(浦添市景観まちづくり条例第20条～第24条)

#### 全市的な取り組み

表彰・助成・支援(まちづくりプラン賞、花と緑のまちづくりフェスタなど)

景観協議会の設置、景観整備機構の認定

#### 重点地区、景観協定地区等での取り組み

景観形成への助成(金銭的、物的支援)

景観まちづくり活動への支援(技術的、人的支援)

協働の景観まちづくり事業(リーディング事業、モデル事業、公共事業の指針、ガイドライン等)

### 2)庁内連絡協議会(浦添市景観まちづくり条例第4条)

課内の連携:「浦添市緑の基本計画」など

企画課:「第3次浦添市総合計画」など

都市計画課:「浦添市都市マスタープラン」など

その他、土地利用、環境、観光、文化財等の計画 など

3) 県・国との連携強化(浦添市景観まちづくり条例第12条)

県企画調整課:「沖縄振興計画」など

県都市計画・モノレール課:「沖縄県景観計画」、「沖縄県都市マスタープラン」、「沖縄県広域緑地計画」など

中部土木事務所、那覇港管理組合:「港湾計画」など

沖縄総合事務局:「美ら島沖縄風景づくりガイドプラン」など

4) 浦添市景観まちづくり審議会(浦添市景観まちづくり条例第25条)

景観まちづくり計画の策定、重点地区の指定、行為の制限の事前届出制等について審議する。  
景観重要建造物・樹木の指定、その他景観に関する基本的事項又は重要な事項について審議する。

5) 浦添市景観まちづくり市民会議(浦添市景観まちづくり条例第19条)

多様な立場の市民からの協働の景観まちづくりに関する市等に対する幅広い意見・提案。

6) 景観まちづくりアドバイザーの設置(浦添市景観まちづくり条例第26条)

景観まちづくり行政の円滑な運営のため、大規模行為等の届出や協働の景観まちづくりに関する調整事項について、事務局等へ技術的指導・助言を行う。

7) 景観まちづくりを推進するための指針の策定(浦添市景観まちづくり条例第13条)

景観まちづくり計画で定めた方針に基づき、公共施設の整備指針、協働まちづくりの指針、その他の景観まちづくりを推進するためお指針を策定するよう努める。

8) 景観重要建築物等の指定(浦添市景観まちづくり条例第18条)

景観重要建造物又は景観重要樹木を指定することができる。

浦添市景観まちづくり推進のしくみ

